

官報

号外 平成十年十二月十一日

○第四百四十四回 参議院會議録第五号

平成十年十二月十一日(金曜日)

午後三時六分開議

○議事日程 第五号

平成十年十二月十一日

午後三時開議

- 第一 平成十年度一般会計補正予算(第3号)
- 第二 平成十年度特別会計補正予算(特第2号)
- 第三 平成十年度政府関係機関補正予算(機第2号)
- 第四 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院送付)
- 第五 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法案(衆議院提出)
- 第七 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第八 日本開発銀行法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

- 一、国家公務員等の任命に関する件
- 一、日程第一より第六まで
- 一、新事業創出促進法案(内閣提出、衆議院送付)

平成十年十二月十一日 参議院會議録第五号

国家公務員等の任命に関する件 平成十年度一般会計補正予算(第3号)外一件

一、小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、日程第七及び第八
一、財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、公正取引委員会委員に本間忠良君を、金融再生委員会委員に磯部朝彦君、片田哲也君、清水湛君及び中地宏君を、

また、株価算定委員会委員に石井清之君、大橋正春君、落合誠一君、筒井義郎君及び福岡年勝君を

任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

これより採決をいたします。

まず、公正取引委員会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十七
賛成 二百三十七
反対 〇

よって、全会一致をもって同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 次に、金融再生委員会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十七
賛成 二百三十七
反対 〇

よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 次に、株価算定委員会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十八
賛成 二百三十八
反対 〇

よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 平成十年度一般会計補正予算(第3号)

日程第二 平成十年度特別会計補正予算(特第2号)

日程第三 平成十年度政府関係機関補正予算(機第2号)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長倉田寛之君の報告を求めます。予算委員長倉田寛之君。

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

〔倉田寛之君登壇、拍手〕

○倉田寛之君 ただいま議題となりました平成十年度補正予算三案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

一般会計補正予算は、去る十一月十六日に決定された緊急経済対策の実施等のために編成されたものであります。

まず、歳出につきましては、緊急経済対策関連として、信用収縮対策等金融特別対策費、二十一世紀を展望した社会資本整備及び災害復旧等事業費、地域振興費、住宅金融対策費等について所要の措置を行うとともに、義務的経費の追加等、特に緊要となった事項等について措置を講ずるものであり、歳出の追加総額は八兆五千三百七十一億円となっております。

また、一方では、既定経費の節減、予備費の減額等により、二兆八千六百一億円の修正減少を行うこととしております。その結果、平成十年度一

般会計補正予算の歳出の純追加額は五兆六千七百六十九億円となり、補正後の歳出総額の合計は八十七兆九千九百五十五億円となっております。

歳入につきましては、最近までの収収実績等を勘案し、租税及び印紙収入の減少を見込む一方、その他収入の増加を計上するほか、公債金については、財政法第四條第一項ただし書きの規定に基づき建設国債四兆五千五百五十億円のほか、平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律に基づく特別国債七兆八千八百億円の計十二兆三千二百五十億円の公債の増発を行うこととしております。

その結果、平成十年度一般会計補正予算の歳入の純追加額は歳出と同額の五兆六千七百六十九億円となり、補正後歳入総額においても歳出総額と同額の八十七兆九千九百五十五億円となっております。

以上の一般会計予算の補正等に関連して、国立学校特別会計、道路整備特別会計など二十一の特別会計及び国民金融公庫など六つの政府関係機関について、それぞれ所要の補正を行うこととしております。

財政投融資計画につきましては、緊急経済対策を実施するため日本開発銀行など十六機関に対し、総額二兆四千四百二十五億円を追加することとしております。

補正予算案は、去る十二月四日、国会に提出され、同日、宮澤大蔵大臣から趣旨説明を取聴した後、衆議院からの送付を待って、九日及び昨十日、小淵内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、質疑を行ってまいりました。

質疑では、「政府の現在の景気認識はどうか。また、今年度の成長率は政府見通しどおりマイナスイ・八%におさまるのか、今回の緊急経済対策二十三兆九千億円の経済効果はどの程度か」との質疑があり、これに対し、小淵内閣総理大臣並びに関係各大臣より、「景気は極めて厳しい状況が

続いている。設備投資はまだ後退が続く可能性が高く、雇用情勢も失業率、有効求人倍率とも過去最悪となっている。生産、消費も下げどまりの傾向が出てきているものの、依然減少を続けている。こうした一方で、スーパーの売り上げや家電製品、軽自動車販売等が増加してきているなど、一部に変化の兆しが見えるようになってきている。このように、さらに悪化する動きと、幾分回復する動きが混在しており、厳しい中にも新しい胎動があるという感じを持っている。今年度の成長率については、「見通し達成はやや厳しいが、再改定するほどのことではないと考えている」。また、経済対策の経済効果については、「一年間で名目一・五%、実質で二・三%程度の押し上げ効果がある」と見ている。そのうち社会資本整備の効果は、名目一・一%、実質一・九%、所得税減税の効果は〇・四%と試算しているが、今回の補正予算を含めたあらゆる経済政策を実施していくことにより、明年度ははっきりとしたプラス成長を実現したい旨の答弁がありました。

質疑はこのほか、金融機関の貸し渋りとつかえの実態、二十一世紀型社会資本整備のあり方、減税の早期実施の必要性、中小企業の育成策、地域振興の効果と実施上の課題、政府経済見通しのあり方、消費税の福祉目的税化と年金国庫負担問題、介護保険制度の問題点、地方分権推進への取り組み姿勢、情報公開法制定の政府決意、米関税化問題、防衛庁不祥事と信頼回復の必要性、予防接種の改善策、北方領土をめぐる対ロシア交渉など多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して郡司委員が反対、自由民主党を代表して金田委員が賛成、日本共産党を代表して須藤委員が反対、自由党を代表して入澤委員が賛成の旨、それぞれ意見を述べられました。討論を終局し、採決の結果、平成十年度補正予

算案は賛成多数をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 三案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。築瀬進君。

〔築瀬進君登壇、拍手〕

○築瀬進君 私は、民主党・新緑風会を代表して、政府提出の平成十年度第三次補正予算案に対し、反対の討論を行うものであります。

我が国は現在、未曾有の長期不況にありま。国民は未来への展望を描けず、希望を失おうとしています。破綻は金融システムだけではありま。日本経済全体が過去の成功の条件を失いました。高度成長時代に通用した官製主導の経済システムや親方日の丸の護送船団方式、含み益を当て込んだ経済、情報をつめた二重帳簿、これらがすべて通用しなくなっています。土地が上がり、経済のバイが拡大しているときは、問題の先送りです。事が積み重なりました。しかし、もはやかつての成功の環境は失われたのであります。

私たちは、現在の経済危機の原因が単なる循環的なものではないこと、冷戦構造が終えんを迎え、デジタル革命のもとでグローバル経済が確実に進行していることなど、今や世界的な構造変革期を迎えていることをしっかりと認識すべきであります。そして、成熟した少子・高齢化社会に対応する新たな経済システムの構築に全力を注ぐべきであります。

したがって、私たちは今、長期不況の脱却と経済構造改革の二つを同時にやり遂げねばならないという大変困難な課題に直面をしているのです。これがまさに経済再生の真の意味であります。だからこそ、リーダーは勇気と決断力、そして洞察力をもち、事においては遠慮せず、常に明確な指針を示しながら、断固として前進しなければなりません。小淵総理、純牛の歩みでは国民は不幸になるばかりではありませんか。

さて、民主党は、さきの臨時国会にあっては、延長してでも補正予算を成立させ、恒久減税を含む抜本的な景気対策を早急に実施すべきであると主張しました。しかし、政府は早々とさきの国会を閉じてしまい、景気対策の実行を先送りしてしまつたのであります。政府にあっては、景気対策よりもみずからの政治的思惑を優先させたのは明らかであります。そして今国会においても景気対策と補正予算の編成に手間取り、その開会をおくせました。このように、政府・自民党は財政当局の事情を最優先しながら景気対策を常に先送りし、構造改革を後退させ、経済危機をいたずらに深刻化させてきたことは明らかであります。

私たち民主党は、十一月十二日に、「減税・安心・未来への投資」、これをキーワードに、国費で総額二十兆円規模の構造改革につながる景気・雇用対策を発表いたしました。私たちの主張に少しでも耳を傾けていただければ、もう少しましな補正予算になったのではないのでしょうか。

日本経済を再生させるという看板とは全く裏腹の、数字だけを飾らせた、従来手法を一步も出ないめり張りの欠けた補正予算、こんなくおどろきの予算で経済が再生するとしたら、全くお笑いぐさであります。危機感が欠如し、従来の利権構造を温存しながら、その上、国民の不安と痛みを一切共有しない補正予算には、断じて賛成するわけにはまいりません。

以下、具体的に反対の理由を申し述べます。

第一に、来年一月からの減税が何ら措置されていないこととあります。

現在の経済情勢を考え、国民の将来への不安な心理に思いをいたすならば、目先の需要喚起の補正予算だけではなく、減税についても速やかに前倒しをしてでも実行すべきであります。次期通常国会に先送りするならば、その成立は早くても来年の年度末ではありませんか。今回の補正予算は、景気回復への国民のみならず財界の期待すら見事に裏切ってくれました。民主党の提案する中堅層に

手厚い所得減税、経済への波及効果が大きい住宅減税、法人税の国際水準となる引き下げなどの約六兆円の減税を直ちに実行すべきであります。

第二に、今回の経済対策も再び公共事業中心の従来型予算編成であることあります。

本年四月の総合経済対策における事業消化すら円滑に行われていないではありませんか。にもかかわらず、さらに公共事業を追加する、この感覚は全く理解できません。四月の総合経済対策の都道府県分の契約率は十月末現在でもわずか二五・二％、たった四分の一ではありませんか。このような状況でさらに追加的な公共事業を行っても、即効的な景気刺激策など期待できるわけはありません。

また、今回の経済対策の公共事業についても、国が事業の種類や箇所づけまで決めて行うものであって、地方の自主性は全く尊重されていないのであります。国民が本当に必要とする社会資本とはど違い、単なる利権保持のための公共事業が延々と続けられているのであります。

公共事業を柱とする社会資本整備は、あくまでも国民の豊かさを實現することを目的とすべきであります。環境、安全、福祉等に配慮しながら透明性、効率性を確保する、そして限られた資源をニーズが最も高い分野に最適配分していく、これらによって初めて景気刺激、雇用増の効果が生まれてくるのであります。

そのためには、中央官庁による過度なコントロールを改め、地方自治体が主体的に事業を選択できるシステムの構築をすべきであります。このような構造改革をせずに従来型の公共事業を続けても、早期の景気回復が望めないことは明らかであります。

第三に、今回の緊急経済対策では、地方に二兆八千億円の支出を強制していますが、今や地方の財政は重い負担に息も絶え絶えになっているではありませんか。最近、東京、大阪、愛知、神奈川の四都府県が相次いで財政危機宣言を行いまし

た。これらの四つだけでも実は我が国の行政投資の四分の一を占めております。このような状況のもとで、今回の経済対策の迅速な実施は全く不可能であると言わざるを得ないのです。

また、今回の経済対策における一般公共事業の地方負担分はすべて地方債で負担することとされています。しかし、既に公債費負担比率が警戒ラインである一五％、これを超えている団体は全体の五六％、一千八百四十七団体にも及んでいる。地方財政は大変危機的な状況にあります。これ以上地方債の発行を強いるということは、政府が自治体を強制的に倒産させるようなものではないでしょうか。このような地方財政の実情を無視した政策を認めるわけにはまいりません。

第四に、今回の予算はさらに弱者切り捨ての傾向を強めているのであります。

平成十年度における社会保障関係費については、平成九年度からの自然増が八千億円であったにもかかわらず、財政構造改革法の上限規制によって、伸びは三千億円で圧縮されてしまいました。その結果、平成十年度当初予算においては、既に五千億円の福祉切り捨てがなされたのであります。今回の経済対策においても、そのうち三千八百億円の程度が復活したにすぎません。結果として、残りの一千二百億円はいまだに圧縮されたままとなっております。

景気回復の瀬戸際で、超緊縮予算をつくらせたこの財政構造改革法こそ、自民党の経済失政の象徴であります。そしてその失敗は、今回の補正予算でもいまだ修復されていないのであります。

私たち民進党は、所得減税と同時に、所得税の扶養控除の見直しと児童手当の抜本的拡充をセットにした子供手当を創設すること、さらに、基礎年金国庫負担率二分の一への引き上げによって、保険料を直ちに引き下げることを提案いたしました。また、先般の参議院選では、育児休業給付を現行の二五％から六〇％に引き上げる提案を行ってききました。小手先の景気対策よりも、しっ

かりとした社会的セーフティネットを確立し、生活不安の解消を図ることこそ最も有効な景気対策であります。

ところが政府は、金融システム安定と称して、十分な情報開示をしないまま銀行に公的資金を湯水ののごく注入する一方で、弱者を切り捨てて将来への不安を助長しました。これでは、安心して消費をふやそうなどといった気持ちが国民に起こってこないのは当然ではありませんか。

第五に、財政赤字がさらに拡大していくことのであります。

平成十年度の国債発行額は三十四兆円、これによって公債依存度は三八・六％、戦後最悪の数字となりました。また、国債残高はさらに増加し約三百兆円となり、将来の負担がさらに増加していくことのであります。土木工事業体の公共工事を中心に行ってきた景気対策、その大きなツケがこの巨大な国債残高です。

私たちは、土木工事のすべてを悪と言っているのではありません。しかし、公共工事の景気刺激効果、すなわち乗数効果は激減している。また、未来社会に必要な社会資本の配分も大胆に変革をされていまい。このような反省のないマンネリズムの公共事業を継続しても、それは単なる利権温存のえせ景気対策にすぎません。そして無意味な投資のツケを将来の世代に回すことを許すわけにはまいりません。

以上の理由から、補正予算に対しては断固反対するものであります。

そして、小淵総理、最後に申し上げたいことがございます。高村光太郎の「牛」という詩がありまして、私の大変好きな詩であります。「牛はのろのろと歩く」で始まるこの詩に書かれた牛をぜひ総理に見習ってほしいと思うのであります。必然の一步を踏み出し、出したが最後、牛は後へはかえらない。最善最良を直覚する。未来を明らかに予感する。そして孤独に耐えながら、がちり、がちりと自然につつま食い込んで歩いていく。それが

が光太郎の「牛」であります。しかし、光太郎の描く牛と総理はやはり随分違うようであります。

○議長(斎藤十朗君) 衆議院、時間が超過いたしました。簡単に願います。

○衆議院議長(斎藤十朗君) 過去にとらわれて直覚力を失っている、理念なき権力を守るためには、かつて悪魔と唾棄した者でも平然とのみ込んでしまおう。これでは光太郎の牛にはなれそうもありません。(発言する者多し)牛にもなれないとしたら、総理、歴史に名をとどめる最善の方法をお勧めします。それは、欧米の民主主義国が経済の閉塞状況を乗りこえるためにとる最後の手段、すなわち政権交代をなさることです。

○議長(斎藤十朗君) 衆議院、簡単に願います。

○衆議院議長(斎藤十朗君) 衆議院、簡単に願います。代こそが、最大の構造改革であり景気対策であると声を大にしてお訴えをいたしました。私の討論を終わりにいたします。

○議長(斎藤十朗君) 衆議院、簡単に願います。ありがとうございます。どうも失礼いたしました。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 衆議院、簡単に願います。

○議長(斎藤十朗君) 衆議院、簡単に願います。

○議長(斎藤十朗君) 衆議院、簡単に願います。

○議長(斎藤十朗君) 衆議院、簡単に願います。

賛成理由の第一は、中小中堅企業に対する信用供与の円滑化を図るべく、融資及び信用補完を充実させるため、中小企業信用保険公庫に対する出資金等の信用収縮対策等の金融特別対策費を盛り込んでいく点であります。

賛成理由の第二は、社会資本整備が、情報通信・科学技術等二十一世紀を見据えた予算内容となっており、景気回復への即効性、波及性にすぐれたものであり、また、地域の雇用の確保が期待されるものであります。

賛成理由の第三は、個人消費の喚起と地域経済活性化のため、いわゆる地域振興券の支給や、経済波及効果の大きい住宅投資の促進を図るため、住宅金融公庫が行う貸付金利の引き下げや融資の拡充等に必要な経費を計上しております。かかる施策が相まって、消費回復に大いに資することは明らかであります。

賛成理由の第四は、雇用の創出・安定をもたらす対策が盛り込まれている点であります。雇用不安は消費の低迷の一因ともなっております。本予算は、中小企業における雇用創出等から成る雇用活性化総合プラン等の実施を図るものであり、まことに時宜を得たものとなっております。

以上、本補正予算への賛成の理由を申し述べました。

内需拡大による日本経済の早期回復と活性化はもとより、国民は将来にわたり夢と希望が持てる施策の実施を最も期待しております。しかも、我が国の経済再生は、世界経済、中でも我が国と密接な相互依存関係にあるアジア経済の安定にとって極めて重要であります。

かかる内外の要請を実現する本補正予算の成立こそが、我が国経済を立て直す最善の施策であることを申し上げるとともに、政府におかれましては、予算成立後の速やかなる執行に努められんことを求め、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(斎藤十朗君) これより三案を一括して採決いたします。

三案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百四十一

賛成

百四十二

反対

九十九

よって、三案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) 日程第四 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第五 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政・警察委員長小山峰男君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(小山峰男君登壇、拍手)

○小山峰男君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、地方行政・警察委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、近年における広域的な行政需要の増大や地方分権の進展への対応等の観点から、市町村合併を推進するための方策の必要性にかんがみ、平成十七年三月三十一日までに市町村の合併が行われる場合に限り、市となるべき人口に関する要件を四万人以上に緩和するほか、所要の経過措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院地方行政委員長代理平林鴻三君から趣旨説明を聴取した後、質疑を行いました。その詳細は会議録に譲ります。質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成十年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずるとともに、同年度における交付税特別会計の借入金を増額する等の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して藤井俊男委員より反対、自由民主党を代表して阿南一成委員より賛成、日本共産党を代表して宮裡三理事より反対の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

まず、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百四十七

賛成

二百四十七

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) 次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百四十六

賛成

百五十二

反対

九十四

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第六 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法案(衆議院提出)

並びに本日委員長から報告書が提出されました

新事業創出促進法案及び

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

を日程に追加し、三案を一括して議題とすること

に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。経済・産業委員

委員長須藤良太郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔須藤良太郎君登壇、拍手〕

○須藤良太郎君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済・産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法案は、衆議院商工委員長の提出によるものでありまして、中堅事業者への融資を円滑にするため、中小企業信用保険制度の特例を設けようとするものであります。

委員会におきましては、趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、新事業創出促進法案は、新事業の創出及び中小企業の新技術の事業化に対する支援を行うとともに、地域の産業資源を活用した事業環境の整備等を図ろうとするものであります。

また、小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案は、共済金の分割支給制度を改善するとともに、加入者に対する貸付制度の充実等を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、新事業創出に対する支援策のあり方、テクノポリス政策等の評価、共済金の給付水準の引き下げの影響等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下理事より両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、新事業創出促進法案に対して、五項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

まず、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百四十七

賛成

二百四十七

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 次に、新事業創出促進法案及び小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 次に、新事業創出促進法案及び小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 次に、新事業創出促進法案及び小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百四十七

賛成

二百二十三

反対

二十四

よって、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第七 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。労働・社会政策委員長吉岡吉典君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔吉岡吉典君登壇、拍手〕

○吉岡吉典君 ただいま議題となりました法律案につきまして、労働・社会政策委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の厳しい雇用失業情勢及び中小企業における雇用管理の重要性にかんがみ、中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を一層促進するため、新たな事業分野への進出等に伴い良好な雇用機会の創出に資する雇用管理の改善計

画を定めること、労働・社会政策委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の厳しい雇用失業情勢及び中小企業における雇用管理の重要性にかんがみ、中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を一層促進するため、新たな事業分野への進出等に伴い良好な雇用機会の創出に資する雇用管理の改善計

画を定めること、労働・社会政策委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の厳しい雇用失業情勢及び中小企業における雇用管理の重要性にかんがみ、中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を一層促進するため、新たな事業分野への進出等に伴い良好な雇用機会の創出に資する雇用管理の改善計

画を定めること、労働・社会政策委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の厳しい雇用失業情勢及び中小企業における雇用管理の重要性にかんがみ、中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を一層促進するため、新たな事業分野への進出等に伴い良好な雇用機会の創出に資する雇用管理の改善計

画を定めること、労働・社会政策委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の厳しい雇用失業情勢及び中小企業における雇用管理の重要性にかんがみ、中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を一層促進するため、新たな事業分野への進出等に伴い良好な雇用機会の創出に資する雇用管理の改善計

画を定めること、労働・社会政策委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の厳しい雇用失業情勢及び中小企業における雇用管理の重要性にかんがみ、中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を一層促進するため、新たな事業分野への進出等に伴い良好な雇用機会の創出に資する雇用管理の改善計

画を定めること、労働・社会政策委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の厳しい雇用失業情勢及び中小企業における雇用管理の重要性にかんがみ、中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を一層促進するため、新たな事業分野への進出等に伴い良好な雇用機会の創出に資する雇用管理の改善計

画を定めること、労働・社会政策委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の厳しい雇用失業情勢及び中小企業における雇用管理の重要性にかんがみ、中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を一層促進するため、新たな事業分野への進出等に伴い良好な雇用機会の創出に資する雇用管理の改善計

画を定めること、労働・社会政策委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の厳しい雇用失業情勢及び中小企業における雇用管理の重要性にかんがみ、中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を一層促進するため、新たな事業分野への進出等に伴い良好な雇用機会の創出に資する雇用管理の改善計

画を定めること、労働・社会政策委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の厳しい雇用失業情勢及び中小企業における雇用管理の重要性にかんがみ、中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を一層促進するため、新たな事業分野への進出等に伴い良好な雇用機会の創出に資する雇用管理の改善計

画を定めること、労働・社会政策委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の厳しい雇用失業情勢及び中小企業における雇用管理の重要性にかんがみ、中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を一層促進するため、新たな事業分野への進出等に伴い良好な雇用機会の創出に資する雇用管理の改善計

画を定めること、労働・社会政策委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の厳しい雇用失業情勢及び中小企業における雇用管理の重要性にかんがみ、中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を一層促進するため、新たな事業分野への進出等に伴い良好な雇用機会の創出に資する雇用管理の改善計

画を定めること、労働・社会政策委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の厳しい雇用失業情勢及び中小企業における雇用管理の重要性にかんがみ、中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を一層促進するため、新たな事業分野への進出等に伴い良好な雇用機会の創出に資する雇用管理の改善計

平成十年十二月十一日 参議院會議録第五号

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案 日本開発銀行法等の一部を改正する法律案 議事日程追加の件 財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案

六

画を作成し、これを実施した中小企業者に対し、雇用保険法に基づく必要な助成及び援助等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、緊急経済対策における百万人雇用創出の根拠、雇用保険に係る国庫負担のあり方、NPOの雇用創出効果、介護労働力不足への対応、分社化による助成金悪用の懸念、助成金制度の周知徹底への取り組み、改正案を新法として提出しなかつた理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

二百四十五
二百四十五
〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第八 日本開発銀行法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政・金融委員長勝木健司君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔勝木健司君登壇、拍手〕

○議長(斎藤十朗君) ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、日本開発銀行、北海道東北開発公庫及び沖縄振興開発金融公庫が、平成十三年三月三十一日までを限り、民間金融機関によるいわゆる貸し流し等により、その実施に支障を生じている事業の円滑な遂行を図るために、事業の実施に伴い必要な長期運転資金及び仕債の償還に必要な資金を貸し付けること等ができるようにするものであります。

委員会におきましては、発議者を代表して衆議院議員大野功統君より趣旨説明を聴取した後、貸し流しの実態、政府系金融機関の融資資金の償還の確実性及び融資審査のあり方等、各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して笠井亮委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

二百四十六
二百二十三
二十三

よって、本案は可決されました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。行財政改革・税制等に関する特別委員長吉川芳男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔吉川芳男君登壇、拍手〕

○吉川芳男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国の厳しい経済情勢を踏まえ、財政構造改革を推進するという基本的考え方は守りつつ、我が国の経済の回復を図るため、財政構造改革の推進に関する特別措置法の施行を停止しようとするものであります。

委員会におきましては、小淵内閣総理大臣並びに関係各大臣の出席を求め、財政構造改革法の制定、改正、凍結に至る経緯、パブル発生から崩壊に至る経済政策の反省、財政構造改革法凍結の意味と解除の条件等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終りましたところ、日本共産党の吉川委員より、財政構造改革の推進に関する特別措置法の廃止を内容とする修正案が提出されました。次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して宮裡理事より原案に反対、修正案に賛成の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 本案に対し、討論の通告がございませう。順次発言を許します。佐藤泰介君。

(佐藤泰介君登壇、拍手)

○佐藤泰介君 私は、民主党・新緑風会を代表し、ただいま議題となりました財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案に反対する立場で討論を行います。

国家財政は、国家存立の基礎と言えます。国家の基本方針とも言える財政方針をわずか一年の間に三回も大変更することが許されるでしょうか。厳しい経済状況の中で、必死に生き抜く努力をしている民間企業の経営者や働く国民は許すはずがありません。

昨年十一月、急激な消費の冷え込みや株価の低迷、日を追うごとに我が国の経済の混迷が深まりつつある中で、北海道拓殖銀行や山一証券等の大型金融機関の倒産が連続し、大不況にまさに入らんとする厳しい経済状況を全く把握できないまま、橋本内閣は財政構造改革法を強行成立させました。

本年五月には、特例公債発行枠の弾力化、財政健全化目標年度の延長を盛り込んだ内容の政府改正法案に対して、民主党を初めとする野党は、財法案を二年間停止し、その間に財政構造改革のあり方について見直すという趣旨で停止法案を提出しましたが、否決し、強引に政府改正法案を成立させました。結果として、恒久減税を望む国民の声を無視したものとなりました。

財政構造改革法並びにその改正法の根底には、財政改革を急ぐ余り、官民の役割分担や公共事業、社会保障などの中期的な構造改革の視点を欠いており、一律的な歳出削減の手法のみで構造改

革ができるといった誤った認識と、大蔵省、経済企画庁などの誤った経済状況判断は、二重の意味で国民にその負担を増大させました。

橋本内閣のこれまでの景気対策が何一つ景気回復に結びついていないことに対する国民の批判は、本年七月の参議院選挙において自民党の敗北という形で民意をあらわしました。

民意に対して小渕内閣は、財政構造改革法のもとで、日本経済にとっての貴重な時間と一律的な歳出削減による緊縮予算が経済状況を悪化させたことの政治的責任を何ら明らかにしないまま、そして金融不安やたび重なる景気対策により、本年末には二百九十八兆円にも上る公債残高が見込まれる今、政府は、財政構造改革のための積極的手段を講ずるところか、財法案の期限のない停止あるいは講ずるべき施策にも何も言及していない、いわば財政政策を放棄しているような政府凍結案を出しています。経済対策を最優先にと政府は言われますが、その考慮の断片すら見出せない内閣提出のこの法案は、財政再建の放棄に等しいと言ふべき内容です。

繰り返して言わねばならぬ、これまでの一年間の提案や議論に耳を傾けることなく、みずからの誤った認識で再度経済の流れに逆行する法案を提出し、国民に被害を与え続けていくことはもう決して許されません。

現在の不況は不安不況とも言えるものです。年金や雇用、老後など、国民の生活全般にわたります。私たち政治家は、国民の安心を回復していかなければなりません。景気対策と同時に、財政の立て直しの強い意思を国民に示し、積極的に財政再建を推し進めなければならないときが今であると考えます。

以上述べましたような理由から、民主党・新緑風会としては、内閣提出の財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案に強く反対し、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 大島慶久君。

(大島慶久君登壇、拍手)

○大島慶久君 私は、自由民主党及び自由党を代表いたしまして、ただいま議題となりました法律案に賛成の立場から討論を行うものであります。本法律案は、別に法律で定める日まで当分の間、財政構造改革推進特別措置法の施行を停止するとともに、この法律が施行された後の我が国の経済並びに国及び地方公共団体の財政状況等を踏まえて、再施行について必要な措置を講ずることを内容とするものであります。

現下の我が国の経済状況は極めて厳しい状況にあり、早期に回復軌道に乗せなければなりません。このため、平成十一年度の経済がはつきりプラス成長になるよう、金融システムの安定、信用収縮対策や需要の喚起、失業者を増加させないための雇用対策と起業の推進、さらに、国際協調の推進、とりわけ、対外摩擦の抑制等の施策等々の速やかな実施が求められています。

このため、去る十一月十六日に、総事業費十七兆円と恒久的減税六兆円の総額二十兆円を超える緊急経済対策を政府において取りまとめられました。財政再建に優先して景気対策を取り組まなければならない、このための財源として公債の増発等を行うことはやむを得ない措置として理解できるものであります。

一方、少子・高齢化の進展、冷戦構造の崩壊、キャッチアップ経済の終えん、大競争時代の到来、生産年齢人口の減少など、我が国を取り巻く環境が大きく変化している中で、二十一世紀に向けて、効率的で信頼できる行政の構造を速やかに確立することが急がれています。

我が国が主要先進国中最悪の危機的財政状況にあり、国及び地方財政の健全化は絶対避けて通ることのできない重要な課題であります。財政構造改革推進特別措置法を景気回復に全力を挙げるため当面停止いたしますが、将来、子や孫の世代に過大な負担を残すことがあってはならず、財法案の精神を保持しつつ、効率的な予算の執行と制度の不断の見直しに努めていくことは当然のことと言わなければなりません。

最後に、即効性、波及性、未来性の三原則に沿った景気対策が盛り込まれた第三次補正予算と、年末に編成される十一年度予算が実施され、一日も早く景気が回復し、安心で豊かな福祉社会及び健全で活力のある経済が実現されるよう、さらなる総理のリーダーシップを期待して、以上、簡単でございますが、本法律案に対する私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百四十四

賛成 百五十七

反対 八十七

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時九分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 皆野 久光君

議員
海野 徹君 鶴保 廣介君
弘友 和夫君 魚住裕一郎君
世耕 弘成君 高橋紀世子君
入澤 肇君 渡辺 孝男君
福本 潤一君 龜井 郁夫君
木村 仁君 岩本 莊太君
阿曾田 清君 沢 たまき君
大森 礼子君 松 あきら君
水野 誠一君 山崎 力君
高橋 令則君 月原 茂晴君
但馬 久美君 山本 保君
高野 博師君 加藤 修一君
奥村 展三君 菅川 健二君
平野 貞夫君 戸田 邦司君

海野 義孝君 荒木 清寛君
益田 洋介君 風間 紀君
松岡満壽男君 堂本 暁子君
田村 秀昭君 泉 信也君
山下 栄一君 日笠 勝之君
森本 晃司君 木庭健太郎君
椎名 素夫君 田名部匡省君
渡辺 秀央君 星野 朋市君
扇 千景君 浜四津敏子君
浜田卓二郎君 統 訓弘君
鶴岡 洋君 白浜 一良君
脇 雅史君 山下 善彦君
北岡 秀二君 武見 敬三君
中島 翼人君 岸 宏一君
久野 恒一君 佐藤 昭昭君
斎藤 滋宣君 中川 義雄君
佐々木知子君 加納 時男君
岩城 光英君 阿南 一成君
市川 一朗君 岩永 浩美君
鈴木 政二君 国井 正幸君
田浦 直君 田村 公平君
常田 享祥君 山本 一太君
長峯 基君 岩井 國臣君
上野 公成君 末広まき君
釜本 邦茂君 景山俊太郎君
海老原義彦君 依田 智治君
溝手 顯正君 佐藤 泰三君
西田 吉宏君 鎌田 要人君
須藤良太郎君 田中 直紀君
若林 正俊君 成瀬 守重君
石川 弘君 石渡 清元君
岡野 裕君 上杉 光弘君

有馬 朗人君 竹山 裕君
真鍋 賢二君 井上 吉夫君
尾辻 秀久君 吉川 芳男君
坂野 重信君 中曾根弘文君
青木 幹雄君 龜谷 博昭君
保坂 三蔵君 小山 孝雄君
阿部 正俊君 谷川 秀善君
仲道 俊哉君 日出 英輔君
森下 博之君 森田 次夫君
森山 裕君 山内 俊夫君
三浦 一水君 水島 裕君
大野つや子君 中原 爽君
平田 耕一君 林 芳正君
金田 勝年君 松村 龍二君
鈴木 正孝君 塩崎 恭久君
橋本 聖子君 長谷川道郎君
馳 浩君 畑 恵君
大島 慶久君 岡 利定君
太田 豊秋君 加藤 紀文君
吉村剛太郎君 山崎 正昭君
矢野 哲朗君 服部三男雄君
片山虎之助君 鴻池 祥肇君
松谷善一郎君 清水嘉子君
狩野 安君 河本 英典君
野間 勉君 南野知恵子君
井上 裕君 岩崎 純三君
村上 正邦君 倉田 寛之君
石井 道子君 陣内 孝雄君
野沢 太三君 久世 公義君
鹿熊 安正君 中村 敦夫君
木俣 佳文君 浅尾慶一郎君
内藤 正光君 福山 哲郎君

岩瀬 良三君 櫻井 充君
郡司 彰君 佐藤 雄平君
小宮山洋子君 谷林 正昭君
小川 敏夫君 藤井 俊男君
高嶋 良光君 本田 良一君
松崎 俊久君 齋藤 勤君
平田 健二君 朝日 俊弘君
和田 洋子君 前川 忠夫君
伊藤 基隆君 小山 峰男君
小林 元君 石田 美栄君
直嶋 正行君 峰崎 直樹君
江本 孟紀君 堀 利和君
今井 澄君 長谷川 清君
川橋 幸子君 佐藤 泰介君
興石 東君 寺崎 昭久君
今泉 昭君 薬科 満治君
岡崎トミ子君 笹野 貞子君
松田 岩夫君 山下八洲夫君
江田 五月君 千葉 景子君
北澤 俊美君 角田 義一君
足立 良平君 本岡 昭次君
久保 亘君 吉田 之久君
西川きよし君 小池 晃君
宮本 岳志君 福島 瑞穂君
島袋 宗康君 畑野 君枝君
小泉 親司君 照屋 寛徳君
大脇 雅子君 小川 勝也君
石井 一二君 八田ひろ子君
富樫 練三君 谷本 勘君
円より子君 佐藤 道夫君
大沢 辰美君 井上 美代君
阿部 幸代君 須藤美也子君

平成十年十二月十一日 参議院会議録第五号 議長の報告事項

清水 澄子君 三重野栄子君 柳田 稔君 篠瀬 進君 岩佐 恵美君 林 紀子君 西山登紀子君 緒方 晴夫君 大淵 桐子君 竹村 泰子君 勝木 健司君 池田 幹幸君 笠井 亮君 吉川 春子君 山下 芳生君 洲上 貞雄君 山本 正和君 松前 達郎君 広中和歌子君 吉岡 吉典君 市田 忠義君 筆坂 秀世君 橋本 敦君 立木 洋君 田 英夫君 村沢 牧君 梶原 敬義君	内閣総理大臣 小淵 恵三君 法務大臣 中村正三郎君 外務大臣 高村 正彦君 大蔵大臣 宮澤 喜一君 文部大臣 有馬 朗人君 厚生大臣 宮下 創平君 農林水産大臣 中川 昭一君 通商産業大臣 与謝野 馨君 運輸大臣 川崎 二郎君 郵政大臣 野田 聖子君 労働大臣 甘利 明君 建設大臣 関谷 勝嗣君 自治大臣 西田 司君 国務大臣 野中 広務君 (内閣官房長官)	議長の報告事項 去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 農林水産委員 辞任 補欠 岩城 光英君 国井 正幸君 交通・情報通信委員 辞任 補欠 国井 正幸君 岩城 光英君 予算委員 辞任 補欠 木俣 佳文君 篠瀬 進君 郡司 彰君 高嶋 良充君 千葉 景子君 広中和歌子君 市田 忠義君 宮本 岳志君	決算委員 辞任 補欠 篠瀬 進君 木俣 佳文君 行政監視委員 辞任 補欠 広中和歌子君 千葉 景子君 議院運営委員 辞任 補欠 高嶋 良充君 郡司 彰君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 辞任 補欠 益田 洋介君 但馬 久美君 同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 共生社会に関する調査会委員 辞任 補欠 吉川 春子君 八田ひろ子君 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 理事 石川 弘君 (野沢太三君の補欠) 同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを委員会に付託した。 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院第一号) 地方行政・警察委員会に付託 日本開発銀行法等の一部を改正する法律案(衆議院第一号) 財政・金融委員会に付託 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。	た。よって議長は即日これを予算委員会に付託した。 平成十年度一般会計補正予算(第3号)(閣下第一号) 平成十年度特別会計補正予算(特第2号)(閣下第二号) 平成十年度政府関係機関補正予算(機第2号)(閣下第三号) 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを地方行政・警察委員会に付託した。 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(地方行政委員提出)(衆議院第一号) 同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。 漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について承認を求めるの件 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律及び海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案 同日議員から次の質問主意書が提出された。 高齢者対応住宅問題に関する質問主意書(但馬久美君提出) 同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による平成九年度(出納整理期間を含む)における予算使用の状況の報告を受領した。 同日内閣から、国家行政組織法第二十二條第一項の規定に基づく平成十年七月三十日から同年十一月二十六日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書を受領した。 去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
---	---	---	--	--

予算委員

辞任 高嶋 良充君 郡司 彰君 補欠

議院運営委員

宮本 岳志君 池田 幹幸君

辞任 郡司 彰君 補欠 高嶋 良充君

同日調査会において選任した理事は次のとおりである。

国民生活・経済に関する調査会

理事 松岡満壽男君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案(伊藤英成君外八名提出)(衆第四号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを経済・産業委員会に付託した。

破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法案(商工委員長提出)(衆第三号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

高齢者対応住宅問題に関する質問主意書(但馬久美君提出)

去る八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政・警察委員

辞任

補欠

照屋 寛徳君 大洲 絹子君

辞任

補欠

大洲 絹子君 照屋 寛徳君

予算委員

辞任 篠瀬 進君 佐藤 泰介君 補欠

加藤 修一君 木庭健太郎君

高野 博師君 山本 保君

池田 幹幸君 橋本 敦君

入澤 肇君 阿曾田 清君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行財政改革・税制等に関する特別委員

辞任 奥村 展三君 岩本 莊太君 補欠

財政・金融委員会

理事 石渡 清元君 (石川弘君の補欠)

理事 益田 洋介君 (益田洋介君の補欠)

同日政治倫理審査会において選任した幹事は次のとおりである。

幹事 鶴岡 洋君 (石渡清元君の補欠)

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを経済・産業委員会に付託した。

破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法案(衆第三号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第五号) 地方行政・警察委員会に付託

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四号)

労働・社会政策委員会に付託

新事業創出促進法案(閣法第二号)

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案(閣法第三号)

経済・産業委員会に付託

平成十年度一般会計補正予算(第三号)(閣予第一号)

平成十年度特別会計補正予算(特第二号)(閣予第二号)

平成十年度政府関係機関補正予算(機第二号)(閣予第三号)

予算委員会に付託

財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案(閣法第一号)

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案(伊藤英成君外八名提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

砂遊び場の衛生管理に関する質問主意書(小川勝也君提出)

の強化等に関する質問主意書(荒木清寛君提出) 一昨九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政・警察委員

辞任 大洲 絹子君 清水 澄子君 補欠

財政・金融委員

辞任 益田 洋介君 海野 義孝君 補欠

国民福祉委員

辞任 清水 澄子君 照屋 寛徳君 補欠

経済・産業委員

辞任 海野 義孝君 益田 洋介君 補欠

国土・環境委員

辞任 照屋 寛徳君 大洲 絹子君 補欠

予算委員

辞任 佐藤 泰介君 篠瀬 進君 補欠

木庭健太郎君 加藤 修一君

山本 保君 高野 博師君

橋本 敦君 池田 幹幸君

入澤 肇君 堂本 曉子君

菅川 健二君

決算委員

辞任

補欠

篠瀬 進君 佐藤 泰介君

高野 博師君 山本 保君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

大洲 絹子君

財政・金融委員

辞任

補欠

大洲 絹子君 照屋 寛徳君

行財政改革・税制等に関する特別委員

辞任 補欠

谷本 嶺君 三重野栄子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

労働・社会政策委員会

理事 高橋紀世子君 (未広まき君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権の付与に関する法律案(東中光雄君外一名提出)(衆第五号)

国会における審議の活性化等を図るための国会法及び国家行政組織法等の一部を改正する法律案(池田三久君外十一名提出)(衆第六号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法案(衆第三号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

東京湾のゴミ処分場建設に関する質問主意書(中村敦夫君提出)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

砂遊び場の衛生管理に関する質問主意書(小川勝也君提出)

信用保証制度に関する質問主意書(小川勝也君提出)

同日内閣から次の報告書を受領した。

第四百四十二回国会参議院において採択された請願の処理経過

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財政・金融委員会

辞任 補欠

片山虎之助君 斎藤 滋宣君

同日委員長から次の調査について継続調査の要求書が提出された。

労働・社会政策委員会

辞任 補欠

農林水産委員会 片山虎之助君

経済・産業委員会

辞任 補欠

益田 洋介君 海野 義孝君

予算委員会

辞任 補欠

福山 哲郎君 小宮山洋子君

行政監視委員会

辞任 補欠

小宮山洋子君 福山 哲郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行財政改革・税制等に関する特別委員

辞任 補欠

三重野栄子君 谷本 嶺君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

財政・金融委員会

理事 益田 洋介君 (益田洋介君の補欠)

同日委員長から次の調査について継続調査の要求書が提出された。

一、予算の執行状況に関する調査

同日委員長から次の報告書が提出された。

平成十年度一般会計補正予算(第3号)、平成十年度特別会計補正予算(特第2号)及び平成十年度政府関係機関補正予算(機第2号)審査報告書

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四号)審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)審査報告書

日本開発銀行法等の一部を改正する法律案(衆第一号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

中小規模の同族会社の留保金に対する特別課税制度に関する質問主意書(齋藤勲君提出)

本日委員長から次の報告書が提出された。

新事業創出促進法案(閣法第二号)審査報告書

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案(閣法第三号)審査報告書

財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案(閣法第一号)審査報告書

本日内閣から、左記の者を公正取引委員会委員に任命したので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記 本間 忠良

本日内閣から、左記の者を金融再生委員会委員に任命したので、金融再生委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

磯部 朝彦 片田 哲也 清水 湛 中地 宏

本日内閣から、左記の者を株価算定委員会委員に任命したので、金融再生委員会設置法第三十四条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

石井 清之 大橋 正春 落合 誠一 筒井 義郎 福岡 年勝

審査報告書

平成十年度一般会計補正予算(第3号)

平成十年度特別会計補正予算(特第2号)

平成十年度政府関係機関補正予算(機第2号)

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十一年十二月十日

予算委員長 倉田 寛之

平成十年十二月十一日 参議院會議録第五号

平成十年度一般会計補正予算(第3号) 平成十年度特別会計補正予算(特第2号) 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

一一一

要領書

一、委員会の決定の理由

平成十年度一般会計補正予算(第3号)は、歳出において、(1)信用収縮対策等金融特別対策費、(2)社会資本整備費、(3)地域振興費、(4)住宅金融対策費等合計で八兆五千三百七十億八千七百六十一万六千円の追加を行い、他方、既定経費の節減、地方交付税交付金の減額等により、二兆八千六百一億三千四百九十一万四千円の修正減少を行うこととしている。歳入においては、最近までの収入実績等を勘案して、租税及印紙収入について六兆八千八百四十億円の減収を見込むとともに、その他収入二千三百五十八億五千二百七十七万二千円の増収を見込み、公債金については、「財政法」第四条第一項ただし書の規定による公債四兆五千五百五十億円の増発を行うこととしているほか、「平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」による公債七兆八千八百億円の増発を行うこととしている。

この結果、平成十年度一般会計予算の総額は、歳入歳出ともそれぞれ五兆六千七百六十八億五千二百七十七万二千円増額され、八十七兆九千九百十四億八千四百五十八万円となる。

平成十年度特別会計補正予算(特第2号)は、一般会計予算補正等に関連して、国立学校特別会計、道路整備特別会計等二十一特別会計について所要の補正を行うこととしている。

平成十年度政府関係機関補正予算(機第2号)は、国民金融公庫、中小企業金融公庫等六政府関係機関について所要の補正を行うこととしている。

右の措置は、当初予算の作成後の事由に基づ

き、特に緊要となったものについての予算措置であり、おおむね妥当なものと認める。

平成十年度一般会計補正予算(第3号)
右は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年十二月八日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

平成十年度特別会計補正予算(特第2号)
右は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年十二月八日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

平成十年度政府関係機関補正予算(機第2号)
右は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年十二月八日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

審査報告書

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年十二月八日

地方行政・警察委員長 小山 峰男
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、市町村の合併を推進するため、合併が行われる場合に限り市となるべき人口に関する要件を四万人以上とするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十年十二月四日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律
市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。
(市となるべき要件の特例)

第五条の二 次の各号に掲げる処分については、平成十七年三月三十一日までに市町村の合併が行われる場合に限り、地方自治法第八条第一項第一号の規定にかかわらず、市となるべき普通地方公共団体の人口に関する要件は、四万以上とする。

一 地方自治法第七条第一項の規定に基づき市を設置する処分のうち市町村の合併に係るもの

二 地方自治法第八条第三項の規定に基づき町村を市とする処分のうち市町村の合併により他の市町村の区域の全部又は一部を編入する町村に係るもの(当該市町村の合併の日により市とするものに限る。)

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(既に合併の申請がされている場合の経過措置)

2 この法律の施行前に市町村の合併(二以上の市町村の区域の全部又は一部をもって市町村を設置するものに限る。)について地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一項の規定による申請がなされ、かつ、この法律の施行の際当該合併により設置されるべき町又は村(以下「合併町村」という。)が設置されていない場合において、合併町村の人口(同法第二百五十四条に規定する人口をいう。)が四万以上五万未満であり、かつ、合併町村が同法第八条第一項第二号から第四号までの要件を備えるときは、都道府県知事は、当該合併によりその区域の全部又は一部が合併町村の区域の一部となる市町村の申請に基づき、当該都道府県の議会の議決を経て、当該合併の日において合併町村を市とする旨を定めることができる。この場合において、都道府県知事は、直ちにその旨を定めた旨を自治大臣に届け出なければならない。

3 地方自治法第七条第二項及び第五項から第七項までの規定は、前項の規定により合併町村を市とする場合について準用する。

審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十年十二月十日

地方行政・警察委員長 小山 峰男
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方財政の状況等にかんがみ、
地方交付税の総額を確保するため、平成十年度
分の地方交付税の総額について加算措置を講ず
るとともに、同年度における交付税及び譲与税
配付金特別会計の借入金を増額する等の改正を
行おうとするものであり、おおむね妥当な措置
と認める。

一、費用

本法施行のため、平成十年度一般会計補正予
算(第3号)において、所得税等の減収により地
方交付税交付金一兆九千六百五十五億七千万
円が減額されるとともに、同十年度分として交付
すべき地方交付税の総額の特例として四千億円
が地方交付税交付金として歳出計上されるほ
か、同年度特別会計補正予算(特第2号)におい
て、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金
を一兆六千九百五十五億七千万円増額すること
としている。

地方交付税法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年十二月十一日 参議院会議録第五号

地方交付税法等の一部を改正する法律案

平成十年十二月八日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百
十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第四号の二中「額として」の下に
「平成十年度の一般会計補正予算(第1号)によ
り」を加え、同条第四号の三の次に次の二号を
加える。

四の四 前各号に掲げる額以外の額として平
成十年度の一般会計補正予算(第3号)によ
り一般会計から交付税及び譲与税配付金特
別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰
り入れられる特例加算額のうち地方交付税
法等の一部を改正する法律(平成十年法律

第 号)による改正前の地方交付税法
附則第四条の二第四項の規定において平成
十一年度分の交付税の総額に加算すること
とされていた額の一部 二千七百億円

四の五 前号の特例加算額のうち同号に掲げ
る額以外の額 千三百億円

附則第四条第五号中「二兆六千八百五十七億
五千万円」を「三兆三千九百八十五億三千五百万
円」に改め、同条第六号中「十六兆八千四百十三億
七千八百二十九万九千円」を「十七兆七千八百七十一
億五千五百八十二万九千円」に改める。

附則第四条の二第三項の表中「二千三百六億
円」を「二千七百五十三億円」に、「二千八百二十
億円」を「三千五百三十四億円」に、「三千二百
九十一億円」を「三千八百八十六億円」に、「三千
六百二十七億円」を「四千二百八十二億円」に、
「三千九百七十七億五千万円」を「四千六百九十
七億五千万円」に、「二千七百二十一億円」を「三
千五百十三億円」に、「千四百六億円」を「二千二
百七十八億円」に、「千五百四十七億円」を「二千
五百六億円」に、「千七百三億円」を「二千七百五
十七億八千五百万円」に改め、同条第四項の表
中「四千八百四十九億円」を「二千四百四十九億
円」に、「四千七百四十六億八千万円」を「四千三百
五十六億八千万円」に、「千六百四十六億円」を
「千五百十六億円」に、「二千三百四十七億円」を
「二千二百十七億円」に、「三千八十九億円」を

「二千九百五十九億円」に、「三千四百三十五億
円」を「三千三百五億円」に、「三千八百三十六億
円」を「三千七百六億円」に、「四千二百五十八億
円」を「四千二百一十八億円」に、「四千七百七十四億
円」を「四千八百八十八万九千円」を「四千四百四十四億四千
八十八万九千円」に改める。
(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改
正)
第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭
和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように
改正する。
附則第五条第一項の表以外の部分中「十九兆
四千九百一億二千八百二十九万九千円」を「二十一兆
千八百五十六億九千八百八十二万九千円」に改め、
同項の表を次のように改める。

年 度	控	除 額
平成十三年度	二千七百五十三億円	一兆二百四十二億八千二百八十二万九千円
平成十四年度	三千五百三十四億円	五千七百四十八億円
平成十五年度	三千八百八十六億円	七千五百五十七億円
平成十六年度	四千二百八十二億円	九千八百六十九億円
平成十七年度	四千六百九十七億五千万円	一兆二千二百七億円
平成十八年度	三千五百十三億円	一兆二千八百二億円
平成十九年度	二千二百七十八億円	一兆四千七百七十五億円
平成二十年度	二千二百七十八億円	一兆五千四百七十六億円
平成二十一年度	二千五百六億円	一兆七千二百六十六万九千円
平成二十二年度	二千七百五十七億八千五百万円	一兆四千六百六十九億四千九百円
平成二十三年度	四千二百一十九億円	一兆五百四十四億五千九百円
平成二十四年度	二千三百四十四億円	七千八百三十一億円
平成二十五年度		六千四百三十三億六千五百九万九千円

平成十年十二月十一日 参議院會議録第五号

地方交付税法等の一部を改正する法律案 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法案

一四

平成二十六年年度	三千五百一億円
平成二十七年年度	二千八百四十六億三千八百万円
平成二十八年年度	千七百八十四億円
平成二十九年年度	千八百六十五億円
平成三十年年度	千九百四十八億円
平成三十一年度	二千三百七十七億円
平成三十二年度	二千二百二十七億円
平成三十三年度	二千三百二十三億円
平成三十四年度	二千四百二十八億円
	三千七百三十七億円
	三千九百五十五億円

二千八百四十六億三千八百万円	三千五百一億円
千七百八十四億円	
千八百六十五億円	
千九百四十八億円	
二千三百七十七億円	
二千二百二十七億円	
二千三百二十三億円	
二千四百二十八億円	
三千七百三十七億円	
三千九百五十五億円	

附則第七条中「第四号の三を」第四号の五に改め、同条第二号の表中「二千三百六億円」を「二千七百五十三億円」に、「二千六百二十三億円」を「三千百五十五億円」に、「二千九百九十三億円」を「三千五百三十四億円」に、「三千二百九十一億円」を「三千八百八十六億円」に、「三千六百二十七億円」を「四千二百八十二億円」に、「三千九百七十七億五千円」を「四千六百九十七億五千円」に、「二千七百二十一億円」を「三千五百十三億円」に、「千四百六億円」を「二千二百七十八億円」に、「千五百四十七億円」を「二千五百六億円」に、「千七百三十三億円」を「二千七百五十七億円」に改め、同条第三号の表中「四千八百四十九億円」を「二千四百四十九億円」に、「四千七百四十六億八千万円」を「四千三百五十六億八千万円」に、「千六百四十六億円」を「千五百十六億円」に、「千三百四十七億円」を「二千二百六十七億円」に、「千八百九十九億円」を「千九百五十九億円」に、「三千四百三十五億円」を「三千三十九億円」に改める。

附 則

- この法律は、公布の日から施行する。
- 平成十年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額から地方交付税法第二十条の三第二項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入される額（以下「返還金等の額」という。）と千三百億円との合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額から返還金等の額と千三百億円との合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額と千三百億円との合算額を加算した額とする。

審査報告書

破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年十二月九日

経済・産業委員長 須藤良太郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、金融機関の破綻が相次いで発生し、我が国の金融の機能が大きく低下している状況にかんがみ、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、当分の間、中堅事業者の債務の保証につき公的な信用保険を行う特例措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十年度一般会計補正予算（第三号）に、中小企業信用保険公庫に対する出資金として七百二十億円が計上されている。

破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十年十二月八日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法
(目的)

第一条 この法律は、金融機関の破綻が相次いで発生し、我が国の金融の機能が大きく低下している状況にかんがみ、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、当分の間、中堅事業者の債務の保証につき公的な信用保険を行う特例措置を講ずることにより、中堅事業者に係る信用の収縮を防止し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「破綻金融機関等」とは、次に掲げるものをいう。

一 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第四項に規定する破綻金融機関

二 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第三十二号）以下「金融再生法」という。第二条第五項に規定する破綻金融機関

三 金融再生法第二条第七項に規定する承継銀行

四 金融再生法第二条第八項に規定する特別公的管理銀行

2 この法律において「特定会社」とは、資本の額又は出資の総額が五億円未満の会社（中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項第一号又は第一号の二に掲げるものを除く。）のうち、政令で定める業種に属する

事業を行うものであって、破綻金融機関等（この法律の施行の日の一年前の日以後において破綻金融機関等であったものを含む。）と金融取引を行つたことにより銀行その他の金融機関との金融取引に支障が生じていることについて、その住所を管轄する都道府県知事の認定を受けたものをいう。

（破綻金融機関等関連特別保険）

第三条 当分の間、中小企業信用保険公庫（以下「公庫」という。）は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が特定会社の銀行その他の政令で定める金融機関（以下単に「金融機関」という。）からの借入れ（手形の割引又は給付（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項の契約に基づく給付をいう。以下同じ。）を受けることを含む。）による債務の保証（保証契約で定める期間内に生じる債務について、当該特定会社が履行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額（以下「限度額」という。）に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証（以下「特殊保証」という。）を含む。）をすることにより、特定会社一社についての保険価額の合計額が五億円を超えることができない保険（以下「破綻金融機関等関連特別保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額（手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、給付の場合は当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込む

べき掛金の額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額。第三項並びに次条第一項及び第二項において同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の保険関係においては、保険価額に百分の九十を乗じて得た金額を保険金額とする。

3 第一項の保険関係においては、借入金の額のうち保証をした額を保険価額とし、特定会社に対してする借入金の弁済（手形の割引の場合）は手形の支払、給付の場合は掛金の払込みを、保険事故とする。

4 第一項の保険関係が成立する保証をした借入金（手形の割引の場合）は手形の割引により融通を受けた資金、給付の場合は給付金は、特定会社の行う事業の振興に必要なものに限る。

（破綻金融機関等関連特別無担保保険）

第四条 当分の間、公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が特定会社の金融機関からの借入れ（手形の割引又は給付を受けることを含む。）による債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供させないものをするにことにより、特定会社一社についての保険価額の合計額が一億円を超えることができない保険（以下「破綻金融機関等関連特別無担保保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達

するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫と破綻金融機関等関連特別無担保保険の契約を締結し、かつ、破綻金融機関等関連特別保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が一億円（当該債務者たる特定会社について既に破綻金融機関等関連特別無担保保険の保険関係が成立している場合にあつては、一億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、破綻金融機関等関連特別無担保保険の保険関係が成立するものとする。

3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の保険関係について準用する。

（保険料）

第五条 保険料の額は、保険金額に年百分の三以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（契約の限度）

第六条 公庫は、一事業年度内に締結する第三条第一項及び第四条第一項の保険契約に基づいて成立する保険関係の保険価額の総額が事業年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内でなければ、これらの保険契約を締結することができない。

（公庫の破綻金融機関等関連特別保険等の業務）
第七条 公庫は、中小企業信用保険公庫法（昭和三十三年法律第九十三号）第十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、その業務として破綻金融機関等関連特別保険及び破綻金融機関等関連特別無担保保険（以下「破綻金融機関等関連特別保険等」という。）を行う。

（業務の方法）

第八条 公庫は、前条の規定による破綻金融機関等関連特別保険等の業務（以下「破綻金融機関等関連特別保険等業務」という。）について、当該業務の開始の際、業務の方法を定め、通商産業大臣及び大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務の方法には、保険関係が成立する保証の範囲、保険事故、保険金額の保険価額に対する割合、保険料及び保険金に関する事項その他破綻金融機関等関連特別保険等に関する業務の方法を定めなければならない。

（準備基金）

第九条 公庫は、破綻金融機関等関連特別保険等の事業に関して、破綻金融機関等関連特別保険等準備基金（以下「準備基金」という。）を設け、次項の規定により政府から出資された金額をもってこれに充てるものとする。

2 政府は、準備基金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内にお

いて、公庫に追加して出資することができる。
3 公庫は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。
(特別勘定等)

第十條 公庫は、破綻金融機関等関連特別保険等業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。
2 公庫は、前項に規定する特別の勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、その利益の百分の五十に相当する額を積立金として積み立てなければならない。ただし、次項の規定による準備基金の減額がなされているときは、その利益を前条第一項の規定により準備基金に充てるものとされた金額に達するまで準備基金に組み入れるものとし、その組み入れた額を利益の額から控除してなお残余があるときは、その残余の百分の五十に相当する額は、積立金として積み立てなければならない。
3 公庫は、第一項に規定する特別の勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項に規定する積立金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足の額は、準備基金を減額して整理しなければならない。
4 第二項に規定する積立金は、前項の規定により損失をうめる場合を除いては、取り崩してはならない。
5 第二項の規定による準備基金への組入れ又は

第三項の規定による準備基金の減額がなされたときは、公庫の資本金は、前条第三項、中小企業信用保険公庫法第四条第一項及び第三項、機械信用保険法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第二十号)附則第三条第二項後段並びに機械信用保険法(昭和三十六年法律第五十六号)第十三条第三項の規定にかかわらず、その組入れ又は減額に相当する額により増加し又は減少するものとする。
6 公庫は、第一項に規定する特別の勘定における毎事業年度の損益計算上の利益の額から第二項の規定により積立金として積み立てた額(同項ただし書の規定により準備基金に組み入れたときは、その組み入れた額と積立金として積み立てた額との合計額)を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。
7 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。
8 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規定による国庫納付金の納付の手続及びその帰属する会計については、政令で定める。
9 第一項の規定により特別の勘定が設けられている場合における次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険公庫法の規定の適用については、同表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

項第二十三條第一	項第二十三條第二	項第二十三條第四
及び機械信用保険法(昭和三十六年法律第五十六号)第十三条第一項の機械信用保険運営基金(次項ただし書において「運営基金」という。)	運営基金	並びに機械信用保険法第十三条第三項及び第十三条第四項
並びに機械信用保険法(昭和三十六年法律第五十六号)第十三条第一項の機械信用保険運営基金(次項ただし書において「運営基金」という。)	運営基金及び準備基金	、機械信用保険法第十三条第三項並びに破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第九条第三項

(破綻金融機関等関連特別保険等業務に係る中小企業信用保険公庫法の特例)
第十一條 破綻金融機関等関連特別保険等業務についての中小企業信用保険公庫法第二十六條第二項、第二十八條第一項及び第三十三條の規定の適用については、同法第二十八條第二項及び第二十八條第一項中「又は中小企業信用保険法」とあるのは、「中小企業信用保険法又は破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」と、同法第三十三條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」と、同条第三号中「第十八條第一項」とあるのは「第十八條第一項及び破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第七條」とする。
(中小企業信用保険法の準用)
第十二條 中小企業信用保険法第五条から第十四条までの規定は、破綻金融機関等関連特別保険

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(見直し)
2 政府は、この法律の施行後平成十三年三月三十一日までの間に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。
(中小企業信用保険法の一部改正)
3 中小企業信用保険法の一部を次のように改正する。
第二條第三項第七号中「破綻金融機関(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第四項に規定する破綻金融機関をいう。）」との金融取引を「破綻金融機関等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第四項に規定する破

破綻金融機関等関連特別保険等業務に係る中小企業信用保険公庫法の特例に関する臨時措置法案

破綻金融機関並びに金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百三十二号)第二条第五項に規定する破綻金融機関、同条第七項に規定する承継銀行及び同条第八項に規定する特別公的管理銀行をいう。と金融取引を行つたことにより、銀行その他の金融機関との金融取引に改める。

附則第四項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。

4 第二条第三項第七号に規定する破綻金融機関等には、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成十年法律第 号)の施行日の一年前の日以後において破綻金融機関等であつたものを含むものとする。

(中小企業信用保険法の一部を改正する法律の一部改正)

4 中小企業信用保険法の一部を改正する法律(平成十年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「中小企業信用保険法附則第四項を」中小企業信用保険法附則第五項に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

5 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十五号の次に次の一号を加える。
二十五の二 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する

臨時措置法(平成十年法律第 号)に規定する破綻金融機関等関連特別保険等に関すること。
第四条第二十七号中「前三号」を「第二十四号から前号まで」に改める。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約七百二十億円の見込みである。

審査報告書

新事業創出促進法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十年十二月十一日

経済・産業委員長 須藤良太郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、技術、人材その他の我が国に蓄積された事業活動の活性化に資する産業資源を一層活用しつつ、自ら事業を開始する意欲を有する個人による創業その他の多様な形態による新たな事業の創出を広く促進することが重要であることにかんがみ、個人による創業及び新たな企業を設立して行う事業を直接支援するとともに、中小企業者の新技術を利用した事業活動

を促進するための措置を講じ、併せて地域の産業資源を有効に活用して地域産業の自律的發展を促す事業環境を整備する等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十年度一般会計補正予算(第三号)に、百二十四億四が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、我が国経済の再活性化のため、新たな事業の創出の促進に向けて、関係各省庁間の連携を図りつつ、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 新たな事業の創出を積極的に促進するため、税制上の措置及び所要資金の確保を含めた支援策の一層の充実を努めるとともに、SOHO(スモール・オフィス・ホーム・オフィス)、福祉や介護を中心とした非営利的な市民事業、女性企業等の多様な創業者等の起業意欲を尊重して、創業資金を容易に確保できるよう一層の環境整備に努めること。
二 創業者等が行う新商品、新技術又は新たな役務の事業化等に対する支援に当たっては、起業に関する相談体制の整備に努めるとともに、専門的な指導及び助言の適確な実施と十分な情報提供に努めること。

三 中小企業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大が確実に図られるよう、特定補助金等の指定の拡大及び支出目標額の増加に積極的に取り組むとともに、特定補助金等の交付に関し、中小企業者の積極的な参加を促すため、施策の周知徹底と申請手続の簡素化等に努めること。

四 地域産業資源を有効に活用した事業環境の整備については、テクノポリス法、頭脳立地法等の実績とその結果分析を踏まえ、企業のニーズや地域の実情等に応じた機動的かつ適確な支援を行うとともに、地方分権の趣旨を斟酌し、都道府県等による高度技術産業集積活性化計画に係る手続の簡素化等に努めること。

五 起業にチャレンジする精神が国民一般に醸成されるよう、教育等の充実を図るとともに、地域における創業支援のための指導的人材の育成、確保につき十分な支援を行うこと。
右決議する。

新事業創出促進法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成十年十二月八日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

新事業創出促進法案

新事業創出促進法

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 創業等の促進(第四条—第十一条)

第三章 中小企業者の新技術を利用した事業活動の支援(第十二条—第十七条)

第四章 地域産業資源を活用した事業環境の整備(第十八条—第三十一条)

第一節 基本構想の策定(第十八条)

第二節 新事業創出支援体制の整備(第十九条—第二十三条)

第三節 高度技術産業集積地域等の活用(第二十四条—第三十一条)

第五章 産業基盤整備基金の業務の特例(第三十二条—第三十五条)

第六章 雑則(第三十六条—第三十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、技術、人材その他の我が国に蓄積された産業資源を活用しつゝ、創業等、新商品の生産若しくは新役務の提供、事業の方式の改善その他の新たな事業の創出を促進するため、個人による創業及び新たに企業を設立して行う事業を直接支援するとともに、中小企業者の新技術を利用した事業活動を促進するための措置を講じ、併せて地域の産業資源を有効に活用して地域産業の自律的發展を促す事業環境を整備する措置を講ずることにより、活力ある経済社会を構築していくことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「創業等」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること(次号に掲げるものを除く)。
- 二 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。
- 三 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつゝ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。

2 この法律において「創業者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 前項第一号に掲げる創業等を行うとする個人であつて、一月以内に当該創業等を行う具体的な計画を有するもの
- 二 前項第一号に掲げる創業等を行った個人であつて、事業を開始した日以後五年を経過していないもの
- 三 前項第二号に掲げる創業等を行うとする個人であつて、二月以内に当該創業等を行う具体的な計画を有するもの

四 前項第二号に掲げる創業等を行ったことにより設立された会社であつて、その設立の日以後五年を経過していないもの

五 前項第三号に掲げる創業等を行うとする会社(新たに会社を設立するものをいう。)であつて、当該創業等を行う具体的な計画を有するもの(第九条及び第三十二条において「特定会社」という。)

六 前項第三号に掲げる創業等を行ったことにより設立された会社であつて、その設立の日

以後五年を経過していないもの

3 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

4 この法律において「国等」とは、国及び特別の法律によって設立された法人であつて新技術に

関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金を交付するものとして政令で定めるもの(以下「特定特殊法人」という。)をいう。

5 この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて、国等から通商産業大臣及び各省各庁の長等(国については財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長、特定特殊法人についてはその主務大臣をいう。以下同じ。)が次条第一項に規定する基本方針における同条第二項第二号に掲げる新たな事業の創出を促進するための事項に照らして適切であるものとして定める新技術に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金(以下「特定補助金等」という。)を交付されたものをいう。

6 この法律において「新事業支援機関」とは、都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域において、新たな事業の創出を行う者に対して、技術の開発及び移転、市場等に関する調査研究及び情報提供若しくは経営の能率の向上又はそれらに必要な資金の融通の円滑化その他の支援の事業(以下「支援事業」という。)を行う者であつて、第十八条第一項に規定する基本構想において定められるものをいう。

7 この法律において「高度技術産業集積地域」とは、技術革新の進展に即応した高度な産業技術(以下「高度技術」という。)の開発を行い、又はこれを製品若しくは役務の開発、生産、販売若しくは役務の提供に利用する企業の集積(以下

「高度技術産業集積」という。)が存在する地域であつて次に掲げる要件に該当するものをいう。

- 一 自然的経済的社会的条件からみて一体であること。
- 二 その地域又はその近傍に高度技術に係る研究を行う大学その他の研究機関が存在すること。
- 三 高度技術の開発又は利用に必要な知識又は技術を有する人材の確保が可能であること。
- 四 高速自動車国道、空港その他の高速輸送に係る施設及び高度技術の開発又は利用に必要な情報を提供する施設の利用が容易であること。

8 この法律において「高度研究機能集積地区」とは、国際的な技術水準の向上に貢献する高度技術に関する研究機関が存在し、又は高度技術の研究開発に関し企業と連携する研究機関が相当数存在しており、当該研究機関と企業との相互の交流を通じて当該研究機関が有する高度技術と企業が有する技術に関するそれぞれの知識の融合が図られることにより、新たな事業の創出が相当程度促進されることが見込まれる地区をいう。

(基本方針)

第三条 主務大臣は、新たな事業の創出を促進するため、個人による創業及び新たに企業を設立して行う事業の開始、中小企業者の新技術を利用した事業活動に対する支援並びに技術、人材その他の地域に存在する産業資源(以下「地域産業資源」という。)を活用した事業環境の整備に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 個人による創業及び新たに企業を設立して行う事業の開始の支援に関する基本的な事項
- 二 中小企業者の新技術を利用した事業活動の支援に関する次に掲げる事項

- イ 中小企業者による特定補助金等に係る成果を利用した新たな事業の創出の促進に関する事項
- ロ 国等が中小企業者及び事業を営んでいない個人(以下「中小企業者等」という。)に交付する特定補助金等の内容に関する事項

- ハ その他中小企業者による特定補助金等に係る研究開発及びその成果を利用した事業活動の支援を行うに当たって配慮すべき事項

- 三 地域産業資源を活用した事業環境の整備に関する次に掲げる事項につき、第十八条第一項に規定する基本構想の指針となるべきもの
- イ 地域産業資源を活用した新たな事業の創出の意義に関する事項
- ロ 高度技術に関する研究開発からその研究成果を活用した企業の自律的發展に至るまでの事業展開の各段階において適切な支援事業を行うために必要な総合的な支援体制(以下「新事業創出支援体制」という。)の整備に関する事項
- ハ 高度技術産業集積地域の活用に関する事項

- 二 高度研究機能集積地区の活用に関する事項

主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを變更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを變更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二章 創業等の促進

(中小企業事業団の業務の特例)

第四条 中小企業事業団(以下「事業団」という。)は、中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号。以下「事業団法」という。)第二十一条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 第二条第二項第一号若しくは第三号に掲げる創業若しくは中小企業者である同項第二号若しくは第四号に掲げる創業者が行う新商品、新技術若しくは新たな役務の開発、企業化又は需要の開拓に必要な助成又は資金の出資を行うこと。
- 二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

第五条 政府は、事業団が前条に掲げる業務に必要な資金又は次条第二項に規定する創業促進資金に充てるためその資本金を増加するときは、予算の範囲内において、事業団に出資することができる。

(創業促進資金)

第六条 事業団は、第四条に掲げる業務(以下「創業促進業務」という。)に関して、事業団法第二十七條第一項の規定による同項第三号に掲げる業務に係る助成に定める他の経理と区分して整理しなければならない。

3 事業団は、事業団法第二十七條第一項の規定による同項第三号に掲げる業務に係る助成において事業団法第二十八條第一項に規定する残余の額があるときは、通商産業大臣の承認を受けてその残余の額の全部又は一部を創業促進資金に充てることができる。

4 創業促進資金の運用によつて生じた利子その他創業促進資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、創業促進業務に必要な資金又は創業促進資金に充てるほか、創業促進業務の遂行に支障の生じない範囲内において、事業団法第二十一条第一項第一号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に必要な資金に充てることができる。

5 事業団は、事業団法第二十七條第一項の規定による同項第三号に掲げる業務に係る助成において事業団法第二十八條第一項に規定する積立金があるときは、同項の規定にかかわらず、通商産業大臣の承認を受けてその積立金の額に相当する金額の全部又は一部を創業促進業務に必要な資金又は創業促進資金に充てることができる。

(事業団法の特例)

第七条 第四条の規定により事業団の業務が行われる場合には、事業団法第二十七條第一項第三号中「前二号に掲げる業務以外の業務」とあるの

更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを變更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二章 創業等の促進

(中小企業事業団の業務の特例)

第四条 中小企業事業団(以下「事業団」という。)は、中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号。以下「事業団法」という。)第二十一条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 第二条第二項第一号若しくは第三号に掲げる創業若しくは中小企業者である同項第二号若しくは第四号に掲げる創業者が行う新商品、新技術若しくは新たな役務の開発、企業化又は需要の開拓に必要な助成又は資金の出資を行うこと。
- 二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 事業団は、前項の創業促進資金(以下「創業促進資金」という。)に係る経理については、事業団法第二十七條第一項の規定による同項第三号に掲げる業務に係る助成に定める他の経理と区分して整理しなければならない。

3 事業団は、事業団法第二十七條第一項の規定による同項第三号に掲げる業務に係る助成において事業団法第二十八條第一項に規定する残余の額があるときは、通商産業大臣の承認を受けてその残余の額の全部又は一部を創業促進資金に充てることができる。

4 創業促進資金の運用によつて生じた利子その他創業促進資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、創業促進業務に必要な資金又は創業促進資金に充てるほか、創業促進業務の遂行に支障の生じない範囲内において、事業団法第二十一条第一項第一号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に必要な資金に充てることができる。

5 事業団は、事業団法第二十七條第一項の規定による同項第三号に掲げる業務に係る助成において事業団法第二十八條第一項に規定する積立金があるときは、同項の規定にかかわらず、通商産業大臣の承認を受けてその積立金の額に相当する金額の全部又は一部を創業促進業務に必要な資金又は創業促進資金に充てることができる。

(事業団法の特例)

第七条 第四条の規定により事業団の業務が行われる場合には、事業団法第二十七條第一項第三号中「前二号に掲げる業務以外の業務」とあるの

更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを變更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二章 創業等の促進

(中小企業事業団の業務の特例)

第四条 中小企業事業団(以下「事業団」という。)は、中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号。以下「事業団法」という。)第二十一条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 第二条第二項第一号若しくは第三号に掲げる創業若しくは中小企業者である同項第二号若しくは第四号に掲げる創業者が行う新商品、新技術若しくは新たな役務の開発、企業化又は需要の開拓に必要な助成又は資金の出資を行うこと。
- 二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

は「前二号に掲げる業務以外の業務及び新事業創出促進法第四条に掲げる業務」と、事業団法第二十八条第一項中「出資資金に充てた額」とあるのは「出資資金に充てた額及び新事業創出促進法第六条第三項の規定に基づき同条第一項の創業促進資金に充てた額」と、事業団法第三十条中「この法律及びこれに基づく政令」とあるのは「この法律及びこれに基づく政令並びに新事業創出促進法」と、事業団法第三十五条第二項、第三十六条第一項及び第四十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は新事業創出促進法」と、事業団法第三十八条第三号中「又は第三十三条」とあるのは「第三十三条、新事業創出促進法第六条第三項又は第五項」と、事業団法第四十一条第三号中「第二十一条第一項」とあるのは「第二十一条第一項及び新事業創出促進法第四十条」とする。

(中小企業信用保険法の特例)

第八条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下この条において「無担保保険」という。)の保険関係であつて、新事業創出関連保証(同項に規定する債務の保証)その保証について担保(保証人(新事業創出関連保証を受けた法人たる中小企業者の代表者を除く)の保証を含む。)を提供させないものに限る。であつて、創業(第二条第二項第一号及び第四号から第六号までにあつては、中小企業者に限る。)の要する資金のうち通商産業省令で定めるものに係るものをいう。)を受けた創業者である中小企業者(第二条第二項第一号及び第三号に掲げる創業者を含む。)に係るものについての中小企業信

用保険法第三条の二第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「中小企業者」とあるのは「中小企業者、新事業創出促進法第二条第二項第一号及び第三号に掲げる創業者を含む。」と、「保険価額の合計額が五千万円」とあるのは「新事業創出促進法第八条第一項に規定する新事業創出関連保証(以下「新事業創出関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額がそれぞれ千円及び五千万円」と、同条第三項中「当該保証をした借入金の額が五千万円(当該債務者)」とあるのは「新事業創出関連保証及びその他の保証」とに、当該保証をした借入金の額がそれぞれ千円及び五千万円(新事業創出関連保証及びその他の保証)とに、当該債務者」と、「五千万円から」とあるのは「それぞれ千円及び五千万円から」とする。

2 第二条第二項第一号及び第三号に掲げる創業者であつて、前項に規定する新事業創出関連保証を受けたものについては、当該創業者を中小企業信用保険法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。

3 新事業創出関連保証を受けた者一人についての無担保保険の保険関係であつて政令で指定するものの保険価額の合計額の限度額は、政令で定める。

4 無担保保険の保険関係であつて、新事業創出関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(事業革新法の特例)

第九条 特定会社が、内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化の影響を受けて、その生産及び雇用が減少しており、若しくは減少するおそれがある鉱業、製造業、印刷業、ソフトウェア業、情報処理サービス業その他政令で定める業種に属する業種であつて、主務省令で定めるものに属する事業を営んでおり、かつ、当該特定会社が第二条第一項第三号に掲げる創業等を行う場合(当該特定会社の従業員の見識及び技能、設備、技術等を活用して行うことに限る。)には、当該特定会社が行う当該創業等は特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法

(平成七年法律第六十一号。以下「事業革新法」という。)第二条第一項に規定する特定事業者が行う同条第二項に規定する事業革新とみなして、事業革新法第五条、第六条、第七条第一項及び第二項並びに第十四条から第二十一条までの規定を適用する。

2 前項の規定により特定会社が行う創業等が特定事業者が行う事業革新とみなされる場合における次の表の上欄に掲げる事業革新法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第三項		第五条第五項第一号		第五条第五項第四号		第六条第二項		第十四条	
事業革新計画には、		当該特定事業者		当該特定事業者		又はその関係事業者		承認特定事業者	
(当該事業革新計画に従つて設立される法人を含む。以下「関係事業者」という。)		ものであること		ものであること		承認を受けた者(当該承認に係る事業革新計画に従つて合併により設立された法人を含む。)		承認特定事業者	
事業革新のために行う措置		含めることができる		含めるものとする		又はその関係事業者		承認特定事業者	
事業革新計画には、		当該特定事業者及びその新設会社		当該特定事業者及びその新設会社		承認を受けた者(承認を受けた者)		承認特定事業者及びその新設会社	
(以下「新設会社」という。)		事業革新として一体的に行う措置		事業革新として一体的に行う措置		承認を受けた者(承認を受けた者)		承認特定事業者及びその新設会社	
事業革新計画には、新事業創出促進法第二条第二項第六号に掲げる会社になるべきものとして設立される会社であつて		事業革新として一体的に行う措置		事業革新として一体的に行う措置		承認を受けた者(承認を受けた者)		承認特定事業者及びその新設会社	

第十五条	関係事業者	新設会社
第十六条第一項	承認特定事業者	承認特定事業者及びその新設会社
第十六条第四項	承認特定事業者の雇用する	承認特定事業者及びその新設会社の雇用する
第十七条第一項及び第二項	特定事業者	特定事業者及びその新設会社
第十八条	承認特定事業者又は承認活用事業者 承認事業革新計画又は承認活用事業計画	承認特定事業者 承認事業革新計画
第十九条第一項	承認特定事業者	承認特定事業者及びその新設会社
第二十条第一項	又は運輸大臣であつて、特定事業者が宮内省大臣又は厚生大臣、農林水産大臣、通商産業大臣又は運輸大臣であつて、活用事業計画に係る事業を所管する大臣	運輸大臣又は新事業創出促進法第九條第一項の政令で定める業種に属する事業を所管する大臣（農林水産大臣、通商産業大臣又は運輸大臣）であつて、特定事業者が宮内省大臣又は厚生大臣、農林水産大臣、通商産業大臣又は運輸大臣に属する事業を所管する大臣
第二十条第二項	又は運輸大臣及び運輸大臣	運輸大臣又は前項の規定に基づき政令で定める大臣 運輸大臣及び前項の規定に基づき政令で定める大臣

(新株の引受権の付与の特例)

第十条 第二項第四号又は第六号に掲げる

創業者のうち中小企業者であつて株式会社であるもの（その事業の将来における成長発展を図るために必要な人材を確保して事業活動を行うことが特に必要かつ適切なものとして通商産業省令で定める要件に該当するものとして通商産業大臣が確認したものに限る。）が、取締役又は使用人である者に対し商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株の引受権を与える場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「十分ノ

一」とあるのは、「五分ノ一」とする。

(人材の育成)

第十一条 国は、新たな事業の創出を担う人材の育成を図るため、創業等に必要知識及び技術の習得を促進するための施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

第三章 中小企業者の新技術を利用した事業活動の支援

第十二条 国等は、特定補助金等を交付するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、特

定補助金等の中小企業者等に対する支出の機会の増大を図るよう努めなければならない。

定補助金等の中小企業者等に対する支出の機会の増大を図るよう努めなければならない。

(中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針の作成等)

第十三条 国は、毎年度、特定補助金等の交付に關し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図るための支出の目標等の方針を作成するものとする。

2 通商産業大臣は、あらかじめ各省各庁の長等と協議して前項の方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 通商産業大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、第一項の方針の要旨を公表しなければならない。

(国等の特定補助金等の支出の実績の概要の通知及び公表)

第十四条 各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、国等の特定補助金等の中小企業者等への支出の実績の概要を通商産業大臣に通知するものとする。

2 通商産業大臣は前項の実績の概要の要旨を遅滞なく公表しなければならない。

(各省各庁の長等に対する要請)

第十五条 通商産業大臣及び中小企業者の行う事業の主務大臣は、当該事業を行う者を相手方とする特定補助金等の交付に關し、各省各庁の長等に対し、中小企業者等への支出の機会の増大を図るため特に必要があること認められる措置をとるべきことを要請することができる。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第十六条 中小企業投資育成株式会社は、中小企

業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百号）第五條第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 特定中小企業者及び特定補助金等を交付された事業を営んでいない個人が特定補助金等の成果を利用した事業活動を実施するために資本の額が一億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 特定中小企業者のうち資本の額が一億円を超える株式会社が特定補助金等の成果を利用した事業活動を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五條第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

(中小企業信用保険法の特例)

第十七条 中小企業信用保険法第三條の七第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、特定新技術事業活動関連保証（同項に規定する債務の保証であつて、特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金に係るも

のをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(新事業創出促進法第二十五条第五項に規定する特定補助金等(以下「特定補助金等」という。))に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円(特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」とする。

2 中小企業信用保険法第三条の二第一項の規定は、特定新技術事業活動関連保証であつてその保証について担保(保証人(特定新技術事業活動関連保証を受けた法人たる中小企業者の代表者を除く。))の保証を含む。)を提供させないものについては、適用しない。

第四章 地域産業資源を活用した事業環境の整備

第一節 基本構想の策定
(基本構想)
第十八条 都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。))は、基本方針に基づき、当該都道府県等の区域について、地域産業資源を有効に活用した新たな事業の創出の促進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を作成することができる。

2 基本構想においては、第一号に掲げる事項及び

び第二号、第三号又は第四号に掲げるものについて定めるものとする。

一 地域産業資源を活用した新たな事業の創出の意義

二 新事業創出支援体制の整備に関し、新事業支援機関、中核的支援機関及びこれら相互の提携又は連絡に関する事項

三 高度技術産業集積地域の活用に関する事項

四 高度研究機能集積地区の位置及び区域並びにその活用に関する事項

3 都道府県等は、基本構想を作成しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。

4 指定都市は、基本構想を作成しようとするときは、関係都道府県に協議しなければならない。

5 都道府県等は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 都道府県等は、国に対し、助言を求めることができる。

7 都道府県等は、第一項において作成した基本構想を変更又は廃止するときは、第三項から第六項までの規定を準用する。

第二節 新事業創出支援体制の整備
(中核的支援機関の認定)

第十九条 都道府県等は、当該都道府県等の区域において、新事業支援機関のうち政令で定める支援事業を行う者であつて新事業創出支援体制の中心として適切かつ確実に機能すると認められるもの(以下「中核的支援機関」という。))を、その申請により、一を限って認定することができる。

2 都道府県等は、前項の規定による認定をする際には、通商産業大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 通商産業大臣は、中核的支援機関が次の各号に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一 基本構想に記載されていること。

二 基本方針に適合するものであること。

三 第一項の政令で定める支援事業を円滑に行うため、基金の設置その他の措置により健全な経理的基礎を有すること。

4 都道府県等は、第一項の規定による認定をしたときは、中核的支援機関の名称、住所及び事務所の所在地を公表しなければならない。

5 中核的支援機関は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更するときは、遅滞なく、その旨を都道府県等に届け出なければならない。

6 都道府県等は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公表しなければならない。

(認定中核的支援機関の義務等)

第二十條 前条第三項の規定による同意を得た同条第一項の認定に係る中核的支援機関(以下「認定中核的支援機関」という。))は、その支援事業を、適切かつ確実に実施しなければならない。

2 都道府県等は、認定中核的支援機関が前項の規定を遵守していないと認めるときは、当該事業の改善に関する命令、前条第一項の認定の取消しその他の必要な措置をとることができる。

3 都道府県等は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公表しなければならない。

(中小企業近代化資金等助成法に関する特例)

第二十一条 中小企業近代化資金等助成法(昭和

三十一年法律第十五号)第三条第一項第二号に規定する貸与機関が、認定中核的支援機関の地位を兼ねる場合における同法第十五条の規定の適用については、同法第十五条第一号中「全額」とあるのは、「二分の一以上」とする。

(情報処理振興事業協会の業務)

第二十二條 情報処理振興事業協会(以下この条において「協会」という。))は、情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号。以下「情報処理促進法」という。))第二十八条第一項に規定する業務のほか、新たな事業の創出を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 情報処理(情報処理促進法第二条第一項に規定する情報処理をいう。次条において同じ。))に関して必要な知識及び技能の向上を図る事業であつて、プログラム(同条第二項に規定するプログラムをいう。))の作成又は電子計算機の利用に係る能力を開発し、向上させるものとして通商産業省令、労働省令で定めるもの(以下「情報関連人材育成事業」という。))を行う新事業支援機関に対する次のイ及びロの業務

イ 情報関連人材育成事業に必要な教材を開発し、及びその開発に係る教材を提供すること。

ロ 情報関連人材育成事業の実施に関し、指導及び助言を行うこと。

二 情報関連人材育成事業の円滑な実施に関し必要な調査を行い、及びその成果を普及すること。

三 前二号の業務に附帯する業務

2 前項の規定により協会の業務が行われる場合

における次の表の上欄に掲げる情報処理促進法の規定の適用については、これらの規定中同表

の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十條第二項	、通商産業大臣	通商産業大臣の認可を受けて、新事業創出促進法第二十二條第一項第一号に掲げる業務(以下「教材開発業務」という。)に必要な資金に充てるため必要があるときは通商産業大臣及び労働大臣
第十條第四項	又は第三十條第一項の信用基金	、第三十條第一項の信用基金又は教材開発業務に必要な資金
第二十一條第二項	通商産業大臣	通商産業大臣(新事業創出促進法第二十二條第一項に規定する業務(以下「情報関連人材育成推進業務」という。)に係る変更については、通商産業大臣及び労働大臣)
第二十三條第四項	通商産業大臣	通商産業大臣(情報関連人材育成推進業務に関する意見については、通商産業大臣及び労働大臣)
第二十九條第一項	通商産業大臣	通商産業大臣(情報関連人材育成推進業務に係るものについては、通商産業大臣及び労働大臣)
第二十九條第二項	通商産業省令	通商産業省令(情報関連人材育成推進業務に係るものについては、通商産業省令、労働省令)
第三十二條及び第三十三條	通商産業大臣	通商産業大臣(情報関連人材育成推進業務に係る部分については、通商産業大臣及び労働大臣)
第三十四條の三第四項	という。に係る出資者の出資に対し	という。及び教材開発業務に係る出資者の出資に対し
第三十五條第一項及び第二項ただし書並びに第三十五條の三	通商産業大臣	通商産業大臣(情報関連人材育成推進業務に係るものについては、通商産業大臣及び労働大臣)
第三十六條	この法律	この法律及び新事業創出促進法
第三十七條第一項及び第三十八條第一項	通商産業大臣	通商産業省令(情報関連人材育成推進業務に係るものについては、通商産業省令、労働省令)
第三十八條第二項	通商産業大臣	通商産業大臣(情報関連人材育成推進業務については、通商産業大臣及び労働大臣)

第三十九條第二項	及び第三十條第一項の信用基金に係る出資	、第三十條第一項の信用基金に係る出資及び教材開発業務に係る出資
第四十條第一項	及び第三十條第一項の信用基金	、第三十條第一項の信用基金に係る各出資者及び教材開発業務
第四十一條第一項	次の場合には	次の場合には、新事業創出促進法第二十二條第三項に規定する場合を除き
第四十一條第二項	次の場合には	次の場合には、新事業創出促進法第二十二條第四項に規定する場合を除き
第四十二條第一号	通商産業大臣	通商産業大臣又は通商産業大臣及び労働大臣
第四十三條第三号	第二十八條第一項	第二十八條第一項及び新事業創出促進法第二十二條第一項

3 通商産業大臣及び労働大臣は、前項の規定により読み替えられた情報処理促進法第十條第二項、第二十九條第一項、第三十二條、第三十四條の三第四項、第三十五條第一項若しくは第二項ただし書若しくは第三十五條の三の規定による認可をしようとするとき、前項の規定により読み替えられた情報処理促進法第三十三條第一項の規定による承認をしようとするとき又は前項の規定により読み替えられた情報処理促進法第三十六條の規定による通商産業省令、労働省令を定めようとするときは、大臣に協議しなければならない。

第二十三條 政府は、情報処理の業務に従事する労働者に関し、情報関連人材育成事業を行う新事業支援機関等に対して、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第六十三條の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うことができる。

第三節 高度技術産業集積地域等の活用

第二十四條 都道府県等は、基本構想に高度技術産業集積地域の活用に関する事項が記載されている場合にあつては、当該都道府県等の区域における高度技術産業集積地域について、新たな事業の創出のための基盤となる高度技術産業集積が有する機能の維持及び強化に関する計画(以下「高度技術産業集積活性化計画」という。)を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 高度技術産業集積活性化計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 高度技術産業集積地域の区域

2 高度技術産業集積活性化計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 高度技術産業集積地域の区域

(新事業支援機関等に対する能力開発事業としての助成及び援助)

二 高度技術産業集積地域における新たな事業の創出に関する目標

三 次に掲げる施設の整備(既存の施設の活用を含む。)に関する事項のうち必要な事項

イ 工業用地又は業務用地

ロ 工業用水道

ハ 道路

四 前号イからハまでに掲げる施設の整備に必要な土地の確保に関連して実施される農用地の整備に関する事項

3 都道府県は、高度技術産業集積活性化計画を作成しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。

4 指定都市は、高度技術産業集積活性化計画を作成しようとするときは、関係道府県に協議しなければならない。

5 主務大臣は、高度技術産業集積活性化計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一 当該高度技術産業集積活性化計画に係る高度技術産業集積地域が第二号第七項各号に掲げる要件に該当し、かつ、基本方針に適合するものであること。

二 第二号第二号から第四号までに掲げる事項にあつては、基本方針に適合するものであること。

三 当該高度技術産業集積活性化計画における高度技術産業集積の有する機能の維持及び強化を図ることが特に必要であると認められること。

6 主務大臣は、前項の規定による同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 主務大臣は、第五項の規定による同意を行つたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(高度技術産業集積活性化計画の変更等)

第二十五条 都道府県等は、前条第五項の規定による同意を得た高度技術産業集積活性化計画(以下「同意集積計画」という。)を変更し、又は廃止しようとするときは、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 前条第三号から第七号までの規定は、前項の場合について準用する。

(地域振興整備公団の行う高度技術産業集積地域等整備業務)

第二十六条 地域振興整備公団(以下この条及び次条において「公団」という。)は、地域振興整備公団法(昭和二十七年法律第九十五号。以下「公団法」という。)第十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、同意集積計画(前条第一項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。)に係る高度技術産業集積地域(以下「同意集積地域」という。)及び基本構想に定められた高度研究機能集積地区(以下「特定高度研究機能集積地区」という。)における高度技術に関する研究開発及びその企業化を行うため、次に掲げる業務を行う。

一 同意集積地域において、工場用地(高度技術の開発又は利用に供するものに限り、これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下「工場用地」という。)又は業務用地(高度技術の開発又は利用に供するものに限り、これと併せて整備され

るべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下「業務用地」という。)の造成、工場(高度技術の開発又は利用に供するものに限る。以下「工場」という。)、事業場(高度技術の開発又は利用に供するものに限る。以下「事業場」という。)又は当該工場用地、当該業務用地、当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

二 同意集積地域において、公団法第十九条第一項の規定により造成された同項第三号の工場用地(市街地の形成に必要な住宅の用に供する宅地の造成に附随して造成される工場用地で公団法第二十四条の二第一号の総理府令、主務省令で定めるものに関するものを除く。)、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第四十条第二項の規定により造成された同項第一号の産業業務施設用地並びに附則第十二条第一項によりなお効力を有することとされた旧地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十三年法律第三十二号)第七条第一項の規定により管理される同項第一号の業務用地について高度技術の開発又は利用に供するために賃貸その他の管理を行うこと。

三 特定高度研究機能集積地区において、工場、事業場又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

四 特定高度研究機能集積地区において、高度

技術に関する研究開発及びその研究成果を活用した事業を行うための事業場として相当数の企業等に利用させるための施設(以下「新事業支援施設」という。)の整備及び管理の事業を行う者に対し、その事業に必要な資金の融資を行い、又は融資を行った当該者の委託を受けてその施設の整備若しくは賃貸その他の管理の事業を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 公団は、前項の業務のほか、同項の業務及び公団法第十九条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で委託を受けて次に掲げる業務を行うことができる。

一 同意集積地域における工場用地若しくは業務用地(以下「用地等」という。)の造成、工場若しくは事業場(以下「工場等」という。)、当該用地等若しくは当該工場等と併せて整備されるべき公共の用に供する施設又は当該用地等若しくは当該工場等の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡

二 特定高度研究機能集積地区における工場等若しくは新事業支援施設、当該工場等若しくは当該新事業支援施設と併せて整備されるべき公共の用に供する施設又は当該工場等若しくは当該新事業支援施設の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡

三 高度技術の開発又は利用のために必要な調査

四 第一号及び第二号に掲げる業務に関連する技術的援助並びに高度技術産業集積活性化計

画

画

画

画

平成十年十二月十一日 参議院会議録第五号

事業創出促進法案

二五

(農地法等による処分についての配慮)

第三十一条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、同意集積地域内の土地を同意集積計画で定める施設の用に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該同意集積計画で定める新たな事業の創出が促進されるよう配慮するものとする。

第五章 産業基盤整備基金の業務の特例
(産業基盤整備基金の新事業創出促進業務)

第三十二条 産業基盤整備基金(以下この章において「基金」という。)は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。)第四十条第一項に規定する業務のほか、新たな事業の創出を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 創業者(第二条第二項第六号に掲げる会社にあつては、特定会社が第九条第一項の規定により適用される事業革新法第五條第一項の承認(事業革新法第六條第一項に規定する変更の承認を含む。)を受けた事業革新計画に従つて設立したものに限り)がその事業に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 同意集積地域のうち、高度技術の開発又は利用を図ることにより新たな事業の創出に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業(以下「新事業創出寄与事業」という。)の集積の程度が著しく高い地域として通商産業省令で定めるものにおいて

新事業創出寄与事業を行う者に対し、その事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

三 創業者(第二条第二項第四号に掲げる会社及び同項第六号に掲げる会社であつて特定会社が第九條第一項の規定により適用される事業革新法第五條第一項の承認(事業革新法第六條第一項に規定する変更の承認を含む。)を受けた事業革新計画に従つて設立したものに限り)がその事業に必要な資金の出資を行うこと。

四 新たな事業の創出に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。(特別勘定)

第三十三条 基金は、前条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務(以下「新事業創出業務」という。)に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「特別勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

2 基金は、特別勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

3 基金は、特別勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

4 基金は、新事業創出業務に必要な資金に充てため、大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受

けて、特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号。以下「新規事業法」という。)第六條の三第一項に規定する特別勘定、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成三年法律第八十二号)第十一條第一項に規定する特別勘定、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第二十二号)第十條第一項に規定する特別勘定並びにエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)第十二條第一項に規定するエネルギー使用合理化特別勘定及び同法第十五條第一項に規定する再生資源利用等特別勘定以外の一般の勘定の資金の一部を特別勘定に振り替えることができる。

5 基金は、前項の規定による振替を行った場合には、特定施設整備法第四十条第二項の規定により同条第一項第一号の業務に充てるものときれた金額から当該振替に係る資金に相当する金額を減額して整理するものとする。

(新事業創出等促進信用資金)

第三十四条 基金は、新事業創出業務に関して、新事業創出等促進信用資金を設け、新事業創出業務に必要な資金に充てるべきものとして日本開発銀行から出資された金額及び前条第四項の規定に基づき振替を行った金額をもってこれに充てなければならない。

2 新事業創出等促進信用資金は、特別勘定における毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益の額又は損失の額により増加し又は減少するものとする。

(特定施設整備法の特例)

第三十五条 第三十二条の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第四十条第二項中「同条第三項の規定により政府が出資した金額を除く。」とあるのは「同条第三項の規定により政府が出資した金額並びに新事業創出促進法第三十二条第一号及び第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして日本開発銀行が出資した金額を除く。」と、「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務及び新事業創出促進法第三十二条第二号の業務」と、特定施設整備法第四十一条第一項中「債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」とあるのは「債務の保証の決定、利子補給金の支給の決定及び出資の決定」と、特定施設整備法第五十一条中「この法律」とあるのは「この法律及び新事業創出促進法」と、特定施設整備法第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は新事業創出促進法」と、特定施設整備法第五十五条第一項中「これを各出資者に対し」とあるのは「政令で定めるところにより、当該残余財産のうち、新規事業法第六條の三第一項に規定する特別勘定に属する額に相当する額を政府及び日本開発銀行に対し、新事業創出促進法第三十三条第一項に規定する特別勘定に属する額に相当する額及びこれら特別勘定以外の一般の勘定に属する額に相当する額を当該勘定に係る各出資者に対し」と、特定施設整備法第六十三條第三号中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及び新事業創出促進法第三十二条」とし、新規事業法第六條の三第一項中「第六條第二号に

掲げる業務及びこれに附帯する業務」とあるのは「第六条第二号に掲げる業務及び新事業創出促進法第三十二條第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務」と、新規事業法第六條の四第一項中「第六條第二号に掲げる業務」とあるのは「第六條第二号に掲げる業務及び新事業創出促進法第三十二條第三号に掲げる業務」と、「第六條の二の規定により政府が出資した額」とあるのは「第六條の二の規定により政府が出資した額及び新事業創出促進法第三十二條第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるものとして日本開発銀行から出資された額」と、新規事業法第六條の五第一項中「第六條第三号及び第四号に掲げる業務」とあるのは「第六條第三号及び第四号に掲げる業務並びに新事業創出促進法第三十二條第四号に掲げる業務」とする。

第六章 雑則

(資金の確保)

第三十六條 国等及び地方公共団体は、新たな事業の創出を促進するために必要な資金の確保に努めるものとする。

(雇用管理改善のための措置との総合的な実施)

第三十七條 国は、新たな事業の創出を促進するための措置と中小企業における良好な雇用の機會の創出に資する雇用管理の改善に係る措置とを総合的かつ効果的に講ずるよう努めるものとする。

(主務大臣)

第三十八條 第三條第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、基本方針のうち、同條第二項第一号に掲げる事項については、通商産業大臣、厚生大臣、農林水産大臣、運輸大臣、郵政

大臣、建設大臣及び第九條の規定により読み替えて適用される事業革新法第二十條第一項の政令で定める大臣、第三條第二項第三号イに掲げる事項については、農林水産大臣、通商産業大臣及び建設大臣、同号ロに掲げる事項のうち労働者の知識及び技能の向上を図る支援事業を行う新事業支援機関に係る部分については通商産業大臣及び労働大臣、同号ハに掲げる事項については、農林水産大臣、通商産業大臣及び建設大臣とし、その他の部分については通商産業大臣とする。

2 第二十四條第一項、第五項から第七項まで(第二十五條第二項において準用する場合を含む。)及び第二十五條第一項における主務大臣は、農林水産大臣、通商産業大臣及び建設大臣とする。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章及び第三十八條第一項の規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第十條の規定 平成十一年四月一日

(情報処理振興事業協会の持分の払戻しの禁止の特例)

第二條 政府以外の出資者は、情報処理振興事業協会(以下「協会」という。)に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することが

できる。

2 協会は、前項の規定による請求があったときは、情報処理促進法第十一條第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、協会は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(産業基盤整備基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第三條 政府及び日本開発銀行以外の出資者は、産業基盤整備基金(以下「基金」という。)に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができない。

2 基金は、前項の規定による請求があったときは、特定施設整備法第十八條第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(基金の業務に関する経過措置)

第四條 この法律の施行の際現に第二十三條第四項の一般の勘定に所属する権利義務であつて新規事業法第六條第一号に掲げる業務に係るものは、第三十三條第一項に規定する特別勘定に帰属するものとする。

(特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改正)

第五條 特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部を次のように改正する。
第七條の見出し中「特定施設整備法」を「特定施設整備法等」に改める。

第七條中、「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務及び新規事業法第六條第一号の業務」とを削り、「とする。」を「とし、新事業創出促進法第三十三條第一項中、前條第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務(以下「新事業創出業務」という。）」とあるのは、「前條第一号に掲げる業務、特定新規事業実施円滑化臨時措置法(以下「新規事業法」という。）」第六條第一号に掲げる業務及びこれらに附帯する業務(以下「新事業創出等業務」という。))と、同條第四項中「新事業創出業務」とあるのは「新事業創出等業務」と、「特定新規事業実施円滑化臨時措置法(以下「新規事業法」という。))とあるのは「新規事業法」とする。」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第六條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(基金に対する日本開発銀行の出資)

第七條 日本開発銀行は、基金が第三十二條第一号及び第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるためその資本金を増加するときは、日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)第十八條第一項の規定にかかわらず、大蔵大臣の認可を受けて、基金に出資することができる。

2 前項の規定により日本開発銀行が出資する場合においては、日本開発銀行法第十八條の二第二項中「出資」とあるのは「出資及び新事業創出促進法附則第七條第一項の規定により行う出資」と、同法第五十一條第二号中「場合」とあるのは「場合及び新事業創出促進法附則第七條第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合」と、同條第四号中「規定する業

務であるのは「規定する業務並びに新事業創出促進法附則第七條第一項の規定による出資」とする。

(検討)

第八條 政府は、この法律の施行後十年以内に、この法律の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(高度技術工業集積地域開発促進法の廃止)

第九條 次に掲げる法律は、廃止する。

一 高度技術工業集積地域開発促進法(昭和五十八年法律第三十五号)

二 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十三年法律第三十二号)

三 地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法(平成元年法律第六十号)

(高度技術工業集積地域開発促進法の廃止に伴う経過措置)

第十條 前条の規定による廃止前の高度技術工業集積地域開発促進法第五條第五項の規定による承認(同法第六條第一項の規定による承認を含む。)を受けた開発計画については、同法第七條、第九條及び第十條の規定は、平成十七年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

(地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第十一條 附則第九條の規定による廃止前の地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(以下「旧特定事業集積促進法」という。第五條第四項の規定による承認(旧特定事業集積促進法第六條第一項の規定による承認

を含む。)を受けた集積促進計画については、旧特定事業集積促進法第十一條から第十六條までの規定は、平成十七年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

(地域振興整備公団の特定事業集積促進業務に関する経過措置)

第十二條 この法律の施行の際現に管理されている旧特定事業集積促進法第七條第一項第一号の業務用地の管理及び譲渡に係る地域振興整備公団(以下「公団」という。)の業務については、同項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定事業集積促進法第七條第一項の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第十九條第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務及び新事業創出促進法附則第十二條第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十三年法律第三十二号。以下「なお効力を有する旧特定事業集積促進法」という。第七條第一項第一号の業務」と、公団法第二十四條の二中「第一号及び第二号の業務(以下「工業再配置業務」という。）」とあるのは「第一号及び第二号の業務並びになお効力を有する旧特定事業集積促進法第七條第一項第一号に規定する業務(以下「工業再配置等業務」という。）」と、公団法第二十五條第一項及び第三項並びに第三十三條の二第一項第三号中「工業再配置業務」とあるのは「工業再配置等業務」と、公団法第三十六條第三号中「第十九條第一項及び第二項に規定する業務」とあるのは「第十九條第一項及び第二項に規定する業務

並びになお効力を有する旧特定事業集積促進法第七條第一項第一号の業務」とする。

(基金の債務保証業務に関する経過措置)

第十三條 この法律の施行の際現に行われている旧特定事業集積促進法第九條第一号の債務の保証に係る基金の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定事業集積促進法第九條の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第四十條第二項中「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務及び新事業創出促進法附則第十三條第一項の規定によりなお効力を有することとされた旧地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十三年法律第三十二号。以下「なお効力を有する旧特定事業集積促進法」という。第九條第一号の業務」と、特定施設整備法第六十三條第三号中「第四十條第一項に規定する業務」とあるのは「第四十條第一項に規定する業務及びなお効力を有する旧特定事業集積促進法第九條第一号の業務」とする。

(地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法の廃止に伴う経過措置)

第十四條 この法律の施行の際現に附則第九條の規定による廃止前の地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法(以下「旧地域ソフトウェア法」という。第五條第一項の規定による承認(旧地域ソフトウェア法第六條第一項の規定による承認を含む。))を受けているものに関し行う旧地域ソフトウェア法第七條第二号の教材の提供並びに同条第三号の指導及び助言に係る協会

の業務については、同条の規定は、この法律の施行の日から起算して五年を経過するまでの間、なお効力を有する。

2 前項の規定によりなお効力を有することとされた旧地域ソフトウェア法第七條の規定により協会の業務が行われる場合には、情報処理促進法第四十三條第三号中「第二十八條第一項」とあるのは、「第二十八條第一項並びに新事業創出促進法附則第十四條第一項の規定によりなおその効力を有することとされた地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法(平成元年法律第六十号)第七條第二号及び第三号」とする。

(地方税法の一部改正)

第十六條 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十八條第二項第一号の五中「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律」を「新事業創出促進法(平成十年法律第 号)附則第九條の規定による廃止前の地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律」に改める。

附則第三十一條の二第三項中「高度技術工業集積地域開発促進法」を「新事業創出促進法附則第九條の規定による廃止前の高度技術工業集積地域開発促進法」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十七條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十四條の二第二項中「高度技術工業集積地域開発促進法」を「新事業創出促進法(平成十

年法律第 号(附則第九条の規定による廃止前の高度技術工業集積地域開発促進法)に改める。

第四十四条の三第一項中「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十二年法律第三十二号)」を「新事業創出促進法附則第九条の規定による廃止前の地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十二年法律第三十二号)」に改め、同条第二項中「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律」を「旧特定事業集積促進法」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第十八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十二年法律第三十二号)第九号第一号(産業基盤整備基金の行う特定事業集積促進業務)の業務を削る。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正) 第十九条 地方税法等の一部を改正する法律(平成八年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十条第四項中「同項中」の下に「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律」とあるのは「新事業創出促進法平成十年法律第 号(附則第九条の規定による廃止前の地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律)」を加え、「十一年」を「十一年」に改める。

(国土庁設置法の一部改正)

第二十条 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九

十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号を削り、第二十一号を第十九号とし、第二十二号から第二十四号までを二十号とし、第二十五号に次のように加える。

新事業創出促進法(平成十年法律第 号)

第四条中第二十五号を第二十三号とし、第二十六号を第二十四号とし、第二十七号を第二十五号とする。

(通商産業省設置法の一部改正)

第二十一条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十七号の四の次に次の一号を加える。

二十七の五 新事業創出促進法(平成十年法律第 号)の施行に関すること。

第四条第七十四号の二を削る。

(郵政省設置法の一部改正)

第二十二条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中第七十七号を第七十八号とし、第七十八号を第七十七号とし、第七十五号の次に次の一号を加える。

七十六 新事業創出促進法(平成十年法律第 号)の施行に関すること。

第五条中第二十二号の二十八を第二十二号の二十九とし、第二十二号の二十七の次に次の一号を加える。

二十二の二十八 新事業創出促進法の定めるところに従い、基本方針を定めること。

第六条第五項中「第七十六号」を「第七十七号」に改め、同条第六項中「第七十五号及び第七十六号」を「及び第七十五号から第七十七号まで」に改め、同条第八項中「第七十七号」を「第七十八号」に改める。

(労働省設置法の一部改正) 第二十三条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第五十七号中「地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法(平成元年法律第六十号)及び電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)」を「電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)及び新事業創出促進法(平成十年法律第 号)」に改める。

第五条第六十七号を次のように改める。

六十七 新事業創出促進法に基づいて、基本方針を定めること。

第五条第六十八号中「地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法」を「新事業創出促進法」に改める。

(建設省設置法の一部改正) 第二十四条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第三号を削り、第三号の二を第三号とし、第三号の三を削り、第三号の四を第三号の二とし、第三号の五を第三号の三とし、第三号の六を第三号の四とし、同号の次に次の一号を加える。

三の五 新事業創出促進法(平成十年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。

審査報告書

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成十年十二月十一日
経済・産業委員長 須藤良太郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、小規模企業共済制度の安定と一層の充実に図るため、共済金の額を改定するとともに、共済契約者に対する貸付制度を拡充する等の措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。
一、費用
本法律案に要する経費として、平成十年度一般会計補正予算(第三号)に、小規模企業共済制度の基盤強化等に資するための中小企業事業団に対する出資金として七十億円が計上されている。

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成十年十二月八日
衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

平成十年十二月十一日 参議院會議録第五号 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律

(小規模企業共済法の一部改正)

第一条 小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第九条の三第一項中、「共済金」の下に「の全部又は一部を加え、同項に次の一号を加える。」

三 共済契約者が共済金の一部を分割払の方法により支給することを請求した場合において、次項に規定する分割払対象額が通商産業省令で定める金額未満であるとき又は当該共済金の全額から同項に規定する分割払対象額を減じた額が通商産業省令で定める金額未満であるとき。

第九条の三第四項中「額」を「額(共済金の一部について分割払の方法により支給する場合にあつては、分割払対象額)に」に改め、同項第一号中「千分の三十・三」を「千分の二十八・三」に

改め、同項第二号中「千分の二十一・一」を「千分の二十」に改め、同項を同条第五項とし、同条に次の一項を加える。

6 第一項の規定に基づき共済金の一部を分割払の方法により支給することとした場合においては、当該共済金の全額から分割払対象額を減じた額を一時金として支給する。

第九条の三第三項中「分割払い」を「分割払」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「分割払い」を「分割払」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 共済契約者が共済金の一部について分割払の方法により支給を受けようとする場合における前項の請求は、当該分割払の方法により支給を受けようとする共済金の一部の額(以下この条において「分割払対象額」という。)を定めてしなければならない。

第九条の四第一項中「共済金を分割払い」を「共済金の全部又は一部を分割払」に改める。別表を次のように改める。

別表(第九条、第十二条関係)

三六月	一八、九〇〇円	一八、六一〇円
三七月	一九、四六〇円	一九、一五〇円
三八月	二〇、〇二〇円	一九、六九〇円
三九月	二〇、五八〇円	二〇、二三〇円
四〇月	二一、一五〇円	二〇、七八〇円
四一月	二一、七二〇円	二一、三三〇円
四二月	二二、二七〇円	二一、八六〇円
四三月	二二、八三〇円	二二、四〇〇円

四四月	二三、四〇〇円	二二、九五〇円
四五月	二三、九六〇円	二三、四九〇円
四六月	二四、五二〇円	二四、〇三〇円
四七月	二五、〇八〇円	二四、五七〇円
四八月	二五、六五〇円	二五、一一〇円
四九月	二六、二三〇円	二五、六七〇円
五〇月	二六、八一〇円	二六、二三〇円
五一月	二七、三九〇円	二六、七八〇円
五二月	二七、九七〇円	二七、三四〇円
五三月	二八、五五〇円	二七、八九〇円
五四月	二九、一四〇円	二八、四五〇円
五五月	二九、七二〇円	二九、〇〇〇円
五六月	三〇、三〇〇円	二九、五六〇円
五七月	三〇、八八〇円	三〇、一一〇円
五八月	三一、四六〇円	三〇、六七〇円
五九月	三一、〇四〇円	三一、二二〇円
六〇月	三一、六三〇円	三一、七八〇円
六一月	三二、二二〇円	三二、三四〇円
六二月	三二、八三〇円	三三、九二〇円
六三月	三三、四四〇円	三三、四八〇円
六四月	三五、〇四〇円	三四、〇五〇円
六五月	三五、六四〇円	三四、六一〇円
六六月	三六、二五〇円	三五、一八〇円
六七月	三六、八五〇円	三五、七五〇円
六八月	三七、四五〇円	三六、三二〇円
六九月	三八、〇六〇円	三六、八八〇円
七〇月	三八、六六〇円	三七、四五〇円

七月	三九、二六〇円	三八、〇二〇円
七月	三九、八七〇円	三八、五九〇円
七月	四〇、四九〇円	三九、一七〇円
七月	四一、一一〇円	三九、七五〇円
七月	四一、七四〇円	四〇、三三〇円
七月	四二、三六〇円	四〇、九一〇円
七月	四二、九九〇円	四一、五〇〇円
七月	四三、六一〇円	四二、〇八〇円
七月	四四、二三〇円	四二、六六〇円
八月	四四、八六〇円	四三、二五〇円
八月	四五、四八〇円	四三、八三〇円
八月	四六、一一〇円	四四、四一〇円
八月	四六、七三〇円	四四、九九〇円
八月	四七、三六〇円	四五、五八〇円
八月	四八、〇〇〇円	四六、一七〇円
八月	四八、六五〇円	四六、七七〇円
八月	四九、三〇〇円	四七、三七〇円
八月	四九、九五〇円	四七、九六〇円
八月	五〇、五九〇円	四八、五六〇円
九月	五一、二四〇円	四九、一六〇円
九月	五一、八九〇円	四九、七五〇円
九月	五二、五四〇円	五〇、三五〇円
九月	五三、一八〇円	五〇、九五〇円
九月	五三、八三〇円	五一、五四〇円
九月	五四、四八〇円	五一、一四〇円
九月	五五、一三〇円	五一、七四〇円
九月	五五、八〇〇円	五二、三五〇円

八月	五六、四七〇円	五三、九六〇円
九月	五七、一四〇円	五四、五七〇円
一〇月	五七、八一〇円	五五、一八〇円
一〇月	五八、四八〇円	五五、七九〇円
一〇月	五九、一五〇円	五六、四〇〇円
一〇月	五九、八二〇円	五七、〇一〇円
一〇月	六〇、四九〇円	五七、六二〇円
一〇月	六一、一六〇円	五八、二三〇円
一〇月	六一、八三〇円	五八、八四〇円
一〇月	六二、五〇〇円	五九、四五〇円
一〇月	六三、一七〇円	六〇、〇七〇円
一〇月	六三、八六〇円	六〇、六九〇円
一〇月	六四、五五〇円	六一、三一〇円
一〇月	六五、二五〇円	六一、九四〇円
一〇月	六五、九四〇円	六二、五七〇円
一〇月	六六、六四〇円	六三、一九〇円
一〇月	六七、三三〇円	六三、八二〇円
一〇月	六八、〇二〇円	六四、四五〇円
一〇月	六八、七二〇円	六五、〇七〇円
一〇月	六九、四一〇円	六五、七〇〇円
一〇月	七〇、一一〇円	六六、三二〇円
一〇月	七〇、八〇〇円	六六、九五〇円
一〇月	七一、五〇〇円	六七、五八〇円
一〇月	七二、二〇〇円	六八、二二〇円
一〇月	七二、九三〇円	六八、八六〇円
一〇月	七三、六五〇円	六九、五〇〇円
一〇月	七四、三七〇円	七〇、一四〇円

一五一月	九四、四五〇円	八七、八四〇円
一五〇月	九三、六八〇円	八七、一七〇円
一四九月	九二、九一〇円	八六、五〇〇円
一四八月	九一、一四〇円	八五、八三〇円
一四七月	九一、三七〇円	八五、一五〇円
一四六月	九〇、六〇〇円	八四、四八〇円
一四五月	八九、八三〇円	八三、八一〇円
一四四月	八九、〇六〇円	八三、一四〇円
一四三月	八八、三二〇円	八二、四八〇円
一四二月	八七、五七〇円	八一、八二〇円
一四一月	八六、八二〇円	八一、一七〇円
一四〇月	八六、〇八〇円	八〇、五一〇円
一三九月	八五、三三〇円	七九、八六〇円
一三八月	八四、五九〇円	七九、二〇〇円
一三七月	八三、八四〇円	七八、五四〇円
一三六月	八三、一〇〇円	七七、八九〇円
一三五月	八二、三五〇円	七七、二三〇円
一三四月	八一、六一〇円	七六、五八〇円
一三三月	八〇、八六〇円	七五、九二〇円
一三二月	八〇、一二〇円	七五、二七〇円
一三一月	七九、四〇〇円	七四、六二〇円
一三〇月	七八、六八〇円	七三、九八〇円
一二九月	七七、九六〇円	七三、三四〇円
一二八月	七七、二四〇円	七二、七〇〇円
一二七月	七六、五二〇円	七一、〇六〇円
一二六月	七五、八一〇円	七〇、四二〇円
一二五月	七五、〇九〇円	七〇、七八〇円

一五二月	九五、二二〇円	八八、五二〇円
一五三月	九五、九九〇円	八九、一九〇円
一五四月	九六、七六〇円	八九、八六〇円
一五五月	九七、五三〇円	九〇、五三〇円
一五六月	九八、三二〇円	九一、二二〇円
一五七月	九九、一〇〇円	九一、八九〇円
一五八月	九九、九〇〇円	九二、五八〇円
一五九月	一〇〇、七〇〇円	九三、二七〇円
一六〇月	一〇一、五〇〇円	九三、九六〇円
一六一月	一〇二、二九〇円	九四、六四〇円
一六二月	一〇三、〇九〇円	九五、三三〇円
一六三月	一〇三、八九〇円	九六、〇二〇円
一六四月	一〇四、六九〇円	九六、七二〇円
一六五月	一〇五、四八〇円	九七、三九〇円
一六六月	一〇六、二八〇円	九八、〇八〇円
一六七月	一〇七、〇八〇円	九八、七七〇円
一六八月	一〇七、八八〇円	九九、四六〇円
一六九月	一〇八、七〇〇円	一〇〇、一六〇円
一七〇月	一〇九、五三〇円	一〇〇、八七〇円
一七一月	一〇、三六〇円	一〇一、五七〇円
一七二月	一一、一八〇円	一〇二、二八〇円
一七三月	一二、〇一〇円	一〇三、九八〇円
一七四月	一二、八四〇円	一〇三、六九〇円
一七五月	一三、六六〇円	一〇四、三九〇円
一七六月	一四、四九〇円	一〇五、一〇〇円
一七七月	一五、三二〇円	一〇五、八〇〇円
一七八月	一六、一四〇円	一〇六、五二〇円

一七九月	一六、九七〇円	一〇七、二二〇円
一八〇月	一七、八〇〇円	一〇七、九二〇円
一八一月	一八、六五〇円	一〇八、六四〇円
一八二月	一九、五一〇円	一〇九、三七〇円
一八三月	二〇、三六〇円	一一〇、一〇〇円
一八四月	二一、二二〇円	一一〇、八三〇円
一八五月	二二、〇七〇円	一一一、五六〇円
一八六月	二二、九三〇円	一一二、二九〇円
一八七月	二三、七九〇円	一一三、〇二〇円
一八八月	二四、六四〇円	一一三、七五〇円
一八九月	二五、五〇〇円	一一四、四八〇円
一九〇月	二六、三五〇円	一一五、二一〇円
一九一月	二七、二一〇円	一一五、九四〇円
一九二月	二八、〇七〇円	一一六、六七〇円
一九三月	二八、九五〇円	一一七、四一〇円
一九四月	二九、八四〇円	一一八、一六〇円
一九五月	三〇、七二〇円	一一八、九一〇円
一九六月	三一、六一〇円	一一九、六六〇円
一九七月	三一、四九〇円	一二〇、四〇〇円
一九八月	三三、三八〇円	一二一、一五〇円
一九九月	三四、二六〇円	一二一、九〇〇円
二〇〇月	三五、一五〇円	一二二、六五〇円
二〇一月	三六、〇三〇円	一二三、三九〇円
二〇二月	三六、九二〇円	一二四、一四〇円
二〇三月	三七、八〇〇円	一二四、八九〇円
二〇四月	三八、六九〇円	一二五、六四〇円
二〇五月	三九、六〇〇円	一二六、四〇〇円

二〇六月	一四〇、五二〇円	一二七、一七〇円
二〇七月	一四一、四四〇円	一二七、九三〇円
二〇八月	一四二、三六〇円	一二八、七〇〇円
二〇九月	一四三、二七〇円	一二九、四六〇円
二一〇月	一四四、一九〇円	一三〇、二三〇円
二一一月	一四五、一一〇円	一三一、〇〇〇円
二一二月	一四六、〇三〇円	一三一、七六〇円
二一三月	一四六、九四〇円	一三一、五三〇円
二一四月	一四七、八六〇円	一三三、二九〇円
二一五月	一四八、七八〇円	一三四、〇六〇円
二一六月	一四九、七〇〇円	一三四、八三〇円
二一七月	一五〇、六五〇円	一三五、六一〇円
二一八月	一五一、六〇〇円	一三六、四〇〇円
二一九月	一五二、五五〇円	一三七、一八〇円
二二〇月	一五三、五〇〇円	一三七、九七〇円
二二一月	一五四、四五〇円	一三八、七五〇円
二二二月	一五五、四〇〇円	一三九、五四〇円
二二三月	一五六、三五〇円	一四〇、三二〇円
二二四月	一五七、三〇〇円	一四一、一一〇円
二二五月	一五八、二五〇円	一四一、八九〇円
二二六月	一五九、二〇〇円	一四二、六八〇円
二二七月	一六〇、一五〇円	一四三、四六〇円
二二八月	一六一、一〇〇円	一四四、二五〇円
二二九月	一六一、〇八〇円	一四五、〇五〇円
二三〇月	一六三、〇六〇円	一四五、八五〇円
二三一月	一六四、〇五〇円	一四六、六六〇円
二三二月	一六五、〇三〇円	一四七、四六〇円

二五九月	一九二、四五〇円	一六八、二七〇円
二五八月	一九一、四〇〇円	一四九、〇七〇円
二五七月	一九〇、三五〇円	一四九、〇七〇円
二五六月	一八九、三〇〇円	一四九、〇七〇円
二五五月	一八八、二四〇円	一四九、〇七〇円
二五四月	一八七、一九〇円	一四九、〇七〇円
二五三月	一八六、一四〇円	一四九、〇七〇円
二五二月	一八五、〇九〇円	一四九、〇七〇円
二五一月	一八四、〇七〇円	一四九、〇七〇円
二五〇月	一八三、〇五〇円	一四九、〇七〇円
二四九月	一八二、〇四〇円	一四九、〇七〇円
二四八月	一八一、〇二〇円	一四九、〇七〇円
二四七月	一八〇、〇一〇円	一四九、〇七〇円
二四六月	一七八、九七〇円	一四九、〇七〇円
二四五月	一七七、九七〇円	一四九、〇七〇円
二四四月	一七六、九六〇円	一四九、〇七〇円
二四三月	一七五、九四〇円	一四九、〇七〇円
二四二月	一七四、九三〇円	一四九、〇七〇円
二四一月	一七三、九一〇円	一四九、〇七〇円
二四〇月	一七一、九〇〇円	一四九、〇七〇円
二三九月	一七一、九一〇円	一四九、〇七〇円
二三八月	一七〇、九三〇円	一四九、〇七〇円
二三七月	一六九、九五〇円	一四九、〇七〇円
二三六月	一六八、九六〇円	一四九、〇七〇円
二三五月	一六七、九八〇円	一四九、〇七〇円
二三四月	一六七、〇〇〇円	一四九、〇七〇円
二三三月	一六六、〇一〇円	一四九、〇七〇円

二八六月	二二一、〇六〇円	一九三、五一〇円
二八五月	二二〇、九三〇円	一九四、五六〇円
二八四月	二一九、八一〇円	一九五、六一〇円
二八三月	二一八、六八〇円	一九六、六六〇円
二八二月	二一七、五五〇円	一九七、七二〇円
二八一月	二一六、四二〇円	一九八、八〇〇円
二八〇月	二一五、三〇〇円	一九九、八九〇円
二七九月	二一四、一七〇円	二〇〇、九八〇円
二七八月	二一三、〇四〇円	二〇一、〇七〇円
二七七月	二一一、九一〇円	二〇二、一六〇円
二七六月	二二〇、七九〇円	二〇三、二五〇円
二七五月	二一九、七〇〇円	二〇四、三四〇円
二七四月	二一八、六一〇円	二〇五、四三〇円
二七三月	二一七、五二〇円	二〇六、五二〇円
二七二月	二一六、四三〇円	二〇七、六一〇円
二七一月	二一五、三四〇円	二〇八、七〇〇円
二七〇月	二一四、二五〇円	二〇九、七九〇円
二六九月	二一三、一六〇円	二一〇、八八〇円
二六八月	二一二、〇七〇円	二一一、九七〇円
二六七月	二一〇、九八〇円	二一二、〇六〇円
二六六月	一九九、八九〇円	二一三、一五〇円
二六五月	一九八、八〇〇円	二一四、二四〇円
二六四月	一九七、七一〇円	二一五、三三〇円
二六三月	一九六、六六〇円	二一六、四二〇円
二六二月	一九五、六一〇円	二一七、五一〇円
二六一月	一九四、五六〇円	二一八、六〇〇円
二六〇月	一九三、五一〇円	二一九、六九〇円

二八七月	二二三、一九〇円	一九四、一〇〇円
二八八月	二三四、三三〇円	一九四、九九〇円
二八九月	二三五、四八〇円	一九五、八九〇円
二九〇月	二二六、六五〇円	一九六、八〇〇円
二九一月	二二七、八二〇円	一九七、七一〇円
二九二月	二二八、九九〇円	一九八、六二〇円
二九三月	二三〇、一五〇円	一九九、五三〇円
二九四月	二三一、三三〇円	二〇〇、四四〇円
二九五月	二三三、四九〇円	二〇一、三五〇円
二九六月	二三三、六六〇円	二〇二、二六〇円
二九七月	二三四、八二〇円	二〇三、一七〇円
二九八月	二三五、九九〇円	二〇四、〇八〇円
二九九月	二三七、一六〇円	二〇四、九九〇円
三〇〇月	二三八、三三〇円	二〇五、九〇〇円
三〇一月	二三九、四六〇円	二〇六、八三〇円
三〇二月	二四〇、五九〇円	二〇七、七六〇円
三〇三月	二四一、七三〇円	二〇八、六九〇円
三〇四月	二四二、八六〇円	二〇九、六三〇円
三〇五月	二四四、〇〇〇円	二二〇、五六〇円
三〇六月	二四五、一三〇円	二二一、四九〇円
三〇七月	二四六、二六〇円	二二二、四二〇円
三〇八月	二四七、四〇〇円	二二三、三六〇円
三〇九月	二四八、五三〇円	二二四、二九〇円
三一〇月	二四九、六七〇円	二二五、二二〇円
三一一月	二五〇、八〇〇円	二二六、一五〇円
三一二月	二五一、九四〇円	二二七、〇九〇円
三一三月	二五二、九五〇円	二二八、〇四〇円

三四月	二五三、九七〇円	二二九、〇〇〇円
三五月	二五四、九九〇円	二二九、九五〇円
三六月	二五六、〇一〇円	二三〇、九一〇円
三七月	二五七、〇三〇円	二二一、八六〇円
三八月	二五八、〇五〇円	二二三、八二〇円
三九月	二五九、〇六〇円	二二三、七八〇円
三〇月	二六〇、〇八〇円	二二四、七三〇円
三一〇月	二六一、一〇〇円	二二五、六九〇円
三二〇月	二六二、一二〇円	二二六、六四〇円
三三〇月	二六三、一四〇円	二二七、六〇〇円
三三四月	二六四、一六〇円	二二八、五六〇円
三三五月	二六四、八七〇円	二二九、五三〇円
三三六月	二六五、五八〇円	二三〇、五一〇円
三三七月	二六六、二九〇円	二三一、四九〇円
三三八月	二六七、〇〇〇円	二三二、四七〇円
三三九月	二六七、七一〇円	二三三、四五〇円
三三〇月	二六八、四三〇円	二三四、四三〇円
三三一月	二六九、一四〇円	二三五、四一〇円
三三二月	二六九、八五〇円	二三六、三九〇円
三三三月	二七〇、五六〇円	二三七、三七〇円
三三四月	二七一、二七〇円	二三八、三五〇円
三三五月	二七一、九八〇円	二三九、三三〇円
三三六月	二七二、七〇〇円	二四〇、三一〇円
三三七月	二七三、二九〇円	二四一、三〇〇円
三三八月	二七三、八九〇円	二四二、三〇〇円
三三九月	二七四、四八〇円	二四三、三〇〇円
三四〇月	二七五、〇八〇円	二四四、三〇〇円

三六七月	二九一、〇九〇円	二七五、六七〇円
三六六月	二九〇、四九〇円	二七六、二七〇円
三六五月	二八九、八八〇円	二七六、八六〇円
三六四月	二八九、二八〇円	二七七、四六〇円
三六三月	二八八、六七〇円	二七八、〇五〇円
三六二月	二八八、〇七〇円	二七八、六五〇円
三六一月	二八七、四六〇円	二七九、二四〇円
三六〇月	二八六、八六〇円	二七九、八四〇円
三五九月	二八六、二七〇円	二八〇、四二〇円
三五八月	二八五、六九〇円	二八一、〇一〇円
三五七月	二八五、一〇〇円	二八一、五九〇円
三五六月	二八四、五二〇円	二八二、一八〇円
三五五月	二八三、九三〇円	二八二、七六〇円
三五四月	二八三、三五〇円	二八三、三五〇円
三五三月	二八二、七六〇円	二八三、七六〇円
三五二月	二八二、一八〇円	二八四、四〇〇円
三五一月	二八一、五九〇円	二八四、四〇〇円
三四九月	二八一、〇一〇円	二八五、四三〇円
三四八月	二八〇、四二〇円	二八五、四三〇円
三四七月	二七九、八四〇円	二八六、四六〇円
三四六月	二七九、二四〇円	二八七、四九〇円
三四五月	二七八、六五〇円	二八八、五二〇円
三四四月	二七八、〇五〇円	二八九、五五〇円
三四三月	二七七、四六〇円	二九〇、五八〇円
三四二月	二七六、八六〇円	二九一、六一〇円
三四一月	二七五、六七〇円	二九二、六四〇円

三六八月	二九一、七〇〇円	二七三、一三〇円
三六九月	二九二、三〇〇円	二七四、一八〇円
三七〇月	二九二、九一〇円	二七五、二四〇円
三七一月	二九三、五二〇円	二七六、二九〇円
三七二月	二九四、一三〇円	二七七、三五〇円
三七三月	二九四、七三〇円	二七八、四〇〇円
三七四月	二九五、三四〇円	二七九、五一〇円
三七五月	二九五、九五〇円	二八〇、五九〇円
三七六月	二九六、五六〇円	二八一、六七〇円
三七七月	二九七、一七〇円	二八二、七五〇円
三七八月	二九七、七八〇円	二八三、八三〇円
三七九月	二九八、三九〇円	二八四、九一〇円
三八〇月	二九九、〇〇〇円	二八五、九九〇円
三八一月	二九九、六一〇円	二八七、〇七〇円
三八二月	三〇〇、二二〇円	二八八、一五〇円
三八三月	三〇〇、八三〇円	二八九、二三〇円
三八四月	三〇一、四四〇円	二九〇、三一〇円
三八五月	三〇二、〇五〇円	二九一、四一〇円
三八六月	三〇二、七四〇円	二九二、五一〇円
三八七月	三〇三、三九〇円	二九三、六一〇円
三八八月	三〇四、〇四〇円	二九四、七一〇円
三八九月	三〇四、六九〇円	二九五、八四〇円
三九〇月	三〇五、三四〇円	二九六、九五〇円
三九一月	三〇五、九九〇円	二九八、〇六〇円
三九二月	三〇六、六四〇円	二九九、一七〇円
三九三月	三〇七、二九〇円	三〇〇、二七〇円
三九四月	三〇七、九四〇円	三〇一、三八〇円

三九五月	三〇八、五九〇円	三〇二、四九〇円
三九六月	三〇九、二四〇円	三〇三、六〇〇円
三九七月	三二〇、〇六〇円	三〇四、七三〇円
三九八月	三二〇、八八〇円	三〇五、八七〇円
三九九月	三二一、七二〇円	三〇七、〇〇〇円
四〇〇月	三二一、五三〇円	三〇八、一四〇円
四〇一月	三二一、三六〇円	三〇九、二七〇円
四〇二月	三二四、一八〇円	三二〇、四一〇円
四〇三月	三二五、〇〇〇円	三二一、五四〇円
四〇四月	三二五、八三〇円	三二二、六八〇円
四〇五月	三二六、六五〇円	三二三、八一〇円
四〇六月	三二七、四八〇円	三二四、九五〇円
四〇七月	三二八、三〇〇円	三二六、〇八〇円
四〇八月	三二九、一三〇円	三二七、二二〇円
四〇九月	三三〇、一三〇円	三二八、三八〇円
四一〇月	三三一、一三〇円	三二九、五四〇円
四一一月	三三一、一四〇円	三三〇、七二〇円
四一二月	三三三、一四〇円	三三一、八七〇円
四一三月	三三四、一五〇円	三三三、〇三〇円
四一四月	三三五、一五〇円	三三四、二〇〇円
四一五月	三三六、一五〇円	三三五、三六〇円
四一六月	三三七、一六〇円	三三六、五二〇円
四一七月	三三八、一六〇円	三三七、六九〇円
四一八月	三三九、一七〇円	三三八、八五〇円
四一九月	三三〇、一七〇円	三三〇、〇一〇円
四二〇月	三三一、一八〇円	三三一、一八〇円
四二一月	三三一、三六〇円	三三一、三六〇円

四二月	三三三、五五〇円	三三三、五五〇円
四三月	三三四、七四〇円	三三四、七四〇円
四四月	三三五、九二〇円	三三五、九二〇円
四五月	三三七、一一〇円	三三七、一一〇円
四六月	三三八、三〇〇円	三三八、三〇〇円
四七月	三三九、四八〇円	三三九、四八〇円
四八月	三四〇、六七〇円	三四〇、六七〇円
四九月	三四一、八六〇円	三四一、八六〇円
四一〇月	三四三、〇四〇円	三四三、〇四〇円
四一一月	三四四、二二〇円	三四四、二二〇円
四一二月	三四五、四二〇円	三四五、四二〇円
四一三月	三四六、六三〇円	三四六、六三〇円
四一四月	三四七、八五〇円	三四七、八五〇円
四一五月	三四九、〇六〇円	三四九、〇六〇円
四一六月	三五〇、二八〇円	三五〇、二八〇円
四一七月	三五一、四九〇円	三五一、四九〇円
四一八月	三五二、七一〇円	三五二、七一〇円
四一九月	三五三、九三〇円	三五三、九三〇円
四二〇月	三五五、一四〇円	三五五、一四〇円
四二一月	三五六、三六〇円	三五六、三六〇円
四二二月	三五七、五七〇円	三五七、五七〇円
四二三月	三五八、七九〇円	三五八、七九〇円
四二四月	三六〇、〇一〇円	三六〇、〇一〇円
四二五月	三六一、二五〇円	三六一、二五〇円
四二六月	三六一、五〇〇円	三六一、五〇〇円
四二七月	三六三、七四〇円	三六三、七四〇円
四二八月	三六四、九九〇円	三六四、九九〇円

四四九月	三六六、二三〇円	三六六、二三〇円
四五〇月	三六七、四八〇円	三六七、四八〇円
四五一月	三六八、七二〇円	三六八、七二〇円
四五二月	三六九、九七〇円	三六九、九七〇円
四五三月	三七一、二二〇円	三七一、二二〇円
四五四月	三七二、四六〇円	三七二、四六〇円
四五五月	三七三、七〇〇円	三七三、七〇〇円
四五六月	三七四、九五〇円	三七四、九五〇円
四五七月	三七六、二二〇円	三七六、二二〇円
四五八月	三七七、五〇〇円	三七七、五〇〇円
四五九月	三七八、七八〇円	三七八、七八〇円
四六〇月	三八〇、〇五〇円	三八〇、〇五〇円
四六一月	三八一、三三〇円	三八一、三三〇円
四六二月	三八二、六一〇円	三八二、六一〇円
四六三月	三八三、八八〇円	三八三、八八〇円
四六四月	三八五、一六〇円	三八五、一六〇円
四六五月	三八六、四四〇円	三八六、四四〇円
四六六月	三八七、七二〇円	三八七、七二〇円
四六七月	三八八、九九〇円	三八八、九九〇円
四六八月	三九〇、二七〇円	三九〇、二七〇円
四六九月	三九一、五七〇円	三九一、五七〇円
四七〇月	三九二、八八〇円	三九二、八八〇円
四七一月	三九四、一九〇円	三九四、一九〇円
四七二月	三九五、五〇〇円	三九五、五〇〇円
四七三月	三九六、八〇〇円	三九六、八〇〇円
四七四月	三九八、一一〇円	三九八、一一〇円
四七五月	三九九、四二〇円	三九九、四二〇円

(中小企業事業団法の一部改正)

第二条 中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第六号イ中「及びその事業に関連する資金」を、「その事業に関連する資金及びその者の福祉の増進に必要な資金」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第二条並びに附則第九条、第十一條及び第十二條の規定は、公布の日から施行する。

(共済金等に係る経過措置)

第二条 この条から附則第八条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 新法 第一条の規定による改正後の小規模企業共済法をいう。

二 旧法 第一条の規定による改正前の小規模企業共済法をいう。

三 旧平成七年改正法 附則第十条の規定によ

四七六月	四〇〇、七三〇円	四〇〇、七三〇円
四七七月	四〇一、〇三〇円	四〇一、〇三〇円
四七八月	四〇三、三四〇円	四〇三、三四〇円
四七九月	四〇四、六五〇円	四〇四、六五〇円
四八〇月	四〇五、九六〇円	四〇五、九六〇円
四八〇月を超え る月数	四〇五、九六〇円に、 四八〇月を超え る一月につき、一、三〇〇円を加 算した金額	四〇五、九六〇円に、 四八〇月を超え る一月につき、一、三〇〇円を加 算した金額

る改正前の小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律(平成七年法律第四十四号)をいう。

四 新平成七年改正法 附則第十条の規定による改正後の小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律をいう。

五 旧共済契約 平成八年四月一日以後この法律の施行の日前に効力を生じた共済契約をいう。

六 旧第一種共済契約 平成八年四月一日前に効力を生じた旧平成七年改正法による改正前の小規模企業共済法第二条の三に規定する第一種共済契約をいう。

七 旧第二種共済契約 平成八年四月一日前に効力を生じた旧平成七年改正法による改正前の小規模企業共済法第二条の四に規定する第二種共済契約をいう。

八 掛金区分 新法第九条第二項に規定する掛金区分をいう。

九 基準月 新法第九条第三項第二号に規定する基準月をいう。

十 仮定共済金額 新法第九条第三項第二号に

に規定する仮定共済金額をいう。

十一 仮定解約手当金額 新法第十二条第四項第二号ロに規定する仮定解約手当金額をいう。

第三条 旧共済契約、旧第一種共済契約及び旧第二種共済契約のうちこの法律の施行前に旧法第九条第一項各号(旧平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に掲げる事由が生じたものに係る共済金の額の算定については、なお従前の例による。

2 前項の共済金を分割払の方法により支給する場合の旧法第九条の三の分割共済金の額及び旧法第九条の四の現価相当額の算定については、当該分割払の請求がこの法律の施行前に行われた場合に限り、なお従前の例による。

3 旧共済契約及び旧第一種共済契約のうちこの法律の施行前に旧法第七条第四項各号に掲げる事由が生じたもの(同項第一号に掲げる事由が生じたものにあつては、当該旧共済契約又は旧第一種共済契約に係る共済契約者が同号の会社の役員たる小規模企業者となつたものを除く。)に係る解約手当金の額の算定については、なお従前の例による。

第四条 旧共済契約のうちこの法律の施行後に新法第九条第一項各号に掲げる事由が生じたものに係る区分共済金額(掛金区分のうちこの法律の施行前における掛金月額の最高額(以下「平成十二年度前最高掛金月額」という。)までを区分したものに係るものに限る。)は、同条第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に應じ、それぞれ当該各号

に定める金額を同項の金額とする。

一 三十八月未満 その掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額

二 三十八月以上 次のイからホまでに定める金額の合計額

イ 区分仮定共済金額に對し、その掛金区分に係る平成十二年四月から新法第九条第一項各号に掲げる事由が生じた日の属する月までの掛金納付月数に相当する期間につき、当該額に係るこの法律の施行後の運用の基礎となる利率として通商産業大臣が定める利率を年利として複利による計算をして得た元利合計額

ロ 新法別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に應じ、新法第九条第一項第一号に掲げる事由に係るものにあつては同表の中欄に、同項第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては同表の下欄に掲げる金額

ハ 仮定共済金額に、区分仮定共済金額に對しその掛金区分に係る平成十二年四月から当該仮定共済金額に係る基準月までの掛金納付月数に相当する期間につきこの通商産業大臣が定める利率を年利として複利による計算をして得た元利合計額を加算して得た金額(附則第八条において「旧共済仮定共済金額」という。)に、それぞれ当該基準月の属する年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)に係る同条の規定により定められる支給率を乗じて得た金額の合計額

ニ 平成十一年四月一日に開始する年度に属

する基準月における旧法別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に應じ、新法第九条第一項第一号に掲げる事由に係るものにあつては同表の中欄に、同項第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては同表の下欄に掲げる金額に、当該年度に係る旧平成七年改正法附則第六条の規定により定められる支給率を乗じて得た金額

ホ イ及びロに定める金額の合計額に、新法第九条第一項各号に掲げる事由が生じた日の属する年度に係る附則第八条の規定により定められる支給率を乗じて得た金額に、その掛金区分に係る掛金納付月数から最後の基準月における掛金納付月数を減じて得た月数を十二で除して得た率を乗じて得た金額

金額

2 前項第二号の区分仮定共済金額は、旧法別表又は新法別表の上欄に掲げる掛金区分に係る平成十二年三月における掛金納付月数に應じ、新法第九条第一項第一号に掲げる事由に係るものにあつては旧法別表の中欄に掲げる金額と新法別表の中欄に掲げる金額との差額を、同項第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては旧法別表の下欄に掲げる金額と新法別表の下欄に掲げる金額との差額をそれぞれ基準として、通商産業省令で定める金額とする。

3 旧共済契約のうちこの法律の施行後に新法第七条第四項各号に掲げる事由が生じたもの(同項第一号に掲げる事由が生じたものにあつては、当該旧共済契約に係る共済契約者が同号の会社の役員たる小規模企業者となつたものを除く。附則第七条第四項において同じ。)に係る区

分解約手当金額(掛金区分のうち平成十二年度前最高掛金月額までを区分したものに係るものに限る。)は、新法第十二条第四項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に應じ、それぞれ当該各号に定める金額を同項の金額とする。

一 三十八月未満 その掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額

二 三十八月以上 次のイからホまでに定める金額の合計額(その額がその掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額に達しないときは、その合計額)

イ 区分仮定解約手当金額に對し、その掛金区分に係る平成十二年四月から新法第七条第四項各号に掲げる事由が生じた日の属する月までの掛金納付月数に相当する期間につき、当該額に係るこの法律の施行後の運用の基礎となる利率として通商産業大臣が定める利率を年利として複利による計算をして得た元利合計額

ロ 新法別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に應じ、同表の下欄に掲げる金額に百分の八十を乗じて得た金額

ハ 仮定解約手当金額に、区分仮定解約手当金額に對しその掛金区分に係る平成十二年四月から当該仮定解約手当金額に係る基準月までの掛金納付月数に相当する期間につきこの通商産業大臣が定める利率を年利として複利による計算をして得た元利合計額を加算して得た金額(附則第八条において「旧共済仮定解約手当金額」という。)に、それぞれ当該基準月の属する年度に係る同

条の規定により定められる支給率を乗じて得た金額の合計額

二 平成十一年四月一日に開始する年度に属する基準月における旧法別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に應じ、同表の下欄に掲げる金額に百分の八十を乗じて得た金額に、当該年度に係る旧平成七年改正法附則第六条の規定により定められる支給率を乗じて得た金額

ホ イ及びロに定める金額の合計額に、新法第七条第四項各号に掲げる事由が生じた日の属する年度に係る附則第八条の規定により定められる支給率を乗じて得た金額に、その掛金区分に係る掛金納付月数から最後の基準月における掛金納付月数を減じて得た月数を十二で除して得た率を乗じて得た金額

4 前項第二号の区分仮定解約手当金差額は、旧法別表又は新法別表の上欄に掲げる掛金区分に係る平成十二年三月における掛金納付月数に應じ、旧法別表の下欄に掲げる金額と新法別表の下欄に掲げる金額との差額に百分の八十を乗じて得た金額を基準として、通商産業省令で定める金額とする。

第五条 旧第一種共済契約のうちこの法律の施行後に新法第九条第一項各号に掲げる事由が生じたものに係る区分共済金額(掛金区分のうち平成八年四月前における掛金月額の最高額(以下「平成八年度前最高掛金月額」という。)までを区分したものに係るものに限る。)は、同条第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に應じ、それぞれ当該各

号に定める金額を同項の金額とする。

一 三十八月未満 その掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額
二 三十八月以上 次のイからへまでに定める金額の合計額

イ 区分仮定共済金差額(前条第一項第二号の区分仮定共済金差額をいう。以下この項において同じ。)に対し、その掛金区分に係る平成十二年四月から新法第九条第一項各号に掲げる事由が生じた日の属する月までの掛金納付月数に相当する期間につき、前条第一項第二号イの通商産業大臣が定める利率を年利として複利による計算をして得た元利合計額

ロ 旧平成七年改正法附則第三条第二項の通商産業省令で定める金額に対し、その掛金区分に係る平成八年四月から平成十二年三月までの掛金納付月数に相当する期間については同条第一項第二号イの通商産業大臣が定める利率を、平成十二年四月から新法第九条第一項各号に掲げる事由が生じた日の属する月までの掛金納付月数に相当する期間については前条第一項第二号イの通商産業大臣が定める利率を年利として複利による計算をして得た元利合計額

ハ 新法別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に應じ、新法第九条第一項第一号に掲げる事由に係るものにあつては同表の中欄に、同項第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては同表の下欄に掲げる金額
二 仮定共済金額に、区分仮定共済金差額に

対しその掛金区分に係る平成十二年四月から当該仮定共済金額に係る基準月までの掛金納付月数に相当する期間につき前条第一項第二号イの通商産業大臣が定める利率を年利として複利による計算をして得た元利合計額を加算して得た金額に、旧平成七年改正法附則第三条第二項の通商産業省令で定める金額に對しその掛金区分に係る平成八年四月から平成十二年三月までの掛金納付月数に相当する期間については同条第一項第二号イの通商産業大臣が定める利率を、平成十二年四月から当該仮定共済金額に係る基準月までの掛金納付月数に相当する期間については前条第一項第二号イの通商産業大臣が定める利率を年利として複利による計算をして得た元利合計額を加算して得た元利合計額を算し、その掛金区分に係る平成八年四月から平成十二年三月までの掛金納付月数に相当する期間につき、前条第一項第二号イの通商産業大臣が定める利率を、平成十二年四月から当該仮定共済金額に係る基準月までの掛金納付月数に相当する期間については前条第一項第二号イの通商産業大臣が定める利率を年利として複利による計算をして得た元利合計額を加算して得た元利合計額

ホ 平成十一年四月一日に開始する年度に属する基準月における旧法別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に應じ、新法第九条第一項第一号に掲げる事由に係るものにあつては同表の中欄に、同項第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては同表の下欄に掲げる金額に、旧平成七年改正法附則第三条第二項の通商産業省令で定める金額に對しその掛金区分に係る平成八年四月から当該基準月までの掛金納付月数に相当する期間につき同条第一項第二

号イの通商産業大臣が定める利率を年利として複利による計算をして得た元利合計額を加算して得た金額に、当該年度に係る旧平成七年改正法附則第六条の規定により定められる支給率を乗じて得た金額

ヘ イからへまでに定める金額の合計額に、新法第九条第一項各号に掲げる事由が生じた日の属する年度に係る附則第八条の規定により定められる支給率を乗じて得た金額に、その掛金区分に係る掛金納付月数から最後の基準月における掛金納付月数を減じて得た月数を十二で除して得た率を乗じて得た金額

2 旧第一種共済契約のうちこの法律の施行後に新法第九条第一項各号に掲げる事由が生じたものに係る区分共済金額(掛金区分のうち平成八年度前最高掛金月額を超え平成十二年度前最高掛金月額までを区分したものに係るものに限る。)については、前条第一項及び第二項の規定を準用する。

3 旧第一種共済契約のうちこの法律の施行後に新法第七条第四項各号に掲げる事由が生じたもの(同項第一号に掲げる事由が生じたものにあつては、当該旧第一種共済契約に係る共済契約者が同法の会社の役員たる小規模企業者となつたものを除く。)に係る区分解約手当金(掛金区分のうち平成八年度前最高掛金月額までを区分したものに係るものに限る。)は、新法第十二条第四項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に應じ、それぞれ当該各号に定める金額を同項の金額とする。

一 三十六月未満 その掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額

二 三十六月以上 次のイからへまでに定める金額の合計額(その額がその掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額に達しないときは、その合計額)

イ 区分仮定解約手当金差額(前条第三項第二号の区分仮定解約手当金差額をいう。以下この項において同じ。)に対し、その掛金区分に係る平成十二年四月から新法第七条第四項各号に掲げる事由が生じた日の属する月までの掛金納付月数に相当する期間につき、前条第三項第二号イの通商産業大臣が定める利率を年利として複利による計算をして得た元利合計額

ロ 旧平成七年改正法附則第三条第四項の通商産業省令で定める金額に対し、その掛金区分に係る平成八年四月から平成十二年三月までの掛金納付月数に相当する期間については同条第三項第二号イの通商産業大臣が定める利率を、平成十二年四月から新法第七条第四項各号に掲げる事由が生じた日の属する月までの掛金納付月数に相当する期間については前条第三項第二号イの通商産業大臣が定める利率を年利として複利による計算をして得た元利合計額

ハ 新法別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に及び、同表の下欄に掲げる金額に百分の八十を乗じて得た金額
ニ 仮定解約手当金額に、区分仮定解約手当金差額に對しその掛金区分に係る平成十二年四月から当該仮定解約手当金額に係る基

準月までの掛金納付月数に相当する期間につき前条第三項第二号イの通商産業大臣が定める利率を年利として複利による計算をして得た元利合計額を加算して得た金額に、旧平成七年改正法附則第三条第四項の通商産業省令で定める金額に對しその掛金区分に係る平成八年四月から平成十二年三月までの掛金納付月数に相当する期間については同条第三項第二号イの通商産業大臣が定める利率を、平成十二年四月から当該仮定解約手当金額に係る基準月までの掛金納付月数に相当する期間については前条第三項第二号イの通商産業大臣が定める利率を年利として複利による計算をして得た元利合計額を加算して得た金額(附則第八条において「旧第一種仮定解約手当金額」という。)に、それぞれ当該基準月の属する年度に係る同条の規定により定められる支給率を乗じて得た金額の合計額

ホ 平成十一年四月一日に開始する年度に属する基準月における旧法別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に及び、同表の下欄に掲げる金額に百分の八十を乗じて得た金額に、旧平成七年改正法附則第三条第四項の通商産業省令で定める金額に對しその掛金区分に係る平成八年四月から当該基準月までの掛金納付月数に相当する期間につき同条第三項第二号イの通商産業大臣が定める利率を年利として複利による計算をして得た元利合計額を加算して得た金額に、当該年度に係る旧平成七年改正法附則第六条の規定により定められる支給率を

乗じて得た金額

ヘ イからハまでに定める金額の合計額に、新法第七条第四項各号に掲げる事由が生じた日の属する年度に係る附則第八条の規定により定められる支給率を乗じて得た金額に、その掛金区分に係る掛金納付月数から最後の基準月における掛金納付月数を減じて得た月数を十二で除して得た率を乗じて得た金額

4 旧第一種共済契約のうちこの法律の施行後に新法第七条第四項各号に掲げる事由が生じたものに係る区分解約手当金額掛金区分のうち平成八年度前最高掛金月額を超え平成十二年度前最高掛金月額までを区分したものに係るものに限る。については、前条第三項及び第四項の規

定を準用する。

第六条 旧第二種共済契約のうちこの法律の施行後に新平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第九条第一項各号に掲げる事由が生じたものに係る区分共済金額については、掛金区分のうち平成八年度前最高掛金月額を超え平成十二年度前最高掛金月額までを区分したものに係るものについては附則第四条第一項及び第二項の規定を、掛金区分のうち平成八年度前最高掛金月額までを区分したものに係るものについては附則第五条第一項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第四条第一項第二号イ	新法第九条第一項各号	新平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第九条第一項各号
附則第四条第一項第二号ロ	新法第九条第一項第一号	新平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第九条第一項第一号又は第四号
附則第四条第一項第二号ハ	旧法別表	旧平成七年改正法附則別表
附則第四条第一項第二号ニ	新法第九条第一項第一号	新平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第九条第一項第一号又は第四号
附則第四条第一項第二号ホ	新法第九条第一項各号	新平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第九条第一項各号
附則第四条第二項	旧法別表	旧平成七年改正法附則別表
附則第四条第三項	新法第九条第一項第一号	新平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第九条第一項第一号又は第四号

附則第五 条第一項 第二号イ	新法第九 条第一項 各号	新平成七 年改正法 附則第五 条第一項 の規定に よつて替 へて適用 される新 法第九 条第一項 各号
附則第五 条第一項 第二号ロ	旧平成七 年改正法 附則第三 条第二項	旧平成七 年改正法 附則第五 条第一項 の規定に よつて替 へて適用 される旧 平成七 年改正法 附則第三 条第二項
附則第五 条第一項 第二号ハ	新法第九 条第一項 各号	新平成七 年改正法 附則第五 条第一項 の規定に よつて替 へて適用 される新 法第九 条第一項 各号
附則第五 条第一項 第二号ニ	新法第九 条第一項 各号	新平成七 年改正法 附則第五 条第一項 の規定に よつて替 へて適用 される新 法第九 条第一項 各号
附則第五 条第一項 第二号ホ	旧法別表	旧平成七 年改正法 附則第五 条第一項 の規定に よつて替 へて適用 される旧 平成七 年改正法 附則第三 条第二項
附則第五 条第一項 第二号ヘ	新法第九 条第一項 各号	新平成七 年改正法 附則第五 条第一項 の規定に よつて替 へて適用 される新 法第九 条第一項 各号

第七條 この法律の施行後に効力を生じた共済契約について旧共済契約に係る掛金納付月数を新法第十三条の規定により通算する場合(次項第二号に掲げる場合を除く)における区分共済金額又は区分解約手当金額については、附則第四条の規定を準用する。

2 この法律の施行後に効力を生じた共済契約について次に掲げる場合における区分共済金額又は区分解約手当金額については、附則第五条の規定を準用する。

1 旧第一種共済契約に係る掛金納付月数を新法第十三条の規定により通算する場合

2 旧第一種共済契約に係る掛金納付月数を旧法第十三条の規定により通算した旧共済契約に係る掛金納付月数を新法第十三条の規定により通算する場合

3 この法律の施行後に効力を生じた共済契約について次に掲げる場合における区分共済金額については、附則第六条の規定を準用する。

1 旧第二種共済契約に係る掛金納付月数を新

平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替へて適用される新法第十三条の規定により通算する場合

2 旧第二種共済契約に係る掛金納付月数を旧平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替へて適用される旧法第十三条の規定により通算した旧共済契約に係る掛金納付月数を新平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替へて適用される新法第十三条の規定により通算する場合

4 旧共済契約であつて旧第一種共済契約に係る掛金納付月数を旧法第十三条の規定により通算したもの(のうちこの法律の施行後に新法第九条第一項各号に掲げる事由が生じたもの又は新法第七條第四項各号に掲げる事由が生じたものに係る区分共済金額又は区分解約手当金額については、附則第四条の規定にかかわらず、附則第五条の規定を準用する。

度ごとに、当該年度までの運用収入のうち当該年度において同条第三項第二号ロ、新法第十二条第四項第二号ロ、附則第四条第一項第二号ハ、同条第三項第二号ハ、附則第五条第一項第二号ニ又は同条第三項第二号ニに定める金額その他政令で定める金額の支払に充てるべき部分の金額として通商産業省令で定めるところにより算定した金額を当該年度において基準月を有することとなる掛金区分に係る仮定共済金額、仮定解約手当金額、旧共済仮定共済金額、旧第一種仮定解約手当金額その他政令で定める金額の合計額として通商産業省令で定めるところにより算定した金額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、中小企業政策審議会の意見を聴いて定めるものとする。

(平成十二年度に係る支給率)

第九條 平成十二年四月一日に開始する年度に係る支給率の決定に関する手続は、前条の規定の施行前に行つてことができる。

(小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律の一部改正)

第十條 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律(平成七年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条 削除

附則第五条の見出し中「新法等」を「小規模企業共済法」に改め、同条第一項の表以外の部分中「新法並びに附則第三条第一項及び第二項並

5 旧共済契約であつて旧第二種共済契約に係る掛金納付月数を旧平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替へて適用される旧法第十三条の規定により通算したもの(のうちこの法律の施行後に新平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替へて適用される新法第九條第一項各号に掲げる事由が生じたものに係る区分共済金額については、附則第六条の規定を準用する。

(支給率に係る特例)

第八條 旧共済契約、旧第一種共済契約又は旧第二種共済契約が締結されている間は、新法第九條第三項第二号ロ及びハの支給率は、同条第四項の規定にかかわらず、通商産業大臣が、各年

度ごとに、当該年度までの運用収入のうち当該年度において同条第三項第二号ロ、新法第十二条第四項第二号ロ、附則第四条第一項第二号ハ、同条第三項第二号ハ、附則第五条第一項第二号ニ又は同条第三項第二号ニに定める金額その他政令で定める金額の支払に充てるべき部分の金額として通商産業省令で定めるところにより算定した金額を当該年度において基準月を有することとなる掛金区分に係る仮定共済金額、仮定解約手当金額、旧共済仮定共済金額、旧第一種仮定解約手当金額その他政令で定める金額の合計額として通商産業省令で定めるところにより算定した金額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、中小企業政策審議会の意見を聴いて定めるものとする。

(平成十二年度に係る支給率)

第九條 平成十二年四月一日に開始する年度に係る支給率の決定に関する手続は、前条の規定の施行前に行つてことができる。

(小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律の一部改正)

第十條 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律(平成七年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条 削除

附則第五条の見出し中「新法等」を「小規模企業共済法」に改め、同条第一項の表以外の部分中「新法並びに附則第三条第一項及び第二項並

びに前条を「小規模企業共済法」に、「新法及び附則」を「同法」に改め、同項の表新法第九條第一項の項、新法第九條第三項第二号イの項、新法第九條第三項第三号ロの項、新法第九條の三第一項第二号の項、新法第十三條第一項前段の項及び新法第十三條第二項の項中「新法」を削

り、同表附則第三條第一項の項、附則第三條第二項の項及び附則第四條の項を削り、同條第二項中「新法」を「小規模企業共済法」に改める。
附則第六條及び第七條を次のように改める。
第六條及び第七條 削除
附則別表を次のように改める。

附則別表(附則第五條關係)

三六月	一九、〇五〇円	一八、四二〇円
三七月	一九、六〇〇円	一八、九三〇円
三八月	二〇、一六〇円	一九、四六〇円
三九月	二〇、七二〇円	一九、九九〇円
四〇月	二一、二七〇円	二〇、五二〇円
四一月	二一、八二〇円	二一、〇四〇円
四二月	二二、三八〇円	二一、五七〇円
四三月	二二、九四〇円	二二、一〇〇円
四四月	二三、四九〇円	二二、六三〇円
四五月	二四、〇五〇円	二三、一五〇円
四六月	二四、六〇〇円	二三、六八〇円
四七月	二五、一六〇円	二四、二一〇円
四八月	二五、七二〇円	二四、七四〇円
四九月	二六、二九〇円	二五、二七〇円
五〇月	二六、八六〇円	二五、八一〇円
五一月	二七、四三〇円	二六、三四〇円
五二月	二八、〇〇〇円	二六、八八〇円
五三月	二八、五七〇円	二七、四一〇円
五四月	二九、一四〇円	二七、九五〇円
五五月	二九、七一〇円	二八、四九〇円

五六月	三〇、二八〇円	二九、〇二〇円
五七月	三〇、八五〇円	二九、五六〇円
五八月	三一、四二〇円	三〇、〇九〇円
五九月	三一、九九〇円	三〇、六三〇円
六〇月	三二、五六〇円	三一、一七〇円
六一月	三三、一四〇円	三一、七五〇円
六二月	三三、七二〇円	三二、三三〇円
六三月	三四、三一〇円	三二、九一〇円
六四月	三四、八九〇円	三三、四九〇円
六五月	三五、四八〇円	三四、〇七〇円
六六月	三六、〇六〇円	三四、六五〇円
六七月	三六、六四〇円	三五、二三〇円
六八月	三七、二二〇円	三五、八一〇円
六九月	三七、八〇〇円	三六、三九〇円
七〇月	三八、四〇〇円	三六、九七〇円
七一月	三八、九八〇円	三七、五五〇円
七二月	三九、五七〇円	三八、一三〇円
七三月	四〇、一六〇円	三八、六九〇円
七四月	四〇、七六〇円	三九、二六〇円
七五月	四一、三六〇円	三九、八三〇円
七六月	四一、九六〇円	四〇、三九〇円
七七月	四二、五六〇円	四〇、九六〇円
七八月	四三、一六〇円	四一、五三〇円
七九月	四三、七六〇円	四二、〇九〇円
八〇月	四四、三六〇円	四二、六六〇円
八一月	四四、九六〇円	四三、二三〇円
八二月	四五、五六〇円	四三、七九〇円

一〇九月	六二、三一〇円	五九、五二〇円
一〇八月	六一、六七〇円	五八、九二〇円
一〇七月	六一、〇四〇円	五八、三三〇円
一〇六月	六〇、四一〇円	五七、七四〇円
一〇五月	五九、七八〇円	五七、一五〇円
一〇四月	五九、一五〇円	五六、五六〇円
一〇三月	五八、五二〇円	五五、九七〇円
一〇二月	五七、八九〇円	五五、三九〇円
一〇一月	五七、二六〇円	五四、八〇〇円
一〇〇月	五六、六三〇円	五四、二一〇円
九九月	五六、〇〇〇円	五三、六二〇円
九八月	五五、三七〇円	五三、〇三〇円
九七月	五四、七四〇円	五二、四四〇円
九六月	五四、一一〇円	五一、八六〇円
九五月	五三、四九〇円	五一、二八〇円
九四月	五二、八八〇円	五〇、七〇〇円
九三月	五一、二七〇円	五〇、一二〇円
九二月	五一、六六〇円	四九、五五〇円
九一月	五一、〇四〇円	四八、九七〇円
九〇月	五〇、四三〇円	四八、三九〇円
八九月	四九、八二〇円	四七、八一〇円
八八月	四九、二一〇円	四七、二四〇円
八七月	四八、五九〇円	四六、六六〇円
八六月	四七、九八〇円	四六、〇八〇円
八五月	四七、三七〇円	四五、五〇〇円
八四月	四六、七六〇円	四四、九三〇円
八三月	四六、一六〇円	四四、三六〇円

一三六月	八〇、〇四〇円	七六、七九〇円
一三五月	七九、三六〇円	七六、一五〇円
一三四月	七八、六八〇円	七五、五一〇円
一三三月	七八、〇〇〇円	七四、八七〇円
一三二月	七七、三三〇円	七四、二四〇円
一三一月	七六、六六〇円	七三、五六〇円
一二〇月	七六、〇〇〇円	七二、八八〇円
一二九月	七五、三四〇円	七二、二二〇円
一二八月	七四、六八〇円	七一、五三〇円
一二七月	七四、〇二〇円	七〇、八五〇円
一二六月	七三、三六〇円	七〇、一八〇円
一二五月	七二、七〇〇円	六九、五〇〇円
一二四月	七二、〇四〇円	六八、八二〇円
一二三月	七一、三八〇円	六八、一五〇円
一二二月	七〇、七二〇円	六七、四七〇円
一二一月	七〇、〇六〇円	六六、七九〇円
一二〇月	六九、四〇〇円	六六、一二〇円
一一九月	六八、七五〇円	六五、五二〇円
一一八月	六八、一一〇円	六四、九二〇円
一一七月	六七、四六〇円	六四、三二〇円
一一六月	六六、八二〇円	六三、七二〇円
一一五月	六六、一七〇円	六三、一二〇円
一一四月	六五、五三〇円	六二、五二〇円
一一三月	六四、八九〇円	六一、九二〇円
一一二月	六四、二四〇円	六一、三二〇円
一一一月	六三、六〇〇円	六〇、七二〇円
一一〇月	六二、九五〇円	六〇、一二〇円

一三七月	八〇、七一〇円	七七、四二〇円
一三八月	八一、三九〇円	七八、〇六〇円
一三九月	八二、〇七〇円	七八、七〇〇円
一四〇月	八二、七五〇円	七九、三四〇円
一四一月	八三、四二〇円	七九、九七〇円
一四二月	八四、一〇〇円	八〇、六一〇円
一四三月	八四、七八〇円	八一、二五〇円
一四四月	八五、四六〇円	八一、八九〇円
一四五月	八六、一五〇円	八二、五四〇円
一四六月	八六、八五〇円	八三、一九〇円
一四七月	八七、五四〇円	八三、八四〇円
一四八月	八八、二四〇円	八四、四九〇円
一四九月	八八、九三〇円	八五、一四〇円
一五〇月	八九、六三〇円	八五、七九〇円
一五一月	九〇、三三〇円	八六、四四〇円
一五二月	九一、〇二〇円	八七、〇九〇円
一五三月	九一、七二〇円	八七、七四〇円
一五四月	九二、四二〇円	八八、三九〇円
一五五月	九三、一一〇円	八九、〇四〇円
一五六月	九三、八一〇円	八九、七〇〇円
一五七月	九四、五一〇円	九〇、三六〇円
一五八月	九五、二二〇円	九一、〇三〇円
一五九月	九五、九四〇円	九一、六九〇円
一六〇月	九六、六五〇円	九二、三六〇円
一六一月	九七、三六〇円	九三、〇二〇円
一六二月	九八、〇七〇円	九三、六九〇円
一六三月	九八、七八〇円	九四、三五〇円

一六四月	九九、四九〇円	九五、〇二〇円
一六五月	一〇〇、二〇〇円	九五、六八〇円
一六六月	一〇〇、九一〇円	九六、三五〇円
一六七月	一〇一、六二〇円	九七、〇一〇円
一六八月	一〇二、三四〇円	九七、六八〇円
一六九月	一〇三、〇七〇円	九八、三五〇円
一七〇月	一〇三、八〇〇円	九九、〇三〇円
一七一月	一〇四、五三〇円	九九、七一〇円
一七二月	一〇五、二六〇円	一〇〇、三九〇円
一七三月	一〇五、九九〇円	一〇一、〇七〇円
一七四月	一〇六、七二〇円	一〇一、七五〇円
一七五月	一〇七、四五〇円	一〇二、四三〇円
一七六月	一〇八、一八〇円	一〇三、一一〇円
一七七月	一〇八、九一〇円	一〇三、七八〇円
一七八月	一〇九、六四〇円	一〇四、四六〇円
一七九月	一〇、三七〇円	一〇五、一四〇円
一八〇月	一一一、一一〇円	一〇五、八二〇円
一八一月	一一一、八五〇円	一〇六、五二〇円
一八二月	一二二、六〇〇円	一〇七、二〇〇円
一八三月	一二三、三五〇円	一〇七、九〇〇円
一八四月	一二四、一〇〇円	一〇八、五九〇円
一八五月	一二四、八四〇円	一〇九、二九〇円
一八六月	一二五、五九〇円	一〇九、九八〇円
一八七月	一二六、三四〇円	一一〇、六七〇円
一八八月	一二七、〇九〇円	一一一、三七〇円
一八九月	一二七、八三〇円	一一一、〇六〇円
一九〇月	一二八、五八〇円	一一二、七六〇円

一九一月	一一九、三三〇円	一一三、四五〇円
一九二月	一二〇、〇八〇円	一二四、一五〇円
一九三月	一二〇、八四〇円	一二四、八五〇円
一九四月	一二一、六一〇円	一二五、五六〇円
一九五月	一二一、三八〇円	一二六、二七〇円
一九六月	一二三、一五〇円	一二六、九八〇円
一九七月	一二三、九二〇円	一二七、六八〇円
一九八月	一二四、六九〇円	一二八、三九〇円
一九九月	一二五、四六〇円	一二九、一〇〇円
二〇〇月	一二六、二三〇円	一二九、八一〇円
二〇一月	一二七、〇〇〇円	一二〇、五一〇円
二〇二月	一二七、七七〇円	一二一、二二〇円
二〇三月	一二八、五四〇円	一二一、九三〇円
二〇四月	一二九、三一〇円	一二二、六四〇円
二〇五月	一三〇、〇九〇円	一二三、三六〇円
二〇六月	一三〇、八八〇円	一二四、〇八〇円
二〇七月	一三一、六七〇円	一二四、八一〇円
二〇八月	一三一、四六〇円	一二五、五三〇円
二〇九月	一三三、二四〇円	一二六、二六〇円
二一〇月	一三四、〇三〇円	一二六、九八〇円
二一一月	一三四、八二〇円	一二七、七〇〇円
二一二月	一三五、六一〇円	一二八、四三〇円
二一三月	一三六、三九〇円	一二九、一五〇円
二一四月	一三七、一八〇円	一二九、八八〇円
二一五月	一三七、九七〇円	一三〇、六〇〇円
二一六月	一三八、七六〇円	一三一、三三〇円
二一七月	一三九、五六〇円	一三一、〇六〇円

二二八月	一四〇、三七〇円	一三一、八〇〇円
二二九月	一四一、一七〇円	一三三、五四〇円
二三〇月	一四一、九八〇円	一三四、二八〇円
二三一月	一四二、七八〇円	一三五、〇二〇円
二三二月	一四三、五九〇円	一三五、七六〇円
二三三月	一四四、四〇〇円	一三六、五〇〇円
二三四月	一四五、二〇〇円	一三七、二四〇円
二三五月	一四六、〇一〇円	一三七、九八〇円
二三六月	一四六、八一〇円	一三八、七二〇円
二三七月	一四七、六二〇円	一三九、四六〇円
二三八月	一四八、四三〇円	一四〇、二〇〇円
二三九月	一四九、二五〇円	一四〇、九五〇円
二四〇月	一五〇、〇七〇円	一四一、七〇〇円
二四一月	一五〇、九〇〇円	一四二、四六〇円
二四二月	一五一、七二〇円	一四三、二二〇円
二四三月	一五一、五四〇円	一四三、九七〇円
二四四月	一五二、三七〇円	一四四、七二〇円
二四五月	一五四、一九〇円	一四五、四七〇円
二四六月	一五五、〇一〇円	一四六、二三〇円
二四七月	一五五、八四〇円	一四六、九八〇円
二四八月	一五六、六六〇円	一四七、七四〇円
二四九月	一五七、四八〇円	一四八、四九〇円
二五〇月	一五八、三一〇円	一四九、二五〇円
二五一月	一五九、一四〇円	一五〇、三〇〇円
二五二月	一五九、九七〇円	一五一、三六〇円
二五三月	一六〇、八一〇円	一五二、四二〇円
二五四月	一六一、六四〇円	一五三、四八〇円

二四五月	一六二、四七〇円	一五四、五四〇円
二四六月	一六三、三一〇円	一五五、六〇〇円
二四七月	一六四、一四〇円	一五六、六六〇円
二四八月	一六四、九七〇円	一五七、七二〇円
二四九月	一六五、八一〇円	一五八、七八〇円
二五〇月	一六六、六四〇円	一五九、八四〇円
二五一月	一六七、四七〇円	一六〇、九〇〇円
二五二月	一六八、三二〇円	一六一、九六〇円
二五三月	一六九、一九〇円	一六二、七八〇円
二五四月	一七〇、〇七〇円	一六三、六〇〇円
二五五月	一七〇、九五〇円	一六四、四二〇円
二五六月	一七一、八三〇円	一六五、二四〇円
二五七月	一七一、七一〇円	一六六、〇六〇円
二五八月	一七三、六〇〇円	一六六、八八〇円
二五九月	一七四、四八〇円	一六七、七〇〇円
二六〇月	一七五、三六〇円	一六八、五二〇円
二六一月	一七六、二四〇円	一六九、三四〇円
二六二月	一七七、一二〇円	一七〇、一六〇円
二六三月	一七八、〇〇〇円	一七〇、九八〇円
二六四月	一七八、八九〇円	一七一、八〇〇円
二六五月	一七九、七八〇円	一七二、六四〇円
二六六月	一八〇、六七〇円	一七三、四八〇円
二六七月	一八一、五七〇円	一七四、三二〇円
二六八月	一八二、四六〇円	一七五、一六〇円
二六九月	一八三、三六〇円	一七六、〇〇〇円
二七〇月	一八四、二五〇円	一七六、八四〇円
二七一月	一八五、一四〇円	一七七、六八〇円

二七二月	一八六、〇四〇円	一七八、五二〇円
二七三月	一八六、九三〇円	一七九、三六〇円
二七四月	一八七、八三〇円	一八〇、二〇〇円
二七五月	一八八、七二〇円	一八一、〇四〇円
二七六月	一八九、六二〇円	一八一、八八〇円
二七七月	一九〇、五二〇円	一八二、七三〇円
二七八月	一九一、四二〇円	一八三、五九〇円
二七九月	一九二、三二〇円	一八四、四五〇円
二八〇月	一九三、二二〇円	一八五、三一〇円
二八一月	一九四、一二〇円	一八六、一七〇円
二八二月	一九五、〇三〇円	一八七、〇三〇円
二八三月	一九五、九三〇円	一八七、八八〇円
二八四月	一九六、八三〇円	一八八、七四〇円
二八五月	一九七、七三〇円	一八九、六〇〇円
二八六月	一九八、六三〇円	一九〇、四六〇円
二八七月	一九九、五三〇円	一九一、三二〇円
二八八月	二〇〇、四四〇円	一九二、一八〇円
二八九月	二〇一、三九〇円	一九三、〇五〇円
二九〇月	二〇二、三四〇円	一九三、九三〇円
二九一月	二〇三、二九〇円	一九四、八一〇円
二九二月	二〇四、二四〇円	一九五、六九〇円
二九三月	二〇五、一九〇円	一九六、五七〇円
二九四月	二〇六、一四〇円	一九七、四五〇円
二九五月	二〇七、〇九〇円	一九八、三三〇円
二九六月	二〇八、〇四〇円	一九九、二二〇円
二九七月	二〇八、九九〇円	二〇〇、〇九〇円
二九八月	二〇九、九四〇円	二〇〇、九七〇円

二九九月	二二〇、八九〇円	二〇一、八五〇円
三〇〇月	二二一、八四〇円	二〇二、七三〇円
三〇一月	二二二、八〇〇円	二〇三、六三〇円
三〇二月	二二三、七六〇円	二〇四、五三〇円
三〇三月	二二四、七二〇円	二〇五、四三〇円
三〇四月	二二五、六八〇円	二〇六、三三〇円
三〇五月	二二六、六四〇円	二〇七、二三〇円
三〇六月	二二七、六〇〇円	二〇八、一三〇円
三〇七月	二二八、五六〇円	二〇九、〇三〇円
三〇八月	二二九、五二〇円	二〇九、九三〇円
三〇九月	二三〇、四八〇円	二一〇、八三〇円
三〇十月	二三一、四四〇円	二一一、七三〇円
三〇十一月	二三二、四〇〇円	二一二、六三〇円
三〇十二月	二三三、三六〇円	二二三、五三〇円
三〇一月	二三四、三二〇円	二二四、四五〇円
三〇二月	二三五、二八〇円	二二五、三七〇円
三〇三月	二三六、二五〇円	二二六、二九〇円
三〇四月	二三七、二二〇円	二二七、二二〇円
三〇五月	二三八、一八〇円	二二八、一三〇円
三〇六月	二三九、一四〇円	二二九、〇五〇円
三〇七月	二三〇、一〇〇円	二二九、九七〇円
三〇八月	二三一、〇七〇円	二三〇、八九〇円
三〇九月	二三二、〇三〇円	二三一、八一〇円
三〇十月	二三三、〇〇〇円	二三二、七三〇円
三〇十一月	二三三、九六〇円	二三三、六五〇円
三〇十二月	二三四、九二〇円	二三四、五八〇円
三〇一月	二三五、八八〇円	二三五、五二〇円

三六六月	二二六、九七〇円	二二六、四六〇円
三六七月	二二八、〇〇〇円	二二七、四〇〇円
三六八月	二二九、〇二〇円	二二八、三四〇円
三六九月	二三〇、〇四〇円	二二九、二八〇円
三七〇月	二三一、〇七〇円	二三〇、二二〇円
三七一月	二三二、〇九〇円	二三一、一七〇円
三七二月	二三三、一一〇円	二三二、一〇〇円
三七三月	二三四、一四〇円	二三三、〇五〇円
三七四月	二三五、一六〇円	二三三、九九〇円
三七五月	二三六、一八〇円	二三四、九三〇円
三七六月	二三七、二〇〇円	二三五、八八〇円
三七七月	二三八、二二〇円	二三六、八四〇円
三七八月	二三九、二六〇円	二三七、八〇〇円
三七九月	二四〇、二九〇円	二三八、七七〇円
三八〇月	二四一、三二〇円	二三九、七三〇円
三八一月	二四二、三五〇円	二四〇、七〇〇円
三八二月	二四三、三八〇円	二四一、六六〇円
三八三月	二四四、四一〇円	二四二、六二〇円
三八四月	二四五、四四〇円	二四三、五九〇円
三八五月	二四六、四七〇円	二四四、五五〇円
三八六月	二四七、五〇〇円	二四五、五二〇円
三八七月	二四八、五三〇円	二四六、四八〇円
三八八月	二四九、五六〇円	二四七、四五〇円
三八九月	二五〇、六三〇円	二四八、四三〇円
三九〇月	二五一、七一〇円	二四九、四二〇円
三九一月	二五二、七九〇円	二五〇、四一〇円
三九二月	二五三、八六〇円	二五一、三九〇円

三三三月	二六四、九四〇円	二五二、三八〇円
三三四月	二六六、〇二〇円	二五三、三七〇円
三三五月	二六七、〇九〇円	二五四、三五〇円
三三六月	二六八、一七〇円	二五五、三四〇円
三三七月	二六九、二五〇円	二五六、三三〇円
三三八月	二七〇、三二〇円	二五七、三二〇円
三三九月	二七一、四〇〇円	二五八、三〇〇円
三三〇月	二七二、四八〇円	

(罰則に関する経過措置)

第十一条 第二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十二条 附則第二条から第九条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年十二月十日

労働・社会政策委員長 吉岡 吉典

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近の厳しい雇用失業情勢及び

中小企業における雇用機会の重要性にかんがみ、中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を一層促進するため、新たな事業分野への進出等に伴い良好な雇用の機会の創出に資する雇用管理の改善に関する計画を作成し、これを実施した中小企業者に対し、雇用保険法の雇用安定事業及び能力開発事業としての助成及び援助等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法律施行に要する経費として、平成十年度特別会計補正予算(特第2号)の労働保険特別会計の雇用助成に約八億七千万円が計上されている。

附帯決議

政府は、雇用機会の創出における中小企業の果たす役割の重要性にかんがみ、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、本法に基づく助成措置、融資制度及び税制特例については、その周知徹底を図るとともに、

中小企業における雇用管理の改善が確実に促進されるよう適切な運用に努めること。

二、本法に基づく助成金等に係る手続については、ILO勧告第百八十九号の趣旨及び関係団体の意見等を踏まえ、申請に係る窓口の整備や書類の見直し等を行い、助成金等の十分な活用が図られるよう努めること。

三、中小企業の新分野進出等を図るための労働政策の推進に当たっては、中小企業政策と一体となった総合的な政策を講ずるとともに、地方自治体等関係行政機関との連携・協力を一層強化すること。

右決議する。

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年十二月八日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五

十七号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律

第一条中「労働力を確保するために」を「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のため」に改める。

第三条第一項中「労働力」を「中小企業者が行う労働力」に、「ために中小企業者が行う」を「ために」に改め、「措置」の下に「及び良好な雇用の機会の創出に資する雇用管理の改善に係る措置」を加える。

第四条第一項中「職業」を「職業に」、「もの」を「もの又は新たな事業の分野への進出若しくは事業の開始(以下「新分野進出等」という。))に伴って実施することにより良好な雇用の機会の創出に資するもの」に改める。

第七条第一項第三号中「なっている者」(の下に「第五号及び」を、「措置」の下に「(同号の措置に該当するものを除く。))」を加え、同項に次の二号を加える。

四 認定中小企業者であって、新分野進出等に伴い新たに労働者を雇入れ、認定計画(当該新分野進出等に伴って実施することにより良好な雇用の機会の創出に資する改善事業についての計画に限る。次号において同じ。)の目標を達成したものに對して、必要な助成及び援助を行うこと。

五 認定中小企業者であって、その雇用する労働者又は内定者に関し、新分野進出等に伴い職業に必要な技能及びこれに関する知識を習

得させるための教育訓練の実施その他の措置
(当該分野進出等に係る新たな事業における業務に就く者の有する能力を有効に発揮することができるようになるものと認められるものに限り、)を講じ、認定計画の目標を達成したものに對して、必要な助成及び援助を行うこと。

第七条第二項中「第二号及び第三号」を「第三号及び第五号」に、「労働者を雇用していない中小企業者(同項第二号又は第三号の措置を講じた後、労働者を雇入れたものに限り、)を雇用保険法第五条第一項の適用事業の事業主と、前項第三号」を「同項第三号及び第五号」に、「同法」を「雇用保険法」に改める。

第八条第二項、第十条第一項及び第十三条第三項中「中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律」を「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」に改める。

第十六条第一項中「確保」の下に「及び良好な雇用の創出」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(新たな事業の創出を促進するための施策との総合的な実施)

第十八条の二 国は、中小企業における良好な雇用の創出のための雇用管理の改善を促進するために必要な施策と新たな事業の創出を促進するための施策とを総合的かつ効果的に講ずるよう努めるものとする。

附則第二条を次のように改める。

(受給資格者であつた中小企業者に対する特例)
第二条 政府は、第七條第一項第四号に規定する認定中小企業者のうち、次に掲げる要件を満たすものに對しては、同号に規定する助成及び援助に關し、当該認定中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を促進する範囲内において特別の措置を講ずるものとする。

一 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第 号)の施行の日から雇用及び失業の動向を参照して政令で定める日までの間に、第四條第一項の認定を受けることとなつた改善計画(事業の開始に伴つて実施することにより良好な雇用の創出の創出に資する改善事業についての計画に限る。)を当該認定中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出した者であること。

二 当該認定中小企業者の前号の事業の開始の日の前日において、雇用保険法第十五條第一項に規定する受給資格者であつたこと。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法等の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律」を「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」に改める。

進に關する法律」を「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」に改める。

一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第三第一号(九十七)の十

二 職業安定法(昭和二十二年法律第一百四十一号)第十二條第三項

三 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十号)第六條第十條の四第一項第四号及び第四十二條の七第一項第四号

四 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)別表第一第二十号の十五

五 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に關する法律(平成三年法律第七十六号)第三十九條第二項

六 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)第三條第一項第六号の五

(労働省設置法の一部改正)
第四條 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第四十三号の二中「労働力」を「中小企業者が行う労働力」に、「ために中小企業者が行う」を「ための」に改め、「措置」の下に「及び良好な雇用の創出に資する雇用管理の改善に係る措置」を加え、同條第五十一号中「中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律」を「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」に改める。

第五條第五十一号の三及び第十條第一項中

「中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律」を「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」に改める。

審査報告書

日本開発銀行法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十年十二月十日

財政・金融委員長 勝木 健司

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、現下の経済情勢にかんがみ、いわゆる貸し渋り等による信用収縮を防ぎ、中堅企業等に対する信用供与が確保されるよう、日本開発銀行、北海道東北開発公庫及び沖縄振興開発金融公庫が、平成十三年三月三十一日までを限り、民間金融機関によるいわゆる貸し渋り等によりその実施に支障を生じている事業の円滑な遂行を図るために、長期運転資金及び仕入の償還に必要な資金の貸付け等の業務を行うことが出来ることとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に要する経費は、約三千三百億円と見込まれている。

平成十年十二月十一日 参議院會議録第五号

日本開發銀行法等の一部を改正する法律案

財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案

投票者氏名

五二

(業務の特例)

13 公庫は、平成十三年三月三十一日までを限り、第十九条に規定する業務のほか、銀行その他の金融機関による金融取引の調整その他の金融機関側の事由による当該金融機関からの借入れの減少等が生じていることによりその実施に支障を生じている北海道及び東北地方において営まれる同条各号に掲げる事業の円滑な遂行を図るために、次の業務を行うことができる。この場合において、第二十一条中「同条」とあるのは「同条及び附則第十三項」と、第三十八条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条及び附則第十三項」とする。

一 北海道又は東北地方において第十九条各号に掲げる事業を営む者に対して、同条に規定する資金以外の当該事業に必要な長期運転資金(銀行その他の金融機関の貸付けに係る資金の返済に必要な資金及び仕債の償還に必要な資金を含む。)の融通又は当該資金に係る債務保証を行うこと。

二 北海道又は東北地方において営まれる第十九条各号に掲げる事業に必要な長期資金の供給を行う者(銀行その他の金融機関を除く。)に対して、当該資金の供給を行うために必要な長期資金の融通又は当該資金に係る債務保証を行うこと。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第三条 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条を削り、附則第七条を附則第八条とし、附則第六条を附則第七条とし、同条の前

に次の一条を加える。

(業務の特例)

第六条 公庫は、平成十三年三月三十一日までを限り、第十九条第一号及び第一号の二に規定する業務のほか、銀行その他の金融機関による金融取引の調整その他の金融機関側の事由による当該金融機関からの借入れの減少等が生じていることによりその実施に支障を生じている沖縄の産業の振興開発に寄与する事業の円滑な遂行を図るために、次の業務を行うことができる。この場合において、第十九条の二中「同条の規定による保証」とあるのは「同条並びに附則第六条第一号及び第二号の規定による保証」と、「同条の規定による出資又は債務保証」とあるのは「同項第一号の二の規定による出資若しくは債務保証又は附則第六条第一号若しくは第二号の規定による債務保証」と、第三十九条第三号中「又は附則第五条」とあるのは、「附則第五条又は附則第八条」とする。

一 沖縄において産業の振興開発に寄与する事業を営む者に対して、第十九条第一項第一号に規定する資金以外の当該事業に必要な長期運転資金(銀行その他の金融機関の貸付けに係る資金の返済に必要な資金及び仕債の償還に必要な資金を含む。)の貸付けを行い、又は主務大臣の認可を受けて当該資金に係る債務を保証すること。

二 沖縄において営まれる産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金の供給を行う者(銀行その他の金融機関を除く。)に対して、当該資金の供給を行うために必要な

長期資金の貸付けを行い、又は主務大臣の認可を受けて当該資金に係る債務を保証すること。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約三千三百億円の見込みである。

審査報告書

財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年十二月十一日

行財政改革・税制等 吉川 芳男

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国の厳しい経済情勢を踏まえ、財政構造改革を推進するという基本的考え方は守りつつ、我が国の経済の回復を図るため、財政構造改革の推進に関する特別措置法の施行を停止しようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年十二月八日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案

財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年法律第九号。附則第十条、第十三条、第十五条、第十七条及び第十九条の規定を除く。)は、別に法律で定める日までの間、その施行を停止する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 財政構造改革の推進に関する特別措置法の再施行のために必要な措置については、この法律が施行された後の我が国の経済並びに国及び地方公共団体の財政の状況等を踏まえて講ずるものとする。

投票者氏名

国家公務員等の任命に関する件(公正取引委員会委員(本間忠良君))
賛成者氏名
阿南 一成君 阿部 正俊君
青木 幹雄君 井上 裕君
石井 道子君 石川 弘君

石渡 清元君	市川 一朗君	野間 組君	南野知恵子君	平田 健二君	広中和歌子君	大脇 雅子君	梶原 敬義君
岩井 國臣君	岩城 光英君	長谷川道郎君	橋本 聖子君	福山 哲郎君	藤井 俊男君	清水 澄子君	谷本 嶺君
岩崎 純三君	岩永 浩美君	馳 浩君	畑 恵君	堀 利和君	本田 良一君	照屋 寛徳君	田 英夫君
上杉 光弘君	上野 公成君	服部三男雄君	林 芳正君	前川 忠夫君	松崎 俊久君	福島 瑞穂君	淵上 貞雄君
海老原義彦君	尾辻 秀久君	日出 英輔君	平田 耕一君	松田 岩夫君	松前 達郎君	三重野栄子君	村沢 牧君
大島 慶久君	大野つや子君	保坂 三蔵君	松谷蒼一郎君	円より子君	本岡 昭次君	山本 正和君	阿曾田 清君
太田 豊秋君	岡 利定君	松村 龍二君	三浦 一水君	篠瀬 進君	柳田 稔君	泉 信也君	入澤 肇君
岡野 裕君	加藤 紀文君	水島 裕君	溝手 顯正君	山下八洲夫君	吉田 之久君	扇 千景君	田村 秀昭君
加納 時男君	狩野 安君	森下 博之君	森田 次夫君	葦科 満治君	荒木 清寛君	高橋 令則君	月原 茂皓君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君	森山 裕君	矢野 哲朗君	魚住裕一郎君	海野 義孝君	鶴保 庸介君	戸田 邦司君
片山虎之助君	金田 勝年君	山内 俊夫君	山崎 正昭君	大森 礼子君	加藤 修一君	平野 貞夫君	星野 朋市君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君	山下 善彦君	山本 一太君	風間 昶君	木庭健太郎君	渡辺 秀央君	岩本 莊太君
龜井 郁夫君	龜谷 博昭君	依田 智治君	吉川 芳男君	沢 たまき君	白浜 一良君	海野 徹君	奥村 展三君
河本 英典君	木村 仁君	吉村剛太郎君	若林 正俊君	高野 博師君	但馬 久美君	椎名 素夫君	菅川 健二君
岸 宏二君	北岡 秀二君	脇 雅史君	足立 良平君	統 訓弘君	浜田卓二郎君	高橋紀世子君	堂本 曉子君
久世 公堯君	久野 恒一君	浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	浜四津敏子君	日笠 勝之君	松岡満壽男君	水野 誠一君
国井 正幸君	倉田 寛之君	伊藤 基隆君	石田 美栄君	弘友 和夫君	福本 潤一君	山崎 力君	佐藤 道夫君
小山 孝雄君	鴻池 祥肇君	今井 澄君	今泉 昭君	益田 洋介君	松 あきら君	島袋 宗康君	西川きよし君
佐々木知子君	佐藤 昭郎君	江田 五月君	江本 孟紀君	森本 晃司君	山下 栄一君	岩瀬 良三君	菅野 久光君
佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君	坂野 重信君	小川 敏夫君	山本 保君	渡辺 孝男君	中村 敦夫君	
坂野 重信君	清水嘉与子君	塩崎 恭久君	勝木 健司君	阿部 幸代君	井上 美代君		
須藤良太郎君	陣内 孝雄君	鈴木 政二君	木俣 佳文君	池田 幹幸君	市田 忠義君		
鈴木 政二君	末広まきこ君	世耕 弘成君	久保 巨君	岩佐 恵美君	緒方 靖夫君		
田中 直紀君	鈴木 正孝君	田中 直紀君	小林 元君	大沢 辰美君	笠井 亮君		
武見 敬三君	田浦 直君	田中 直紀君	小山 峰男君	小池 晃君	小泉 親司君		
常田 享詳君	谷川 秀善君	田中 直紀君	佐藤 泰介君	須藤美也子君	立木 洋君		
中島 眞人君	中川 義雄君	田中 直紀君	櫻井 充君	富樫 練三君	西山登紀子君		
中原 爽君	中曾根弘文君	田中 直紀君	高嶋 良充君	橋本 敦君	畑野 君枝君		
長峯 基君	仲道 俊哉君	田中 直紀君	角田 義一君	八田ひろ子君	林 紀子君		
西田 吉宏君	成瀬 守重君	田中 直紀君	内藤 正光君	筆坂 秀世君	宮本 岳志君		
	野沢 太三君	田中 直紀君	長谷川 清君	山下 芳生君	吉岡 吉典君		
		田中 直紀君		吉川 春子君	大淵 綱子君		

野間 組君	南野知恵子君	平田 健二君	広中和歌子君	大脇 雅子君	梶原 敬義君
長谷川道郎君	橋本 聖子君	福山 哲郎君	藤井 俊男君	清水 澄子君	谷本 嶺君
馳 浩君	畑 恵君	堀 利和君	本田 良一君	照屋 寛徳君	田 英夫君
服部三男雄君	林 芳正君	前川 忠夫君	松崎 俊久君	福島 瑞穂君	淵上 貞雄君
日出 英輔君	平田 耕一君	松田 岩夫君	松前 達郎君	三重野栄子君	村沢 牧君
保坂 三蔵君	松谷蒼一郎君	円より子君	本岡 昭次君	山本 正和君	阿曾田 清君
松村 龍二君	三浦 一水君	篠瀬 進君	柳田 稔君	泉 信也君	入澤 肇君
水島 裕君	溝手 顯正君	山下八洲夫君	吉田 之久君	扇 千景君	田村 秀昭君
森下 博之君	森田 次夫君	葦科 満治君	荒木 清寛君	高橋 令則君	月原 茂皓君
森山 裕君	矢野 哲朗君	魚住裕一郎君	海野 義孝君	鶴保 庸介君	戸田 邦司君
山内 俊夫君	山崎 正昭君	大森 礼子君	加藤 修一君	平野 貞夫君	星野 朋市君
山下 善彦君	山本 一太君	風間 昶君	木庭健太郎君	渡辺 秀央君	岩本 莊太君
依田 智治君	吉川 芳男君	沢 たまき君	白浜 一良君	海野 徹君	奥村 展三君
吉村剛太郎君	若林 正俊君	高野 博師君	但馬 久美君	椎名 素夫君	菅川 健二君
脇 雅史君	足立 良平君	統 訓弘君	浜田卓二郎君	高橋紀世子君	堂本 曉子君
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	浜四津敏子君	日笠 勝之君	松岡満壽男君	水野 誠一君
伊藤 基隆君	石田 美栄君	弘友 和夫君	福本 潤一君	山崎 力君	佐藤 道夫君
今井 澄君	今泉 昭君	益田 洋介君	松 あきら君	島袋 宗康君	西川きよし君
江田 五月君	江本 孟紀君	森本 晃司君	山下 栄一君	岩瀬 良三君	菅野 久光君
江川 勝也君	小川 敏夫君	山本 保君	渡辺 孝男君	中村 敦夫君	
岡崎トミ子君	勝木 健司君	阿部 幸代君	井上 美代君		
川橋 幸子君	木俣 佳文君	池田 幹幸君	市田 忠義君		
北澤 俊美君	久保 巨君	岩佐 恵美君	緒方 靖夫君		
郡司 彰君	小林 元君	大沢 辰美君	笠井 亮君		
小宮山洋子君	小山 峰男君	小池 晃君	小泉 親司君		
興石 東君	佐藤 泰介君	須藤美也子君	立木 洋君		
齋藤 勲君	櫻井 充君	富樫 練三君	西山登紀子君		
笹野 貞子君	高嶋 良充君	橋本 敦君	畑野 君枝君		
竹村 泰子君	谷林 正昭君	八田ひろ子君	林 紀子君		
千葉 景子君	角田 義一君	筆坂 秀世君	宮本 岳志君		
寺崎 昭久君	内藤 正光君	山下 芳生君	吉岡 吉典君		
直嶋 正行君	長谷川 清君	吉川 春子君	大淵 綱子君		

大脇 雅子君	梶原 敬義君	清水 澄子君	谷本 嶺君	田 英夫君	淵上 貞雄君	村沢 牧君	阿曾田 清君	入澤 肇君	田村 秀昭君	月原 茂皓君	戸田 邦司君	星野 朋市君	岩本 莊太君	奥村 展三君	菅川 健二君	堂本 曉子君	水野 誠一君	佐藤 道夫君	西川きよし君	菅野 久光君
清水 澄子君	照屋 寛徳君	福島 瑞穂君	三重野栄子君	山本 正和君	泉 信也君	扇 千景君	高橋 令則君	鶴保 庸介君	平野 貞夫君	渡辺 秀央君	海野 徹君	椎名 素夫君	高橋紀世子君	松岡満壽男君	山崎 力君	島袋 宗康君	岩瀬 良三君	中村 敦夫君		
大脇 雅子君	梶原 敬義君	清水 澄子君	谷本 嶺君	田 英夫君	淵上 貞雄君	村沢 牧君	阿曾田 清君	入澤 肇君	田村 秀昭君	月原 茂皓君	戸田 邦司君	星野 朋市君	岩本 莊太君	奥村 展三君	菅川 健二君	堂本 曉子君	水野 誠一君	佐藤 道夫君	西川きよし君	菅野 久光君

反対者氏名

○名

国家公務員等の任命に関する件「金融再生委員会
委員(磯部朝彦君、片田哲也君、清水湛君及び中
地宏君)」
賛成者氏名

阿南 一成君	阿部 正俊君
青木 幹雄君	井上 裕君
石井 道子君	石川 弘君
石渡 清元君	市川 一朗君
岩井 國臣君	岩城 光英君

岩崎 純三君	岩永 浩美君
上杉 光弘君	上野 公成君
海老原義彦君	尾辻 秀久君
大島 慶久君	大野つや子君
太田 豊秋君	岡 利定君
岡野 裕君	加藤 紀文君
加納 時男君	狩野 安君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君
片山虎之助君	金田 勝年君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君
龜井 郁夫君	龜谷 博昭君
河本 英典君	木村 仁君
岸 宏一君	北岡 秀二君
久世 公堯君	久野 恒一君
国井 正幸君	倉田 寛之君
小山 孝雄君	鴻池 祥肇君
佐々木知子君	佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君
坂野 重信君	清水嘉子君
堀崎 恭久君	陣内 孝雄君
須藤良太郎君	末広まきこ君
鈴木 政二君	鈴木 正孝君
世耕 弘成君	田浦 直君
田中 直紀君	田村 公平君
武見 敏三君	谷川 秀善君
常田 享群君	中川 義雄君
中島 眞人君	中曾根弘文君
中原 爽君	仲道 俊哉君
長峯 基君	成瀬 守重君
西田 吉宏君	野沢 太三君
野間 越君	南野知恵子君
長谷川道郎君	橋本 聖子君

馳 浩君	畑 恵君
服部三男雄君	林 芳正君
日出 英輔君	平田 耕一君
保坂 三蔵君	松谷蒼一郎君
松村 龍二君	三浦 一水君
水島 裕君	溝手 顯正君
森下 博之君	森田 次夫君
森山 裕君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山崎 正昭君
山下 善彦君	山本 一太君
依田 智治君	吉川 芳男君
吉村剛太郎君	若林 正俊君
脇 雅史君	足立 良平君
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君
伊藤 基隆君	石田 美栄君
今井 澄君	今泉 昭君
江田 五月君	小川 勝也君
小川 敏夫君	岡崎トミ子君
勝木 健司君	川橋 幸子君
木俣 佳文君	北澤 俊美君
久保 亘君	郡司 彰君
小林 元君	小宮山洋子君
小山 峰男君	興石 東君
佐藤 泰介君	齋藤 勤君
櫻井 充君	笹野 貞子君
高橋 良充君	竹村 泰子君
谷林 正昭君	千葉 景子君
角田 義一君	寺崎 昭久君
内藤 正光君	直嶋 正行君
長谷川 清君	平田 健二君
広中和歌子君	福山 哲郎君
藤井 俊男君	堀 利和君

本田 良一君	前川 忠夫君
松崎 俊久君	松田 岩夫君
松前 達郎君	円 より子君
本岡 昭次君	篠瀬 進君
柳田 稔君	山下八洲夫君
吉田 之久君	薬科 満治君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
海野 義孝君	大森 礼子君
加藤 修一君	風間 昶君
木庭健太郎君	沢 たまき君
白浜 一良君	高野 博節君
但馬 久美君	統 訓弘君
浜田卓二郎君	浜四津敏子君
日笠 勝之君	弘友 和夫君
福本 潤一君	益田 洋介君
松 あきら君	森本 晃司君
山下 栄一君	山本 保君
渡辺 孝男君	大淵 絹子君
大脇 雅子君	梶原 敬義君
清水 澄子君	谷本 巍君
照屋 寛徳君	田 英夫君
洲上 貞雄君	三重野栄子君
村沢 牧君	山本 正和君
阿曾田 清君	泉 信也君
入澤 肇君	扇 千景君
田村 秀昭君	高橋 令則君
月原 茂雄君	鶴保 庸介君
戸田 邦司君	平野 貞夫君
星野 朋市君	渡辺 秀央君
岩本 莊太君	海野 徹君
奥村 展三君	椎名 素夫君
曾川 健二君	田名部匡省君

反対者氏名

二五名

阿部 幸代君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	笠井 亮君
小池 晃君	小泉 親司君
須藤美也子君	立木 洋君
富樫 練三君	西山登紀子君
橋本 敦君	畑野 君枝君
八田ひろ子君	林 紀子君
筆坂 秀世君	宮本 岳志君
山下 芳生君	吉岡 古典君
吉川 春子君	福島 瑞穂君
中村 敦夫君	

国家公務員等の任命に関する件「株価算定委員会
委員(石井清之君、大橋正春君、落合誠一君、筒
井義郎君及び福岡年勝君)」
賛成者氏名

二三名

阿南 一成君	阿部 正俊君
青木 幹雄君	井上 裕君
石井 道子君	石川 弘君
石渡 清元君	市川 一朗君
岩井 國臣君	岩城 光英君
岩崎 純三君	岩永 浩美君
上杉 光弘君	上野 公成君

海老原義彦君	尾辻 秀久君	日出 英輔君	平田 耕一君	松前 達郎君	円 より子君	石井 一二君	佐藤 道夫君
大島 慶久君	大野つや子君	保坂 三蔵君	松谷蒼一郎君	本岡 昭次君	篠瀬 進君	島袋 宗康君	西川きよし君
太田 豊秋君	岡 利定君	松村 龍二君	三浦 一水君	柳田 稔君	山下八洲夫君	岩瀬 良三君	菅野 久光君
岡野 裕君	加藤 紀文君	水島 裕君	溝手 顯正君	吉田 之久君	萬科 満治君	中村 敦夫君	
加納 時男君	狩野 安君	森下 博之君	森田 次夫君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君		
鹿熊 安正君	景山俊太郎君	森山 裕君	矢野 哲朗君	海野 義孝君	大森 礼子君		
片山虎之助君	金田 勝年君	山内 俊夫君	山崎 正昭君	加藤 修一君	風間 昶君		
釜本 邦茂君	鎌田 要人君	山下 善彦君	山本 一太君	木庭健太郎君	沢 たまき君		
亀井 郁夫君	龜谷 博昭君	依田 智治君	吉川 芳男君	白浜 一良君	高野 博郎君		
河本 英典君	木村 仁君	吉村剛太郎君	若林 正俊君	但馬 久美君	続 訓弘君		
岸 宏一君	北岡 秀三君	脇 雅史君	足立 良平君	浜田卓二郎君	浜四津敏子君		
久世 公義君	久野 恒一君	浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	日笠 勝之君	弘友 和夫君		
国井 正幸君	倉田 寛之君	伊藤 基隆君	石田 美栄君	福本 潤一君	益田 洋介君		
小山 孝雄君	鴻池 祥肇君	今井 澄君	今泉 昭君	松 あきら君	森本 晃司君		
佐々木知子君	佐藤 昭郎君	江田 五月君	江本 孟紀君	山下 栄一君	山本 保君		
佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君	小川 敏夫君	岡崎トミ子君	渡辺 孝男君	大淵 絹子君		
坂野 重信君	清水嘉与子君	勝木 健司君	川橋 幸子君	大脇 雅子君	梶原 敬義君		
塩崎 恭久君	陣内 孝雄君	木俣 佳文君	北澤 俊美君	清水 澄子君	谷本 鶴君		
須藤良太郎君	末広まき子君	久保 巨君	郡司 彰君	照屋 寛徳君	田 英夫君		
鈴木 政二君	鈴木 正孝君	小林 元君	小宮山洋子君	淵上 貞雄君	三重野栄子君		
世耕 弘成君	田浦 直君	小山 峰男君	奥石 東君	村沢 牧君	山本 正和君		
田中 直紀君	田村 公平君	佐藤 泰介君	齋藤 勲君	阿曾田 清君	泉 信也君		
武見 敬三君	谷川 秀善君	櫻井 充君	笹野 貞子君	入澤 肇君	扇 千景君		
常田 享祥君	中川 義雄君	高嶋 良充君	竹村 泰子君	田村 秀昭君	高橋 令則君		
中島 眞人君	中曾根弘文君	谷林 正昭君	千葉 景子君	月原 茂昭君	鶴保 廣介君		
中原 爽君	仲道 俊哉君	角田 義一君	寺崎 昭久君	戸田 邦司君	平野 貞夫君		
長峯 基君	成瀬 守重君	内藤 正光君	直嶋 正行君	星野 明市君	渡辺 秀央君		
西田 吉宏君	野沢 太三君	長谷川 清君	平田 健二君	岩本 莊太君	海野 徹君		
野間 起君	南野知恵子君	広中和歌子君	福田 哲郎君	奥村 展三君	椎名 素夫君		
長谷川道郎君	橋本 聖子君	藤井 俊男君	堀 利和君	菅川 健二君	田名部匡省君		
馳 浩君	畑 恵君	本田 良一君	前川 忠夫君	高橋紀世子君	松岡満壽男君		
服部三男雄君	林 芳正君	松崎 俊久君	松田 岩夫君	水野 誠一君	山崎 力君		

保坂 三蔵君	松谷蒼一郎君	三浦 一水君	溝手 顯正君	森田 次夫君	矢野 哲朗君	山崎 正昭君	山本 一太君	吉川 芳男君	若林 正俊君	足立 良平君	朝日 俊弘君	石田 美栄君	今泉 昭君	江本 孟紀君	岡崎トミ子君	川橋 幸子君	北澤 俊美君	郡司 彰君	小宮山洋子君	奥石 東君	齋藤 勲君	笹野 貞子君	竹村 泰子君	千葉 景子君	寺崎 昭久君	直嶋 正行君	平田 健二君	福田 哲郎君	堀 利和君	前川 忠夫君	松田 岩夫君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------

松前 達郎君	円 より子君	石井 一二君	佐藤 道夫君	島袋 宗康君	西川きよし君	岩瀬 良三君	菅野 久光君	中村 敦夫君																								
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

石井 一二君	佐藤 道夫君	島袋 宗康君	西川きよし君	岩瀬 良三君	菅野 久光君	中村 敦夫君																									
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

上杉 光弘君	上野 公成君
海老原義彦君	尾辻 秀久君
大島 慶久君	大野つや子君
太田 豊秋君	岡 利定君
岡野 裕君	加藤 紀文君
加納 時男君	狩野 安君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君
片山虎之助君	金田 勝年君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君
龜井 郁夫君	龜谷 博昭君
河本 英典君	木村 仁君
岸 宏一君	北岡 秀二君
久世 公堯君	久野 恒一君
国井 正幸君	倉田 寛之君
小山 孝雄君	鴻池 祥肇君
佐々木知子君	佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君
坂野 重信君	清水嘉子君
塩崎 恭久君	陣内 孝雄君
須藤良太郎君	末広まきこ君
鈴木 政二君	鈴木 正孝君
世耕 弘成君	田浦 直君
田中 直紀君	田村 公平君
武見 敏三君	谷川 秀善君
常田 享祥君	中川 義雄君
中島 真人君	中曾根弘文君
中原 爽君	仲道 俊哉君
長峯 基君	成瀬 守重君
西田 吉宏君	野沢 太三君
野間 越君	南野知恵子君
長谷川道郎君	橋本 聖子君
馳 浩君	畑 恵君
服部三男雄君	林 芳正君

日出 英輔君	平田 耕一君
保坂 三蔵君	松谷蒼一郎君
松村 隆二君	三浦 一水君
水島 裕君	清手 顯正君
村上 正邦君	森下 博之君
森田 次夫君	森山 裕君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君
山崎 正昭君	山下 善彦君
山本 一太君	依田 智治君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
海野 義孝君	大森 礼子君
加藤 修一君	風間 和君
木庭健太郎君	沢 たまき君
白浜 一良君	高野 博師君
但馬 久美君	統 訓弘君
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君
浜四津敏子君	日笠 勝之君
弘友 和夫君	福本 潤一君
益田 洋介君	松 あきら君
森本 晃司君	山下 栄一君
山本 保君	渡辺 孝男君
谷本 巖君	阿曾田 清君
泉 信也君	入澤 肇君
扇 千景君	田村 秀昭君
高橋 令則君	月原 茂昭君
鶴保 庸介君	戸田 邦司君
平野 貞夫君	星野 明市君
渡辺 秀央君	岩本 莊太君
曾川 健二君	山崎 力君
西川きよし君	岩瀬 良三君

反対者氏名

足立 良平君	浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
石田 美栄君	今井 澄君
今泉 昭君	江田 五月君
江本 孟紀君	小川 勝也君
小川 敏夫君	岡崎トミ子君
勝木 健司君	川橋 幸子君
木俣 佳丈君	北澤 俊美君
久保 亘君	郡司 彰君
小林 元君	小宮山洋子君
小山 峰男君	奥石 東君
佐藤 泰介君	齋藤 勲君
櫻井 充君	笹野 貞子君
高嶋 良充君	竹村 泰子君
谷林 正昭君	千葉 景子君
角田 義一君	寺崎 昭久君
内藤 正光君	直嶋 正行君
長谷川 清君	平田 健二君
広中和歌子君	福山 哲郎君
藤井 俊男君	堀 利和君
本田 良一君	前川 忠夫君
松崎 俊久君	松田 岩夫君
松前 達郎君	円 より子君
峰崎 直樹君	本岡 昭次君
篠瀬 進君	柳田 稔君
山下八洲夫君	吉田 之久君
和田 洋子君	薬科 満治君
阿部 幸代君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	笠井 亮君
小池 晃君	小泉 親司君

日程第四 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

須藤美也子君	立木 洋君
富樫 練三君	西山登紀子君
橋本 敦君	畑野 君枝君
八田ひろ子君	林 紀子君
筆坂 秀世君	宮本 岳志君
山下 芳生君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	大淵 綱子君
大脇 雅子君	梶原 敬義君
清水 澄子君	照屋 寛徳君
田 英夫君	福島 瑞穂君
湖上 貞雄君	三重野栄子君
村沢 牧君	山本 正和君
海野 徹君	奥村 展三君
椎名 素夫君	高橋紀世子君
堂本 曉子君	松岡満壽男君
水野 誠一君	佐藤 道夫君
島袋 宗康君	曾野 久光君
中村 敦夫君	
阿南 一成君	阿部 正俊君
青木 幹雄君	有馬 朗人君
井上 吉夫君	井上 裕君
石井 道子君	石川 弘君
石渡 清元君	市川 一朗君
岩井 國臣君	岩城 光英君
岩崎 純三君	岩永 浩美君
上杉 光弘君	上野 公成君
海老原義彦君	尾辻 秀久君
大島 慶久君	大野つや子君
太田 豊秋君	岡 利定君

岡野 裕君	加藤 紀文君	松村 龍二君	三浦 一水君	峰崎 直樹君	本岡 昭次君	山本 正和君	阿曾田 清君
加納 時男君	狩野 安君	水島 裕君	溝手 顯正君	篠瀬 進君	柳田 稔君	泉 信也君	入澤 肇君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君	村上 正邦君	森下 博之君	山下八洲夫君	吉田 之久君	扇 千景君	田村 秀昭君
片山虎之助君	金田 勝年君	森田 次夫君	森山 裕君	和田 洋子君	藥科 満治君	高橋 令則君	月原 茂昭君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君	山内 俊夫君	山崎 正昭君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君	鶴保 康介君	戸田 邦司君
龜井 郁夫君	龜谷 博昭君	山下 善彦君	山本 一太君	海野 義孝君	大森 礼子君	平野 貞夫君	星野 朋市君
河本 英典君	木村 仁君	依田 智治君	吉川 芳男君	加藤 修一君	風間 純君	渡辺 秀央君	岩本 莊太君
岸 宏一君	北岡 秀二君	吉村剛太郎君	若林 正俊君	木庭健太郎君	沢 たまき君	海野 徹君	奥村 展三君
久世 公義君	久野 恒一君	脇 雅史君	足立 良平君	白浜 一良君	高野 博師君	椎名 素夫君	菅川 健二君
国井 正幸君	倉田 寛之君	浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	但馬 久美君	続 訓弘君	田名部匡省君	高橋紀世子君
小山 孝雄君	鴻池 祥肇君	伊藤 基隆君	石田 美栄君	鶴岡 洋君	浜田卓二郎君	堂本 暁子君	松岡満壽男君
佐々木知子君	佐藤 昭郎君	今井 澄君	今泉 昭君	浜四津敏子君	日笠 勝之君	水野 誠一君	山崎 力君
佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君	江田 五月君	江本 孟紀君	弘友 和夫君	福本 潤一君	石井 一二君	佐藤 道夫君
坂野 重信君	清水嘉子君	小川 勝也君	小川 敏夫君	益田 洋介君	松 あきら君	島袋 宗康君	西川きよし君
塩崎 恭久君	陣内 孝雄君	岡崎トミ子君	勝木 健司君	森本 晃司君	山下 栄一君	岩瀬 良三君	曾野 久光君
須藤良太郎君	末広まき子君	川橋 幸子君	木俣 佳文君	山本 保君	渡辺 孝男君	中村 敦夫君	
鈴木 政二君	鈴木 正孝君	北澤 俊美君	久保 巨君	阿部 幸代君	井上 美代君		
世耕 弘成君	田浦 直君	郡司 彰君	小林 元君	池田 幹幸君	市田 忠義君		
田中 直紀君	田村 公平君	小宮山洋子君	小山 峰男君	岩佐 惠美君	靖方 靖夫君		
竹山 裕君	武見 敬三君	奥石 東君	佐藤 泰介君	大沢 辰美君	笠井 亮君		
谷川 秀善君	常田 享祥君	佐藤 雄平君	齋藤 勤君	小池 晃君	小泉 親司君		
中川 義雄君	中島 眞人君	櫻井 充君	笹野 貞子君	須藤美也子君	立木 洋君		
中曾根弘文君	中原 爽君	高嶋 良充君	竹村 泰子君	富樫 練三君	西山登紀子君		
仲道 俊哉君	長峯 基君	角田 義一君	千葉 景子君	橋本 敦君	畑野 君枝君		
成瀬 守重君	西田 吉宏君	内藤 正光君	寺崎 昭久君	八田ひろ子君	林 紀子君		
野沢 太三君	野間 起君	長谷川 清君	直嶋 正行君	筆坂 秀世君	宮本 岳志君		
南野知恵子君	長谷川道郎君	長谷川 清君	平田 健二君	山下 芳生君	吉岡 吉典君		
橋本 聖子君	馳 浩君	広中和歌子君	福田 哲郎君	吉川 春子君	大淵 絹子君		
畑 恵君	服部三男雄君	藤井 俊男君	堀 利和君	大脇 雅子君	梶原 敬義君		
林 芳正君	日出 英輔君	本田 良一君	前川 忠夫君	清水 澄子君	谷本 鏡君		
平田 耕一君	保坂 三蔵君	松崎 俊久君	松田 岩夫君	照屋 寛徳君	田 英夫君		
真鍋 賢二君	松谷蒼一郎君	松前 達郎君	円より子君	福島 瑞穂君	測上 貞雄君		

三浦 一水君	峰崎 直樹君	本岡 昭次君	山本 正和君	阿曾田 清君
溝手 顯正君	篠瀬 進君	柳田 稔君	泉 信也君	入澤 肇君
森下 博之君	山下八洲夫君	吉田 之久君	扇 千景君	田村 秀昭君
森山 裕君	和田 洋子君	藥科 満治君	高橋 令則君	月原 茂昭君
山崎 正昭君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君	鶴保 康介君	戸田 邦司君
山本 一太君	海野 義孝君	大森 礼子君	平野 貞夫君	星野 朋市君
吉川 芳男君	加藤 修一君	風間 純君	渡辺 秀央君	岩本 莊太君
若林 正俊君	木庭健太郎君	沢 たまき君	海野 徹君	奥村 展三君
足立 良平君	白浜 一良君	高野 博師君	椎名 素夫君	菅川 健二君
朝日 俊弘君	但馬 久美君	続 訓弘君	田名部匡省君	高橋紀世子君
石田 美栄君	鶴岡 洋君	浜田卓二郎君	堂本 暁子君	松岡満壽男君
今泉 昭君	浜四津敏子君	日笠 勝之君	水野 誠一君	山崎 力君
江本 孟紀君	弘友 和夫君	福本 潤一君	石井 一二君	佐藤 道夫君
小川 敏夫君	益田 洋介君	松 あきら君	島袋 宗康君	西川きよし君
勝木 健司君	森本 晃司君	山下 栄一君	岩瀬 良三君	曾野 久光君
木俣 佳文君	山本 保君	渡辺 孝男君	中村 敦夫君	
久保 巨君	阿部 幸代君	井上 美代君		
小林 元君	池田 幹幸君	市田 忠義君		
小山 峰男君	岩佐 惠美君	靖方 靖夫君		
佐藤 泰介君	大沢 辰美君	笠井 亮君		
齋藤 勤君	小池 晃君	小泉 親司君		
笹野 貞子君	須藤美也子君	立木 洋君		
竹村 泰子君	富樫 練三君	西山登紀子君		
千葉 景子君	橋本 敦君	畑野 君枝君		
寺崎 昭久君	八田ひろ子君	林 紀子君		
直嶋 正行君	筆坂 秀世君	宮本 岳志君		
平田 健二君	山下 芳生君	吉岡 吉典君		
福田 哲郎君	吉川 春子君	大淵 絹子君		
堀 利和君	大脇 雅子君	梶原 敬義君		
前川 忠夫君	清水 澄子君	谷本 鏡君		
松田 岩夫君	照屋 寛徳君	田 英夫君		
円より子君	福島 瑞穂君	測上 貞雄君		
	三重野栄子君	村沢 牧君		

山本 正和君	阿曾田 清君	菅川 健二君	高橋紀世子君	松岡満壽男君	山崎 力君	佐藤 道夫君	西川きよし君	曾野 久光君
泉 信也君	入澤 肇君	田村 秀昭君	月原 茂昭君	戸田 邦司君	星野 朋市君	岩本 莊太君	奥村 展三君	菅川 健二君
扇 千景君	高橋 令則君	鶴保 康介君	平野 貞夫君	渡辺 秀央君	海野 徹君	椎名 素夫君	田名部匡省君	堂本 暁子君
高橋 令則君	鶴保 康介君	平野 貞夫君	渡辺 秀央君	海野 徹君	椎名 素夫君	田名部匡省君	堂本 暁子君	水野 誠一君
高橋 令則君	鶴保 康介君	平野 貞夫君	渡辺 秀央君	海野 徹君	椎名 素夫君	田名部匡省君	堂本 暁子君	石井 一二君
高橋 令則君	鶴保 康介君	平野 貞夫君	渡辺 秀央君	海野 徹君	椎名 素夫君	田名部匡省君	堂本 暁子君	島袋 宗康君
高橋 令則君	鶴保 康介君	平野 貞夫君	渡辺 秀央君	海野 徹君	椎名 素夫君	田名部匡省君	堂本 暁子君	岩瀬 良三君
高橋 令則君	鶴保 康介君	平野 貞夫君	渡辺 秀央君	海野 徹君	椎名 素夫君	田名部匡省君	堂本 暁子君	中村 敦夫君

反対者氏名

○名

日程第五 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

阿南 一成君	阿部 正俊君
青木 幹雄君	有馬 朗人君
井上 吉夫君	井上 裕君
石井 道子君	石川 弘君
石渡 清元君	市川 一朗君
岩井 國臣君	岩城 光英君
岩崎 純三君	岩永 浩美君
上杉 光弘君	上野 公成君
海老原義彦君	尾辻 秀久君
大島 慶久君	大野つや子君
太田 豊秋君	岡 利定君

一五二名

岡野 裕君	加藤 紀文君	水島 裕君	溝手 顯正君
加納 時男君	狩野 安君	村上 正邦君	森下 博之君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君	森田 次夫君	森山 裕君
片山虎之助君	金田 勝年君	山下 俊夫君	山崎 正昭君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君	山下 善彦君	山本 一太君
龜井 郁夫君	龜谷 博昭君	依田 智治君	吉川 芳男君
河本 英典君	木村 仁君	吉村剛太郎君	若林 正俊君
岸 宏一君	北岡 秀三君	脇 雅史君	荒木 清寛君
久世 公堯君	久野 恒一君	脇 雅史君	海野 義孝君
国井 正幸君	倉田 寛之君	大森 礼子君	加藤 修一君
小山 孝雄君	鴻池 祥肇君	風間 昶君	木庭健太郎君
佐々木知子君	佐藤 昭郎君	沢 たまき君	白浜 一良君
佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君	高野 博師君	但馬 久美君
坂野 重信君	清水嘉与子君	統 訓弘君	鶴岡 洋君
塩崎 恭久君	陣内 孝雄君	浜田卓二郎君	浜四津敏子君
須藤良太郎君	末広まき君	日笠 勝之君	弘友 和夫君
鈴木 政二君	鈴木 正孝君	福本 潤一君	益田 洋介君
世耕 弘成君	田浦 直君	松 あきら君	森本 晃司君
田中 直紀君	田村 公平君	山下 栄一君	山本 保君
竹山 裕君	武見 敬三君	渡辺 孝男君	阿曾田 清君
谷川 秀善君	常田 享許君	泉 信也君	入澤 肇君
中川 義雄君	中島 眞人君	扇 千景君	田村 秀昭君
中曾根弘文君	中原 爽君	高橋 令則君	月原 茂昭君
仲道 俊哉君	長峯 基君	鶴保 廣介君	戸田 邦司君
成瀬 守重君	西田 吉宏君	平野 貞夫君	星野 朋市君
野沢 太三君	野間 起君	渡辺 秀央君	岩本 莊太君
南野知恵子君	長谷川道郎君	海野 徹君	奥村 展三君
橋本 聖子君	馳 浩君	椎名 素夫君	曾川 健二君
畑 恵君	服部三男雄君	堂本 睦子君	松岡満壽男君
林 芳正君	日出 英輔君	水野 誠一君	山崎 力君
平田 耕一君	保坂 三藏君	石井 一二君	佐藤 道夫君
真鍋 賢二君	松谷蒼一郎君	西川きよし君	岩瀬 良三君
松村 龍二君	三浦 一水君		

水島 裕君	溝手 顯正君	足立 良平君	小泉 親司君
村上 正邦君	森下 博之君	朝日 俊弘君	立木 洋君
森田 次夫君	森山 裕君	石田 美栄君	西山登紀子君
山下 俊夫君	山崎 正昭君	今泉 昭君	烟野 君枝君
山下 善彦君	山本 一太君	江本 孟紀君	林 紀子君
依田 智治君	吉川 芳男君	小川 敏夫君	宮本 岳志君
吉村剛太郎君	若林 正俊君	勝木 健司君	吉岡 吉典君
脇 雅史君	荒木 清寛君	木俣 佳丈君	大淵 絹子君
海野 義孝君	加藤 修一君	久保 亘君	梶原 敬義君
木庭健太郎君	白浜 一良君	小林 元君	谷本 巖君
但馬 久美君	鶴岡 洋君	小山 峰男君	田 英夫君
浜四津敏子君	弘友 和夫君	佐藤 泰介君	淵上 貞雄君
益田 洋介君	森本 晃司君	齋藤 勤君	村沢 牧君
山本 保君	阿曾田 清君	笹野 貞子君	高橋紀世子君
入澤 肇君	田村 秀昭君	竹村 泰子君	菅野 久光君
月原 茂昭君	戸田 邦司君	千葉 景子君	
星野 朋市君	岩本 莊太君	寺崎 昭久君	
奥村 展三君	曾川 健二君	直嶋 正行君	
松岡満壽男君	山崎 力君	平田 健二君	
山崎 力君	佐藤 道夫君	福山 哲郎君	
岩瀬 良三君		堀 利和君	
		前川 忠夫君	
		松田 岩夫君	
		円 より子君	
		本岡 昭次君	
		柳田 稔君	
		吉田 之久君	
		藁科 満治君	
		井上 美代君	
		市田 忠義君	
		緒方 靖夫君	
		笠井 亮君	

浅尾慶一郎君	小泉 親司君	須藤美也子君
伊藤 基隆君	立木 洋君	富樫 練三君
今井 澄君	西山登紀子君	橋本 敦君
江田 五月君	烟野 君枝君	八田ひろ子君
小川 勝也君	林 紀子君	筆坂 秀世君
岡崎トミ子君	宮本 岳志君	山下 芳生君
川橋 幸子君	吉岡 吉典君	吉川 春子君
北澤 俊美君	大淵 絹子君	大脇 雅子君
郡司 彰君	梶原 敬義君	清水 澄子君
小宮山洋子君	谷本 巖君	照屋 寛徳君
奥石 東君	田 英夫君	福島 瑞穂君
佐藤 雄平君	淵上 貞雄君	三重野栄子君
櫻井 充君	村沢 牧君	山本 正和君
高嶋 良充君	高橋紀世子君	島袋 宗康君
谷林 正昭君	菅野 久光君	中村 敦夫君
角田 義一君		
内藤 正光君		
長谷川 清君		
広中和歌子君		
藤井 俊男君		
本田 良一君		
松崎 俊久君		
松前 達郎君		
峰崎 直樹君		
篠瀬 進君		
山下八洲夫君		
和田 洋子君		
阿部 幸代君		
池田 幹幸君		
岩佐 恵美君		
大沢 辰美君		
小池 晃君		

阿南 一成君	阿部 正俊君
青木 幹雄君	有馬 朗人君
井上 吉夫君	井上 裕君
石井 道子君	石川 弘君
石渡 清元君	市川 一朗君
岩井 國臣君	岩城 光英君
岩崎 純三君	岩永 浩美君
上杉 光弘君	上野 公成君
海老原義彦君	尾辻 秀久君
大島 慶久君	大野つや子君
太田 豊秋君	岡 利定君
岡野 裕君	加藤 紀文君
加納 時男君	狩野 安君

日程第六 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法案 (衆議院提出)

賛成者氏名

二四七名

鹿熊 安正君	景山俊太郎君	村上 正邦君	森下 博之君	山下八洲夫君	吉田 之久君	泉 信也君	入澤 肇君
片山虎之助君	金田 勝年君	森田 次夫君	森山 裕君	和田 洋子君	藁科 満治君	高橋 千景君	田村 秀昭君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君	山内 俊夫君	山崎 正昭君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君	高橋 令則君	月原 茂昭君
龜井 郁夫君	龜谷 博昭君	山下 善彦君	山本 一太君	海野 義孝君	大森 礼子君	鶴保 庸介君	戸田 邦司君
河本 英典君	木村 仁君	依田 智治君	吉川 芳男君	加藤 修一君	風間 昶君	平野 貞夫君	星野 朋市君
岸 宏一君	北岡 秀二君	吉村剛太郎君	若林 正俊君	木庭健太郎君	沢 たまき君	渡辺 秀央君	岩本 莊太君
久世 公堯君	久野 恒一君	脇 雅史君	足立 良平君	白浜 一良君	高野 博師君	海野 徹君	奥村 展三君
国井 正幸君	倉田 寛之君	浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	但馬 久美君	統 訓弘君	椎名 素夫君	菅川 健二君
小山 孝雄君	鴻池 祥肇君	伊藤 基隆君	石田 美栄君	鶴岡 洋君	浜田卓二郎君	田名部匡省君	高橋紀世子君
佐々木知子君	佐藤 昭郎君	今井 澄君	今泉 昭君	浜四津敏子君	日笠 勝之君	堂本 曉子君	松岡満壽男君
佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君	江田 五月君	江本 孟紀君	弘友 和夫君	福本 潤一君	水野 誠一君	山崎 力君
坂野 重信君	清水嘉子君	小川 勝也君	小川 敏夫君	益田 洋介君	松 あきら君	石井 一二君	佐藤 道夫君
塩崎 恭久君	陣内 孝雄君	岡崎トミ子君	勝木 健司君	森本 晃司君	山下 栄一君	島袋 宗康君	西川きよし君
須藤良太郎君	末広まきこ君	川橋 幸子君	木俣 佳文君	山本 保君	渡辺 孝男君	岩瀬 良三君	菅野 久光君
鈴木 政二君	鈴木 正孝君	北澤 俊美君	久保 亘君	阿部 幸代君	井上 美代君	中村 敦夫君	
世耕 弘成君	田浦 直君	郡司 彰君	小林 元君	池田 幹幸君	市田 忠義君		
田中 直紀君	田村 公平君	小宮山洋子君	小山 峰男君	岩佐 惠美君	緒方 靖夫君		
竹山 裕君	武見 敬三君	興石 東君	佐藤 泰介君	大沢 辰美君	笠井 亮君		
谷川 秀善君	常田 享詳君	佐藤 雄平君	齋藤 勲君	小池 晃君	小泉 親司君		
中川 義雄君	中島 眞人君	櫻井 充君	笹野 貞子君	須藤美也子君	立木 洋君		
中曾根弘文君	中原 爽君	高嶋 良充君	竹村 泰子君	富樫 練三君	西山登紀子君		
仲道 俊哉君	長峯 基君	谷林 正昭君	千葉 豊子君	橋本 敦君	畑野 君枝君		
成瀬 守重君	西田 吉宏君	角田 義一君	寺崎 昭久君	八田ひろ子君	林 紀子君		
野沢 太三君	野間 越君	内藤 正光君	直嶋 正行君	筆坂 秀世君	宮本 岳志君		
南野知恵子君	長谷川道郎君	長谷川 清君	平田 健二君	山下 芳生君	吉岡 吉典君		
橋本 聖子君	馳 浩君	広中和歌子君	福山 哲郎君	吉川 春子君	大淵 絹子君		
畑 恵君	服部三男雄君	藤井 俊男君	堀 利和君	大脇 雅子君	梶原 敬義君		
林 芳正君	日出 英輔君	本田 良一君	堀 忠夫君	清水 澄子君	谷本 鶴君		
平田 耕一君	保坂 三蔵君	松崎 俊久君	前川 岩夫君	照屋 寛徳君	田 英夫君		
真鍋 賢二君	松谷蒼一郎君	松前 達郎君	円 より子君	福島 瑞穂君	洲上 貞雄君		
松村 隆二君	三浦 一水君	峰崎 直樹君	本岡 昭次君	三重野栄子君	村沢 牧君		
水島 裕君	清手 顯正君	篠瀬 進君	柳田 稔君	山本 正和君	阿曾田 清君		

村上 正邦君	森下 博之君	山下八洲夫君	吉田 之久君	泉 信也君	入澤 肇君
森田 次夫君	森山 裕君	和田 洋子君	藁科 満治君	高橋 千景君	田村 秀昭君
山内 俊夫君	山崎 正昭君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君	高橋 令則君	月原 茂昭君
山下 善彦君	山本 一太君	海野 義孝君	大森 礼子君	鶴保 庸介君	戸田 邦司君
依田 智治君	吉川 芳男君	加藤 修一君	風間 昶君	平野 貞夫君	星野 朋市君
吉村剛太郎君	若林 正俊君	木庭健太郎君	沢 たまき君	渡辺 秀央君	岩本 莊太君
脇 雅史君	足立 良平君	白浜 一良君	高野 博師君	海野 徹君	奥村 展三君
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	但馬 久美君	統 訓弘君	椎名 素夫君	菅川 健二君
伊藤 基隆君	石田 美栄君	鶴岡 洋君	浜田卓二郎君	田名部匡省君	高橋紀世子君
今井 澄君	今泉 昭君	浜四津敏子君	日笠 勝之君	堂本 曉子君	松岡満壽男君
江田 五月君	江本 孟紀君	弘友 和夫君	福本 潤一君	水野 誠一君	山崎 力君
小川 勝也君	小川 敏夫君	益田 洋介君	松 あきら君	石井 一二君	佐藤 道夫君
岡崎トミ子君	勝木 健司君	森本 晃司君	山下 栄一君	島袋 宗康君	西川きよし君
川橋 幸子君	木俣 佳文君	山本 保君	渡辺 孝男君	岩瀬 良三君	菅野 久光君
北澤 俊美君	久保 亘君	阿部 幸代君	井上 美代君	中村 敦夫君	
郡司 彰君	小林 元君	池田 幹幸君	市田 忠義君		
小宮山洋子君	小山 峰男君	岩佐 惠美君	緒方 靖夫君		
興石 東君	佐藤 泰介君	大沢 辰美君	笠井 亮君		
佐藤 雄平君	齋藤 勲君	小池 晃君	小泉 親司君		
櫻井 充君	笹野 貞子君	須藤美也子君	立木 洋君		
高嶋 良充君	竹村 泰子君	富樫 練三君	西山登紀子君		
谷林 正昭君	千葉 豊子君	橋本 敦君	畑野 君枝君		
角田 義一君	寺崎 昭久君	八田ひろ子君	林 紀子君		
内藤 正光君	直嶋 正行君	筆坂 秀世君	宮本 岳志君		
長谷川 清君	平田 健二君	山下 芳生君	吉岡 吉典君		
長谷川道郎君	福山 哲郎君	吉川 春子君	大淵 絹子君		
広中和歌子君	堀 利和君	大脇 雅子君	梶原 敬義君		
藤井 俊男君	堀 忠夫君	清水 澄子君	谷本 鶴君		
本田 良一君	前川 岩夫君	照屋 寛徳君	田 英夫君		
松崎 俊久君	松前 達郎君	福島 瑞穂君	洲上 貞雄君		
松谷蒼一郎君	円 より子君	三重野栄子君	村沢 牧君		
松村 隆二君	本岡 昭次君	山本 正和君	阿曾田 清君		

泉 信也君	入澤 肇君	泉 信也君	入澤 肇君
高橋 千景君	田村 秀昭君	高橋 千景君	田村 秀昭君
高橋 令則君	月原 茂昭君	高橋 令則君	月原 茂昭君
鶴保 庸介君	戸田 邦司君	鶴保 庸介君	戸田 邦司君
平野 貞夫君	星野 朋市君	平野 貞夫君	星野 朋市君
渡辺 秀央君	岩本 莊太君	渡辺 秀央君	岩本 莊太君
海野 徹君	奥村 展三君	海野 徹君	奥村 展三君
椎名 素夫君	菅川 健二君	椎名 素夫君	菅川 健二君
田名部匡省君	高橋紀世子君	田名部匡省君	高橋紀世子君
堂本 曉子君	松岡満壽男君	堂本 曉子君	松岡満壽男君
水野 誠一君	山崎 力君	水野 誠一君	山崎 力君
石井 一二君	佐藤 道夫君	石井 一二君	佐藤 道夫君
島袋 宗康君	西川きよし君	島袋 宗康君	西川きよし君
岩瀬 良三君	菅野 久光君	岩瀬 良三君	菅野 久光君
中村 敦夫君		中村 敦夫君	

新事業創出促進法案(内閣提出、衆議院送付)
 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を
 改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

阿南 一成君	阿部 正俊君
青木 幹雄君	有馬 朗人君
井上 吉夫君	井上 裕君
石井 道子君	石川 弘君
石渡 清元君	市川 一朗君
岩井 國臣君	岩城 光英君
岩崎 純三君	岩永 浩美君
上杉 光弘君	上野 公成君
海老原義彦君	尾辻 秀久君
大島 慶久君	大野つや子君

〇名

反対者氏名

五九

太田 豊秋君	岡 利定君	真鍋 賢二君	松谷善一郎君	松前 達郎君	円 より子君	高橋紀世子君	堂本 曉子君
岡野 裕君	加藤 紀文君	松村 龍二君	三浦 一水君	峰崎 直樹君	本岡 昭次君	松岡満壽男君	水野 誠一君
加納 時男君	狩野 安君	水島 裕君	溝手 顯正君	築瀬 進君	柳田 稔君	山崎 力君	石井 一二君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君	村上 正邦君	森下 博之君	山下八洲夫君	吉田 之久君	佐藤 道夫君	島袋 宗康君
片山虎之助君	金田 勝年君	森田 次夫君	森山 裕君	和田 洋子君	薬科 満治君	西川きよし君	岩瀬 良三君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君	山内 俊夫君	山崎 正昭君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君	菅野 久光君	
龜井 郁夫君	龜谷 博昭君	山下 善彦君	山本 一太君	海野 義孝君	大森 礼子君		
河本 英典君	木村 仁君	依田 智治君	吉川 芳男君	加藤 修一君	風間 昶君		
岸 宏一君	北岡 秀二君	吉村剛太郎君	若林 正俊君	木庭健太郎君	沢 たまき君		
久世 公義君	久野 恒一君	脇 雅史君	足立 良平君	白浜 一良君	高野 博師君		
国井 正幸君	倉田 寛之君	浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	但馬 久美君	統 訓弘君		
小山 孝雄君	鴻池 祥肇君	伊藤 基隆君	石田 美栄君	鶴岡 洋君	浜田卓二郎君		
佐々木知子君	佐藤 昭郎君	今井 澄君	今泉 昭君	浜四津敏子君	日笠 勝之君		
佐藤 泰三君	斉藤 滋宣君	江田 五月君	江本 孟紀君	弘友 和夫君	福本 潤一君		
坂野 重信君	清水嘉与子君	小川 勝也君	小川 敏夫君	益田 洋介君	松 あきら君		
塩崎 恭久君	陣内 孝雄君	岡崎トミ子君	勝木 健司君	森本 晃司君	山下 栄一君		
須藤良太郎君	末広まきこ君	川橋 幸子君	木俣 佳文君	山本 保君	渡辺 孝男君		
鈴木 政二君	鈴木 正孝君	北澤 俊美君	久保 亘君	大淵 絹子君	大脇 雅子君		
世耕 弘成君	田浦 直君	郡司 彰君	小林 元君	梶原 敬義君	清水 澄子君		
田中 直紀君	田村 公平君	小宮山洋子君	小山 峰男君	谷本 鶴君	照屋 寛徳君		
竹山 裕君	武見 敬三君	奥石 東君	佐藤 泰介君	田 英夫君	福島 瑞穂君		
谷川 秀善君	常田 享祥君	佐藤 雄平君	齋藤 勤君	淵上 貞雄君	三重野栄子君		
中川 義雄君	中島 眞人君	櫻井 充君	笹野 貞子君	村沢 牧君	山本 正和君		
中曾根弘文君	中原 爽君	高嶋 良充君	竹村 泰子君	阿曾田 清君	泉 信也君		
仲道 俊哉君	長峯 基君	谷林 正昭君	千葉 景子君	入澤 肇君	扇 千景君		
成瀬 守重君	西田 吉宏君	角田 義一君	寺崎 昭久君	田村 秀昭君	高橋 令則君		
野沢 太三君	野間 耕君	内藤 正光君	直嶋 正行君	月原 茂昭君	鶴保 廣介君		
南野知恵子君	長谷川道郎君	長谷川 清君	平田 健二君	戸田 邦司君	平野 貞夫君		
橋本 聖子君	馳 浩君	広中和歌子君	福山 哲郎君	星野 朋市君	渡辺 秀央君		
畑 恵君	服部三男雄君	藤井 俊男君	堀 利和君	岩本 莊太君	海野 徹君		
林 芳正君	日出 英輔君	本田 良一君	前川 忠夫君	奥村 展三君	椎名 素夫君		
平田 耕一君	保坂 三蔵君	松崎 俊久君	松田 岩夫君	菅川 健二君	田名部匡吉君		

反対者氏名

二四名

阿部 幸代君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	笠井 亮君
小池 晃君	小泉 親司君
須藤美也子君	立木 洋君
富樫 練三君	西山登紀子君
橋本 敦君	畑野 君枝君
八田ひろ子君	林 紀子君
筆坂 秀世君	宮本 岳志君
山下 芳生君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	中村 敦夫君

日程第七 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二四五名

阿南 一成君	阿部 正俊君
青木 幹雄君	有馬 朗人君
井上 吉夫君	井上 裕君
石井 道子君	石川 弘君
石渡 清元君	市川 一朗君
岩井 國臣君	岩城 光英君
岩崎 純三君	岩永 浩美君

上杉 光弘君	上野 公成君	海老原義彦君	尾辻 秀久君	大島 慶久君	大野つや子君	太田 豊秋君	岡 利定君	岡野 裕君	加藤 紀文君	加納 時男君	狩野 安君	鹿熊 安正君	景山俊太郎君	片山虎之助君	金田 勝年君	釜本 邦茂君	鎌田 要人君	龜井 郁夫君	龜谷 博昭君	河本 英典君	木村 仁君	岸 宏一君	北岡 秀二君	久世 公義君	久野 恒一君	国井 正幸君	倉田 寛之君	小山 孝雄君	鴻池 祥驥君	佐々木知子君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	高藤 滋宣君	坂野 重信君	清水嘉子君	塩崎 恭久君	陣内 孝雄君	須藤良太郎君	末広まき子君	鈴木 政二君	鈴木 正孝君	世耕 弘成君	田浦 直君	田中 直紀君	田村 公平君	竹山 裕君	武見 敬三君	谷川 秀善君	常田 享詳君	中川 義雄君	中島 眞人君	中曾根弘文君	中原 爽君	仲道 俊哉君	長峯 基君	成瀬 守重君	西田 吉宏君	野沢 太三君	野間 耕君	南野知恵子君	長谷川道郎君	橋本 聖子君	馳 浩君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	------

畑 恵君	服部三男雄君	林 芳正君	日出 英輔君	平田 耕一君	保坂 三蔵君	真鍋 賢二君	松谷蒼一郎君	松村 龍二君	三浦 一水君	水島 裕君	村上 正邦君	村上 次夫君	森田 裕君	森田 正昭君	山下 俊夫君	山下 善彦君	依田 智治君	吉村剛太郎君	脇 雅史君	浅尾慶一郎君	伊藤 基隆君	今井 澄君	江田 五月君	小川 勝也君	岡崎トミ子君	川橋 幸子君	北澤 俊美君	郡司 彰君	小宮山洋子君	奥石 東君	佐藤 雄平君	櫻井 充君	高嶋 良充君	谷林 正昭君	角田 義一君	内藤 正光君	長谷川 清君	広中和歌子君
------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

藤井 俊男君	堀 利和君	本田 良一君	前川 忠夫君	松崎 俊久君	松田 岩夫君	松前 達郎君	円より子君	峰崎 直樹君	本岡 昭次君	築瀬 進君	柳田 檢君	山下八洲夫君	吉田 之久君	荒木 清寛君	海野 義孝君	加藤 修一君	木庭健太郎君	白浜 一良君	但馬 久美君	鶴岡 洋君	浜田卓二郎君	日笠 勝之君	福本 潤一君	松 あきら君	山下 栄一君	渡辺 孝男君	井上 美代君	市田 忠義君	緒方 靖夫君	笠井 亮君	小泉 親司君	立木 洋君	西山登紀子君	八田ひろ子君	筆坂 秀世君	山下 芳生君	吉川 春子君	大脇 雅子君
--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

清水 澄子君	谷本 巍君	照屋 寛徳君	田 英夫君	福島 瑞穂君	淵上 貞雄君	三重野栄子君	村沢 牧君	山本 正和君	阿曾田 清君	泉 信也君	入澤 肇君	扇 千景君	田村 秀昭君	高橋 令則君	月原 茂昭君	鶴保 庸介君	戸田 邦司君	平野 貞夫君	星野 朋市君	渡辺 秀央君	岩本 莊太君	海野 徹君	奥村 展三君	椎名 素夫君	曾川 健二君	田名部匡省君	高橋紀世子君	堂本 曉子君	松岡満壽男君	水野 誠一君	山崎 力君	石井 一二君	佐藤 道夫君	島袋 宗康君	西川きよし君	岩瀬 良三君	曾野 久光君	中村 敦夫君
--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

反対者氏名

○名

日程第八 日本開発銀行法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

二二三名

阿南 一成君	阿部 正俊君	青木 幹雄君	有馬 朗人君	井上 吉夫君	井上 裕君	石井 道子君	石川 弘君	石渡 清元君	市川 一朗君	岩井 國臣君	岩城 光英君
--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------

岩崎 純三君	岩永 浩美君	橋本 聖子君	馳 浩君
上杉 光弘君	上野 公成君	畑 惠君	服部三男雄君
海老原義彦君	尾辻 秀久君	林 芳正君	日出 英輔君
大島 慶久君	大野つや子君	平田 耕一君	保坂 三蔵君
太田 豊秋君	岡 利定君	真鍋 賢二君	松谷善一郎君
岡野 裕君	加藤 紀文君	松村 龍一君	三浦 一水君
加納 時男君	狩野 安君	水島 裕君	溝手 顯正君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君	村上 正邦君	森下 博之君
片山虎之助君	金田 勝年君	森田 次夫君	森山 裕君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君	山内 俊夫君	山崎 正昭君
龜井 郁夫君	龜谷 博昭君	山下 善彦君	山本 一太君
河本 英典君	木村 仁君	依田 智治君	吉川 芳男君
岸 宏一君	北岡 秀二君	吉村剛太郎君	若林 正俊君
久世 公義君	久野 恒一君	脇 雅史君	足立 良平君
国井 正幸君	倉田 寛之君	浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君
小山 孝雄君	鴻池 祥肇君	伊藤 基隆君	石田 美栄君
佐々木知子君	佐藤 昭郎君	今井 澄君	今泉 昭君
佐藤 泰三君	斎藤 滋宣君	江田 五月君	江本 孟紀君
坂野 重信君	清水嘉与子君	小川 勝也君	小川 敏夫君
塩崎 恭久君	陣内 孝雄君	岡崎トミ子君	勝木 健司君
須藤良太郎君	末広まきこ君	川橋 幸子君	木俣 佳文君
鈴木 政二君	鈴木 正孝君	北澤 俊美君	久保 亘君
世耕 弘成君	田浦 直君	郡司 彰君	小林 元君
田中 直紀君	田村 公平君	小宮山洋子君	小山 峰男君
竹山 裕君	武見 敬三君	奥石 東君	佐藤 泰介君
谷川 秀善君	常田 享祥君	佐藤 雄平君	齋藤 勳君
中川 義雄君	中島 眞人君	櫻井 充君	笹野 貞子君
中曾根弘文君	中原 爽君	高嶋 良充君	竹村 泰子君
仲道 俊哉君	長峯 基君	高嶋 正昭君	千葉 景子君
成瀬 守重君	西田 吉宏君	角田 義一君	寺崎 昭久君
野沢 太三君	野間 紉君	内藤 正光君	直嶋 正行君
南野知恵子君	長谷川道郎君	長谷川 清君	平田 健君

福山 哲郎君	藤井 俊男君	渡辺 秀央君	岩本 莊太君
堀 利和君	本田 良一君	海野 徹君	奥村 展三君
前川 忠夫君	松崎 俊久君	椎名 素夫君	菅川 健三君
松田 岩夫君	松前 達郎君	田名部匡省君	高橋紀世子君
円より子君	峰崎 直樹君	堂本 暁子君	松岡満壽男君
本岡 昭次君	篠瀬 進君	水野 誠一君	山崎 力君
柳田 稔君	山下八洲夫君	石井 一二君	佐藤 道夫君
吉田 之久君	和田 洋子君	島袋 宗康君	西川きよし君
藁科 満治君	荒木 清寛君	岩瀬 良三君	菅野 久光君
魚住裕一郎君	海野 義孝君	中村 敦夫君	
大森 礼子君	加藤 修一君		
風間 相君	木庭健太郎君		
沢 たまき君	白浜 一良君		
高野 博師君	但馬 久美君		
統 訓弘君	鶴岡 洋君		
浜田卓二郎君	浜四津敏子君		
日笠 勝之君	弘友 和夫君		
福本 潤一君	益田 洋介君		
松 あきら君	森本 晃司君		
山下 栄一君	山本 保君		
渡辺 孝男君	大淵 絹子君		
大脇 雅子君	梶原 敬義君		
清水 澄子君	谷本 鐵君		
照屋 寛徳君	田 英夫君		
福島 瑞穂君	測上 貞雄君		
三重野栄子君	村沢 牧君		
山本 正和君	阿曾田 清君		
泉 信也君	入澤 肇君		
扇 千景君	田村 秀昭君		
高橋 令則君	月原 茂晴君		
鶴保 廣介君	戸田 邦司君		
平野 貞夫君	星野 朋市君		

反対者氏名

一三名

阿部 幸代君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 惠美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	笠井 亮君
小池 晃君	小泉 親司君
須藤美也子君	立木 洋君
富樫 練三君	西山登紀子君
橋本 敦君	畑野 君枝君
八田ひろ子君	林 紀子君
筆坂 秀世君	宮本 岳志君
山下 芳生君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	

財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に
関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一五七名

阿南 一成君	阿部 正俊君
青木 幹雄君	有馬 朗人君
井上 吉夫君	井上 裕君
石井 道子君	石川 弘君

石渡 清元君	市川 一朗君	野沢 太三君	南野知恵子君
岩井 國臣君	岩城 光英君	長谷川道郎君	橋本 聖子君
岩崎 純三君	岩永 浩美君	馳 浩君	畑 恵君
上杉 光弘君	上野 公成君	服部三男雄君	林 芳正君
海老原義彦君	尾辻 秀久君	日出 英輔君	平田 耕一君
大島 慶久君	大野つや子君	保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
太田 豊秋君	岡 利定君	松谷善一郎君	松村 龍二君
岡野 裕君	加藤 紀文君	三浦 一水君	水島 裕君
加納 時男君	狩野 安君	清手 顯正君	村上 正邦君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君	森下 博之君	森田 次夫君
片山虎之助君	金田 勝年君	森山 裕君	山内 俊夫君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君	山下 善彦君	山本 一太君
龜井 郁夫君	龜谷 博昭君	依田 智治君	吉川 芳男君
河本 英典君	木村 仁君	吉村剛太郎君	若林 正俊君
岸 宏一君	北岡 秀二君	脇 雅史君	荒木 清寛君
久世 公義君	久野 恒一君	魚住裕一郎君	海野 義孝君
国井 正幸君	倉田 寛之君	大森 礼子君	加藤 修一君
小山 孝雄君	鴻池 祥肇君	風間 和君	木庭健太郎君
佐々木知子君	佐藤 昭郎君	沢 たまき君	白浜 一良君
佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君	高野 博郎君	但馬 久美君
坂野 重信君	清水嘉子君	続 訓弘君	鶴岡 洋君
塩崎 恭久君	陣内 孝雄君	浜田卓二郎君	浜四津敏子君
須藤良太郎君	末広まきこ君	日笠 勝之君	弘友 和夫君
鈴木 政二君	鈴木 正孝君	福本 潤一君	益田 洋介君
世耕 弘成君	田浦 直君	松 あきら君	森本 晃司君
田中 直紀君	田村 公平君	山下 栄一君	山本 保君
竹山 裕君	武見 敬三君	渡辺 孝男君	大湖 絹子君
谷川 秀善君	常田 享祥君	大脇 雅子君	梶原 敬義君
中川 義雄君	中島 眞人君	清水 澄子君	谷本 嶺君
中曾根弘文君	中原 爽君	照屋 寛徳君	田 英夫君
仲道 俊哉君	長峯 基君	福島 瑞穂君	洲上 自雄君
成瀬 守重君	西田 吉宏君	三重野栄子君	村沢 牧君

山本 正和君	阿曾田 清君	福山 哲郎君	藤井 俊男君
泉 信也君	入澤 肇君	堀 利和君	本田 良一君
扇 千景君	田村 秀昭君	前川 忠夫君	松崎 俊久君
高橋 令則君	月原 茂隆君	松田 岩夫君	松前 達郎君
鶴保 廣介君	戸田 邦司君	円より子君	峰崎 直樹君
平野 貞夫君	星野 明市君	本岡 昭次君	篠瀬 進君
渡辺 秀央君	岩本 莊太君	柳田 稔君	山下八洲夫君
椎名 素夫君	菅川 健二君	吉田 久之君	和田 洋子君
水野 誠一君	山崎 力君	薬科 満治君	阿部 幸代君
石井 一二君	島袋 宗康君	井上 美代君	池田 幹幸君
岩瀬 良三君		市田 忠義君	岩佐 恵美君
		緒方 靖夫君	大沢 辰美君
		笠井 亮君	小池 晃君
		小泉 親司君	須藤美也子君
		立木 洋君	富樫 練三君
		西山登紀子君	橋本 敦君
		烟野 君枝君	八田ひろ子君
		林 紀子君	筆坂 秀世君
		宮本 岳志君	山下 芳生君
		吉岡 吉典君	吉川 春子君
		海野 徹君	奥村 展三君
		田名部匡省君	高橋紀世子君
		松岡満壽男君	佐藤 道夫君
		西川きよし君	曾野 久光君
		中村 敦夫君	

反对者氏名

八七名

足立 良平君	浅尾慶一郎君	伊藤 基隆君	今井 澄君	江田 五月君	小川 勝也君	岡崎トミ子君	川橋 幸子君	北澤 俊美君	郡司 彰君	小宮山洋子君	奥石 東君	佐藤 雄平君	櫻井 充君	高嶋 良充君	谷林 正昭君	角田 義一君	内藤 正光君	長谷川 清君	広中和歌子君
朝日 俊弘君	石田 美栄君	今泉 昭君	江本 孟紀君	小川 敏夫君	勝木 健司君	木俣 佳文君	久保 亘君	小林 元君	小山 峰男君	佐藤 泰介君	齋藤 勁君	笹野 貞子君	竹村 泰子君	千葉 曼子君	寺崎 昭久君	直嶋 正行君	平田 健二君		

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
東京一〇五―八四四五
二番四号
大蔵省印刷局
港区虎ノ門二丁目

電 話
03
(3587)
4294

定 価
（配本） 本号一部
送 二〇〇円
料
別